

平成26年第1回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

平成26年3月5日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 池田久男君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	13番 丸山千代子君
14番 伊藤宗次君	15番 浅井武光君	16番 大嶽弘君

欠席議員（1名）

12番 内田 等君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 大須賀一誠君	副 町 長 成瀬 敦君
企画部長兼 人事秘書課長 大竹広行君	総務部長 小野浩史君
住民こども部長 桐戸博康君	健康福祉部長 鈴木 司君
環境経済部長 山本幸一君	建設部長 近藤 学君
住民こども部次長兼 こども課長 児玉幸彦君	会計管理者兼 出納室長 小山信之君
教 育 長 小野伸之君	教 育 部 長 春日井輝彦君
消 防 長 山本正義君	消 防 次 長 兼 予防防災課長 齋藤正敏君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山本忠志君

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りします。

本日、東海愛知新聞社より幸田町議会傍聴規則第9条により議場内の写真撮影及び録音の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、東海愛知新聞社による議場内の写真撮影及び録音は許可することに決定しました。

次に、お諮りします。

本日、議場において、議会だより用の写真撮影をするため企画政策課職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、企画政策課職員が議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定しました。写真撮影は質問者を随時撮りますので、よろしくお願いします。

追加でお諮りします。

先ほどの新聞社による写真撮影と録音の件であります。読売新聞社からも写真撮影及び録音の申し出がありましたので、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、読売新聞社による議場内の写真撮影及び録音も許可することに決定しました。ただいまの出席議員は15名であります。

ここで報告します。12番 内田議員は体調不良のため本日の会議を欠席する届け出がありましたので、御報告します。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時02分

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、13番 丸山千代子君、14番 伊藤宗次君の両名を指名します。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、7番、池田久男君の質問を許します。

7番、池田君。

○7番（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、先に通告してあります通告順に従い順次質問してまいります。

「確かな力」「誠実な力」による持続可能なまちづくり、第1番目は町長公約（8つの誠）の検証についてでございます。大須賀町長就任の平成22年度は、平成20年9月のアメリカの証券会社リーマンブラザーズの破綻に端を発し、リーマンショックがその前年である平成21年度から自治体の税収に暗い影を落としました。そして、厳しい財政運営とともに平成23年3月東日本大震災が発生いたしました。円高と進行を合わせ、日本経済そして日本国にとってさまざまな難関からの復興が共通の認識になったことは周知のとおりであります。

こうした背景を踏まえ、これまでの町政運営を私なりに振り返りますと、平成24年3月17日に念願の相見駅が開業いたしました。そして、相見駅周辺の様相がまさに新しい町として発展していくその勢いを感じるとともに、いつ発生してもおかしくない巨大地震や風水害に対する防災の面でも、各施設の耐震化や地域における防災組織の確立に向けて着実な歩みをこれまで行ってまいりました。特に今般、平成20年8月末豪雨により大きな被害を及ぼした広田川の破堤に対する対策として、菱池遊水地の計画がより具体的になってきたことは住民の不安を払拭するのに大きくかかわることであり、高く評価するものであります。そのほかにも平成24年5月に長野県箕輪町、7月には岩手県の住田町、平泉町そして東京都の立川市との1市3町、また平成25年7月には西三河9市1町で災害時相互応援協定を締結されました。

そして23年から25年の3年間にわたり行政施策の見える化、職員の意識改革の目的で本町始まって以来の事業仕分けが実施されました。そして24年から休日保育、土曜日の終日保育、昨年度の総合窓口設置等、財政状況が苦しい中、箱物行政は一切行わず、町民福祉の増進に向けて一つ一つ確実に一歩先を見て公約実行・実現に取り組んでまいりました。そのほかにも数多くの事業に取り組まれ、その卓越した行政手腕は大いに期待するものでございます。幸田町に住んでよかったという施策が実際に実現されてきたと私も認識しております。

そこで、町長にお伺いいたします。これまで3年半の町政運営の中、町長は御自身のマニフェストとして8項目掲げておりました。検証はされていると思いますが、まず第1点、成果と自己評価をどのように考えておられるかお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私に対する「確かな力」「誠実な力」による持続可能なまちづくりということで御質問いただいたわけでありますけれども、（8つの誠）というものを公約として掲げてまいりました。この公約である（8つの誠）につきましては実現に向けて一生懸命努力してまいりましたけれども、中には実現してないものもございます。しかしながら、この3年半におきまして、苦しい財政状況の中でいかにしてプライオリティの高いものやっつけようかということで、（8つの誠）からまず1つ目は生き生き健康に暮らす町ということでの子宮頸がん等々の医療の問題、それから障害者の実支

援の推進、それから特別養護老人ホームの3つ目の建設というようなことで、1つ目の誰もが生き生き健康に暮らす町としては一通りやってきたつもりでございます。

2番目におきましても災害、地震、豪雨などに強いまちづくりということで、先ほど池田議員もおっしゃったように近隣の西三河9市1町の災害応援協定とか東北のとか、立川の相互応援協定を結びまして、地震だとか災害に強い町を目指して実施をしたわけでございます。特に東北震災は私はそこに都合4回ほど行きまして、まず一番最初に東北震災から帰ってきて実施したことは、東北で何が怖いかといたらやっぱり暗いというのが一番怖いということをおっしゃったんで、即各小学校区にあんどん型の電気、そういうものを設置したり、特にそういう対応をさせていただきました。それから防災シンポジウムを立ち上げたり、全区における防災減災に対する町民の皆さんも動員して実態として災害に強い町をアピールさせていただいたということもでございます。

それから3つ目の広域行政の推進につきましては、特に大きなものとしましてはごみ処理場の問題で岡崎市の中央クリーンセンターの建設負担金、これにつきまして毎年1億5,000万ずつぐらいだと思いますけども、総額20億を岡崎市に負担金を出して中央クリーンセンターの運営に使わせていただくという共同運営もさせていただいてるわけでありまして。それから蒲郡市につきましても、火葬場につきまして総額2億数千万になるかと思いますが、そういう相互のお互いの広域行政の推進にも力を入れておるところでございます。

それから4番目の子どもたちが未来に羽ばたく町として、町内の子育て家庭に対する子育て支援サービス、それから保育園の完全空調化、小中学校の全室の扇風機の設置、それから保育所の休日対応、それから私立幼稚園の入園の補助、それから少年少女発明クラブ、新たなものを取り上げて、それからまた保育園の英語遊びにも着手したわけでございます。坂崎小学校の大規模改修とか鷺田付近の整備等々についても進めてまいっておるところであります。

それから5つ目の産業が活気づく豊かな都市整備ということで、3駅プラスワンが一応形ができたわけでありまして、相見駅を中核として、幸田駅、三ヶ根駅、ハピネス・ヒル・幸田ということでの3駅プラスワンの構造ができて、さらにこれにつきましては今後進めていく予定でございます。また幸田駅、三ヶ根駅、相見駅につきましても最近の犯罪防止ということで、防犯カメラ等の設置も新たに進めております。

それから農商工の活性化支援補助制度の創設ということで、農業の新たなものを着手する場合についての2分の1の補助を出して、大いに農業の活性化を図ろうという事業も進めておるところであります。それから、筆柿の里を拠点にした農産物の販売促進そのものについてもかなり力を入れたところでもあります。もう一つ、プレステージレクチャーズということで、ものづくりの幸田町の町ということで、中央の有名な先生方をお呼びして、将来にわたって幸田町がものづくりの町としての地域、岡崎だとか近隣から来ていただきまして400名規模で大きなそういうプレステージレクチャーズ、新たな産業の立地のための研修も行っているところでもあります。

それから6番目の自然と共生する豊かな環境ということで、電動アシスト自転車の購入補助、それからLEDの防犯灯の設置、自然観察だとか里山の保護等々につきまして

も力を注いだつもりでございます。

それからもう一つ、7番目であります文化の香り漂う町ということで、これにつきましては本光寺が今年国指定になると。本光寺の御廟でありますけれども、国指定になるという運びになろうかと思っておりますけれども、今後におきましては、そういうものの収蔵の管理もさらに努めていきたいというふうに思っております。それから公園の長寿命化計画だとか彦左公園のバリアフリー化、さくら会館の屋上防水だとか、男女共同参画社会の支援等々についても行ってまいりました。

それから8番目の行政意識の向上サービスの徹底ということにつきましては、先ほど池田議員がおっしゃったように事業仕分けの問題を行いました。これは1つは、行政の見える化ということと職員の意識改革ということでやらせていただきました。23、24、25年に向けてやらせていただきました。それから特に一番目立つと申しますか、窓口のワンストップサービス、本庁舎の1階でありますけれども1カ所で自分の用事が済むようにということで、職員が動いて行いうことで職員も一生懸命頑張ってくれまして、一応今何とかいい評価をいただいているような状況でございます。そういうワンストップサービスということ大きな行政改革の中の1つに入れさせていただいて。そのようないろんな事業がたくさんあるわけでありましてけれども、3年半経過し振り返って感想はということでありまして、まだまだ道半ばであろうというふうに思っております。まだまだ町民の皆さんに行っていくことはたくさんあるかというふうに思っておりますので、さらに（8つの誠）の実現に向けて努力をしてみたいというふうに思っております。それから自己採点と自己評価ということをおっしゃったわけですが、将来に向けて堅実な行政運営というものをしていかなきゃいけないだろうというふうに、地味ではありますが着実な発展を努めていくという意味での自己評価といえますか、余り派手さはないかもしれませんが、地味ですけれども堅実な行政運営をしているというふうに思っております。

以上、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） ただいま町長が3年半振り返りまして、さまざまな大須賀一誠の改革ということで、まちづくりの一つ一つ細かく説明をいただきました。1つ気になることがあります。町長、後期高齢福祉対策は結構一生懸命やっておられます。これは、一番最初の誰もが生き生き健康に暮らす町というところに入れてもらってはどうかと思っております。また26年度に深溝に100床という特別養護老人ホームができます。その辺ちょっと気になりましたので、御意見を伺います。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 大変申しわけございません。先ほど申し上げたつもりでありますけれども、誰もが生き生きというところで高齢者福祉対策充実につきましてもさらに充実していきたいと思っておりますけれども、特別養護老人ホームが26年度中に何とかでき上がるであろうというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） また本年は合併60周年、大変節目の年であります。町長も大変苦

労されて、NHKののど自慢、そのほか各種の事業がたくさんございます。多くの町民の皆様とともに喜んでいただき、盛り上げ、未来につながるまちづくりをやっていかなければならないと思ってますけどお考えはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今お話いただきましたように、今年は町村合併60周年ということでの大きなイベントを計画しております。それは単なるお祭りで終わることのないように、今からそれが発展の礎になるようなそんな計画をいたしております。6月29日には式典を行いまして、28日から前夜祭的な、加藤登紀子さんとかにお越しいたしまして、28日に前夜祭、29日に式典を行うわけでございます。これには先会議で議決いただきました名誉町民という方を5名選定いたしました。川口文夫さんとか杉浦さんとか近藤徳光さんとか大浦さんとか本多さん、それぞれいろんな行政とか経済界で活躍した人も名誉町民としての式典も重ねて行っていくわけでありまして。それから、一番、NHKののど自慢が11月2日に実施するということが決定いたしまして、これも1つの幸田町にとりましては初めての経験でございます。大いに町民の皆さんに出ていただきまして、明るい幸田町をPRしていただければいいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） いろいろお聞きしまして、町民の安全・安心、またよりよい暮らし、さらに公約実現に進められるということで、まだまだ道半ばということで頑張っていたきたいと思います。まだたくさん仕事をやっていただいております、町長の名前のごとく誠実な方だなあと、また一生懸命、あと半年ほどありますので、公約実現に向かって頑張っていたきたいと思います。思っております。

次に、2番目の財政基盤の強化策ということでお伺いをいたします。長く続いた景気低迷も平成24年の12月に安倍政権が誕生いたしました。アベノミクス、円安効果で輸出企業の業績が好転で町税の大幅な回復が見込まれ、リーマンショック前に近い税収が戻ってまいりました。しかし、国民健康保険、介護等の伸びで財政運営は引き続き厳しい状況であります。特に法人町民税の大幅な回復の兆しが見えてはきたものの、財政力格差の縮小の名目に法人町民税の一部国税化により、本町においても今後の財政計画を見直す必要が出てきたのではないかと思っております。受益と負担という税負担の原則に反し地方分権改革の流れに逆行すると考えております。本町が取り組まなければいけない企業誘致、地域の活性化を損ない、自主的な努力を阻害するものと考えております。当面箱物行政は行わず、人命、財産にかかわる安全・安心問題を最優先に取り組むとしております。また、本年8月に市町村合併の60周年の節目の年を迎えまして、一歩ずつ着実に前進することを目指して位置づけて将来展望に立ち、可能な限りを尽くしてその負託にこたえるとしております。

そこで大変重要な実態財政を見るときに物差しというか、財政力指数と並んで大事なことでございますけど、経常収支比率についてお伺いいたします。リーマンショック前の平成19年度の経常収支比率は73.8%でありました。県内でも上位で、たしか9位ぐらいでなかったかなあと記憶しております。それで年々数字が上がりまして、平成

24年度については95%という、県内ワースト3番目になっております。その原因はどこにあるか、町長にお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 健全な財政運営というのがこの自治体の一番重要なところだと思いますけれども、財政基盤の強化ということで経常収支比率についてお尋ねでございます。池田議員がおっしゃったとおり、平成19年には73.8%ということで県内のベスト9位、それが平成24年には95.6%ということで54市町村中ワースト3位という現在の状況でございます。今一番悪いところは名古屋市。その次は碧南、次が幸田というような順番でございます。何が大きく要因してるのかということになりますと、まず平成19年度の財政であります一般財源というのは99億5,193万円といたしますか、それが平成24年には79億7,475万2,000円と。そういうことで全体の税収が約20億落ち込んでいます。その状況の苦しみがこの経常収支比率に出てるということでございます。それをいかに企業さんが頑張って税収を上げていただくことによって、その比率はベストのほうに向かっていくということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 企業の収益が大事だということでございましたけど、一番大きな人件費とか扶助費、公債費の右肩上がりだと私は思っておりますけど、いかがなものでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 確かに経常経費、いろんな扶助費だとかいろんな人件費もそうありますけれども、それにつきましては一定の国の基準に基づいたりして上がっております。そういう状況下の中での財政運営につきましては非常に厳しい状況下にあるということをお願いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） これは一つの例として新聞に出ておりましたので記事にとり、香川県の満濃町というところがあります。この満濃町というのは医療費が県内トップであったそうです。いかに水準を下げるかという課題がありまして、国保制度医療削減に向けたPRを始めたそうです。初めに自分たちの保険料の負担、役場も引き続き、下げられることを説明して回ったということでございます。そして説明会を一方的に企画しても住民が集まらないということで、商工会とかいろんな集まりを利用して、会合に会議に説明したそうです。そして住民ができそうな4つの項目を挙げられたそうです。かかりつけの医者に診てもらうこと。2番目が重複受診をやめること。ジェネリック医薬品の変更を医師にお願いすること。そうした取り組みに、そして予防のための特定健診を受診することの4項目を役場の職員が一つ一つテーマを掲げて、上手な通院法とか、上手な薬の使い方といった講習メニューを用意して、お医者さんに行ったときはジェネリックくださいと書いたカードを用意して病院で提出する仕組みをつくったそうでございます。本町の職員もいろいろ一生懸命取り組んでおられますけど、この香川県の満濃町になるといいがなあと思って、やはり医師会との関係もありますが、町長、こうした取り組みはどう思われますか。御所見をいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 確かに素晴らしい方法だなと思っておりますけども、我が幸田町におきましてこのかかりつけ、重複受診等々につきましては健康課でも十分承知しております、その対策が今どの程度深く入り込んでいるかについて私はまだ承知しておりませんですけれども、それについて私のほうにも報告がございまして、そのような対応はしてきてくれていると思っております。それからジェネリックの医薬品につきましても、これについて再度また所管と調整をして、医療費がいかに安くといいますか、そういうふうに済むような形でできましたらそれもいいことだというふうに思いますので、考えていきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 7 番、池田君。

○7 番（池田久男君） それでは経常収支比率、どの程度あったらよいかということで、各自治体によってばらばらなんですけど、少なきや少ないほどいいということでありますけど、本町においては大体どの程度があればよいかということをお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 経常収支比率、どの程度あればということでありますけれども、低ければ低いほどいいわけでありまして、通常的に 80 % ぐらいの状況下であればいいかなというふうには思っております。経常収支比率が物すごい低いというのは何もしてないというふうな状況下にもなりますので、その状況下をよく見ながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 7 番、池田君。

○7 番（池田久男君） ジェネリックのほうはまた職員も大変でございまして一度検討していただくということで、また経常収支比率 80 % ぐらいでということでお聞きしました。

それで次に、一般会計の起債の残高の推移についてお伺いいたします。平成 21 年度から 26 年度までわかっておれば聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 起債の残高でありますけど、特に一般会計ということでよろしいかと思っておりますけども、平成 21 年度当初が約 9 億 1,000 万ほどございまして、22 年度が 8 億 9,600 万、23 年度が 8 億 2,960 万、24 年度が 7 億 3,100 万、25 年度が 6 億 3,960 万、平成 26 年度におきましては 5 億 2,100 万ほどになる予定でございまして。

○議長（大嶽 弘君） 7 番、池田君。

○7 番（池田久男君） 地方債の現在高の推移を見ましても、町長就任の平成 22 年、大変多くあって 154 億円ほどあったと記憶しております。また 26 年度の、これはあくまでも見込みでございまして 107 億という、約 54 億円ほど減ってきております。また起債のほうも徐々に減ってきております。やはりハピネス・ヒル・幸田の返還が大きいんじゃないかと思っております。ハピネス・ヒルの償還金額、それと年度は大ざっぱでよろしいですけど、わかったら教えていただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほどプライマリーバランスを維持していくということで行っているわけですが、起債残高の減少を図っていくということでありまして、先ほど26年度で約52億という年度末の残ということですが、町民会館もろもろの施設が平成27年以降、元金償還がいま毎年26年度におきますと約12億、27年度では10億、28年度になりますと元金償還が約7億9,000万ということでどんどん下がってまいりまして、28年度に好転するということになるわけでありまして、そこにおいてやっと土俵につけるかな、次の大型事業等々、皆さんが御希望なされるような事業がしっかりやっていけるかな、そういう今は予算の規模を考えております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） あと2年辛抱していただければ大型事業もやっていただくということでございますので、よろしくお願いいたします。

そして3個目の質問、本年4月から消費税が5%から8%になります。影響額をお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 地方消費税の問題でありますけれども、影響額というのをざっと考えまして、私どもは交付団体ということで、法人町民税が国税化ということでの国の国税化になるということ、それと地方消費税との絡みを2つで相殺しますと、27年度におきましては地方消費税が約1億1,000万に対して法人住民税の一部国税化が1億、プラスの1,000万ほど出るかというふうに思いますけれども、28年度におきますと消費税が約2億1,000万、法人の住民税の国税化が2億5,000万、約4,000万の赤字と、それから29年度にきますと先ほど言いましたような消費税が3億でありまして、法人住民税の一部国税化が4億5,000万、1億5,000万のマイナスと、そんなような消費税との絡みがございますので、すべからず安堵する状況下にはないということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） この消費税増税の影響については国の召し上げ図といいますが、8%では21%、10%では35%が私の見込みでおるわけですが、これで間違いございませんでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） はい。そのような形になると思います。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） それでは、法人町民税については過去最高額が22億円ありました。同額の法人税の純利益があったとしても、7億7,000万ほどは国税化されることになると思われます。地方消費税交付金で4億6,000万円補填されておりますけど、1億5,000万ほど歳出で負担増が出てきます。実質4億6,000万円程度の今回の改悪により町の財源が奪われることになります。そして、扶助費も毎年1億円程度どうかしております。財政的余裕を生み出すことは大変困難な状況にありますけど、これらの対応するために、町長は何かいい方策があるかないかをお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） やはり財政が安定することによって町の行政は図られるというところでありますので、これは、特に一昨年からつくりました企業立地課によります企業誘致によりまして、法人町民税、固定資産税の税収の確保に努めていく。これは今継続して行っておるわけでありましてけれども、箱物行政から脱却ということで私がやってまいったわけでありましてけれども、今後の景気動向、新年度でありますけれども約9億ぐらいの税収が見込めるというようなこともいろいろ頭の中で考えながら、公債費は少なくしながら、現状の歳入、入ってくる予算を一つのめどとして歳出計画をつくっていかなくちゃいけない。大いに借金をどんどんしてやっていくというのは、将来の見込みをつけて借金をしながらやって、それを新たな大型事業にも取り組んでいきたい、そういうことを思っております。経常収支比率を回復させて、財政基盤を安定させていくと。これを第一にやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 町長、対応するために企業誘致による税収増、それと箱物行政の抑制ということで、公債費支出の抑制を実施していくということで考えておられますので、次の質問に入りたいと思います。

次は企業誘致の取り組みについてということでございます。本町の企業誘致については、昭和42年に駅西地区約52ヘクタールの土地に輸送機械を初めとする10社の企業誘致に成功いたしました。それに続き、昭和46年から坂崎地区に3社、西尾、西尾中部長嶺地区に1社ずつ誘致をし、いずれも成功し現在に至っているところでございます。本町の財政運営に大きく貢献、寄与しております。先人たちの苦勞のおかげと感謝しているところでございます。そして平成20年、21年に須美地区に輸送関連機器を中心とした企業が6社進出して操業しております。また本年に入りまして、久保田地区に3年後の立地を目標に推進協議会が設置されたと聞いております。26年6月の稼働に向けて自動車部品メーカーが進出を計画しているところも新聞記事に載っております。また、本社工場が安城市から幸田町に移転する記事も掲載されておりました。本町にとっても財政が厳しい時期に大変うれしい話であります。法人町民税の一部国税化の話もあり危惧するところでございます。先進的見地で事業展開がなされていることは大いに評価するものでございます。そこでお伺いをいたします。久保田地区の3年後の立地条件を目標に推進協議会が設置されたということを耳にしました。内容と進捗状況をお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 企業立地、企業誘致の取り組みでありますけれども、先輩たちが大きな成果を残されたあと、今私どもは新たな取り組みを行ってるわけでありまして、平成22年3月に作成いたしました幸田町の都市計画のマスタープランに示された内容というのが、拡大工業地区というのが約11カ所でございます。それは先ほど久保田の鳳山、長嶺だとか、それから須美までで約11、総面積が157.6ヘクタールについての工業の誘致の取り組み場所という地点を設けております。幸田町は現在工業用地のストックがございません。土地開発公社とかいうところで、いろんな避暑地では持って

おられるところはあるわけでありませうけれども、今土地開発公社は全てなくしてるのが現状であります。そういう中で、企業のニーズに迅速にこたえられるということにつきましては大変不備がございます。しかしながら、地域の皆さん方の協力いただきましたら、今愛知県の企業庁と調整をとりながら、民間と協力いただきながら合意形成を進めて、その地域に企業立地を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 7 番、池田君。

○7 番（池田久男君） 先ほど町長が申し上げられた拡大工業地区 11カ所、157.6ヘクタール、この計画の見通しとか優先順位はあるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 優先順位と申しますか、やはり今現実にはその地域が一番古いのが坂崎の土地利用研究会、それから今は豊坂の南部まちづくり研究会、深溝学区のまちづくり研究会、それから久保田の鳳山開発推進協議会というような、地域が自分たちの町をどうしていこうかという皆さんの御意見を取り入れながら、その中で進めてまいり予定でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7 番、池田君。

○7 番（池田久男君） 4つの地域で都市開発をしてみえるということでございます。そこで名豊道路が今月の3月23日に蒲郡バイパスまで開通いたします。それで芦谷地区の山ノ田もこの11カ所の地区には入っております。企業にとっては輸送に大変便利な場所と思いますが、この計画はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 山ノ田計画の芦谷の関係でありますけれども、本年の3月23日に名豊道路が蒲郡のオレンジロードまで開通するという事で、物流関係はさらに車が多くなるであろうというふうに思ってますし、幸田町は248号と23号の交差するところでございます。この山ノ田地区におきましても企業立地のいいところだというふうに思います。芦谷インターチェンジのすぐ横ということですから、企業からの問い合わせ等々も増加するというふうに思っております。今後は地権者の皆さん方の同意を諮って、進めるか検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 7 番、池田君。

○7 番（池田久男君） また、新産業の誘致のほうも検討して推進していただきたいと思っております。新産業誘致のお考えはあるかないかをお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 町内企業は大手メーカーがいろいろございます。その中でソニーさんにおいても、ソニー、オリンパスと一つ絡んだメディカルソリューションという医療機器のメーカーが今後6月から本稼働いたしていきます。それから町内にも医療関係とかヘルスケアの問題と、いろいろそういう企業に対して今企業立地でいろんなところで話を進めております。そういう企業を幸田町に誘致していきたいということと、職員もそれなりに研修を深めていきたいということで、ことしから東京大学に1人送り込みたいと思っております。名古屋大学についても、そうして企業誘致、企業立地の問題

で1人送り込んでいくと。そういう絡みで大きな産業を幸田町に取り入れていきたいというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 少年少女発明クラブの育成と活動については、昨年度大変活躍されて表彰されたと聞いてます。子どもたちの自由な発想を尊重しまして、化学技術に対する夢と情熱を育み、想像力豊かな人間形成ということで、将来幸田町の優良企業に就職してもらいたい、そう思っております。少年少女発明クラブの育成、活動について伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 少年少女発明クラブにつきましては、私どもも1年ちょっとで本当に快挙でありますけども、東京で行われました大会におきまして銀賞といいますか、全国少年少女チャレンジ創造コンテスト、チャレコンといいますけどそれで銀賞をとりました。現在50名ぐらいの子どもたちが月大体1回ぐらいでやってるんですけども、これは中央公民館だとか愛知工科大学の教室を使いながらやっております。先生方も愛知工科大学の教授だとか、町内のソニーさんとかパナソニックさんのいろんな方が出てきていただいて、子どもたちを指導していただいております。この思いが将来の物づくりの幸田町の原点になるだろうというふうに期待いたしております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 企業立地の取り組み、それと少年少女発明クラブの取り組み、前向きなお答えをいただきましたので次の質問に入ってまいります。

3駅プラスワンの将来に向けてのまちづくりのビジョンはということでございます。平成24年の3月17日に北の玄関口として相見駅が誕生いたしました。本町にバランスよく鉄道の拠点駅ができました。将来都市像となる3駅プラスワンが現実になってきたことは承知のとおりでございます。そのほか3つの地区でも区画整理が進んでおります。拠点駅とその周辺環境整備や交通機能の効率化と生活の利便性向上とに極めて大きな影響を与えております。町外からの消費、購買欲の誘導という面でも重要な要因となります。本町の玄関口である幸田駅周辺の整備についても市街化、市街地整備と商業活性化と住宅造成の一体化推進を目指しております。駅中心、市街地の再生、再構築に向け事業を推進しております。これは三ヶ根駅周辺にも同じことが言えるんじゃないかなと思っておりますけど、同化というのを商店街の地域住民や働く人にとって身近な商品、サービスを提供する場所であると同時に地域住民の交流の場であり、にぎわいの拠点でもありました。しかし、現在は空き店舗が増加するのは商店街は厳しい状況におかれています。高齢化の進展、後継者不足の商店街の活動を担う人材が著しく減少し、従来から行ってきた催し事ですら継続できない状態になっております。そこで伺いいたします。商店街の振興のための支援制度は用意されておるのかないのか、伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 3駅プラスワンということで、将来に向けたまちづくりということでのビジョンにつきましてはそれぞれ今行っているところであります。幸田駅前につ

きましても町の玄関口としての新たな再構築、相見駅につきましては、都市区画整理も済みましてほとんどが最終段階に入っておりますので、これはその地域で徐々に進んでいくだろうというふうに思っております。三ヶ根駅周辺につきましては、一番最初に幸田町で区画整理を実施いたしまして、温泉に近いというようなこともあってやってきたわけでありすけれども、今後の本光寺等々の資源を有効に活用しながらまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

今一番最後におっしゃった、要は幸田駅前通り等々のシャッター通り、これをどういうふうな動きをさせるかということだというふうに思います。一つは、五、十の市というものを再復活したいということで、これは地元の駅前にあるお店の方が始めます。これも大草の人も手伝ってくれます。そういうことで五、十の市を再構築して新たに人が来ると、駅前銀座に人がたくさん来てくれる。それも含めてシャッター通りを新たに若い人たちに借りていただいて、そこに新たなまたにぎわいを生み出してもらうような形のを構築していきたいというふうに考えております。新しいものではなくてトラディショナルな、そういう伝統的なものをさらに使っていくということも非常にいいことというふうに思っておりますので、さらに進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 7 番、池田君。

○7 番（池田久男君） 三ヶ根駅周辺でもこれから土地区画整理が進んでまいと思います。そしてまた、三ヶ根駅は昔から形原温泉とか西浦温泉、そして三ヶ根山の玄関口として一時は隆盛を誇っておりました。そして、今はやはり活性化というのか、商店街の疲弊に陥っているわけでございます。そこで、三ヶ根駅周辺はあじさい寺でも有名な本光寺があります。歴史的な史跡文化遺産が多い地区であると思っております。そこで本光寺だとか長満寺、東光寺、遺跡、深溝城の史跡、文化遺産とウォーキングを絡めての新しい活性化に向けてのまちづくりをと思っておりますけど、お伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 三ヶ根駅周辺の本光寺を始めとした由緒ある寺院等々につきましては、ウォーキングコースということで10コース、今、1つ目は特に深溝の東部コース、それから深溝の逆川コース、深溝西部コースというような、そういうような大体所要時間が2時間半から3時間というところの文化財をめぐるというルートマップが完成しております。広報等によってまた周知させていただきますけれども、そういう意味でどんどん活性化を図ってまいりたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 7 番、池田君。

○7 番（池田久男君） 三ヶ根駅周辺については新しい区画整理が始まっております。また新しい、それに伴ってまちづくりを期待したいと思います。そこで幸田駅、私は橋上駅でしょうかと。それと、線路の増設が私は必要ではないかと思ってるんです。なぜかという、幸田駅から名古屋まで、快速でいきますと40分そこそこで参ります。そして、今現在あるJRの快速列車を全部とめるということで、今は線路がありません。線路を増設すれば、快速列車の全停車が可能であるかなと思っております。またそれに合わせて、駅西部の開発の件についてお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 幸田駅の補強、増加につきましては莫大なお金もかかるということとで、将来的に段階的に考えていきたいと思っております。それから線路のことにつきましては、確かに今のままでは待避線がないということでもあります。ＪＲ東海にいろいろこの辺につきましても、要望しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） ７番、池田君。

○７番（池田久男君） 最後に、ハピネス・ヒル・幸田についてお伺いいたします。文化振興の拠点として、さまざまなイベント、事業を展開しております。町内外からの利用者も多く、楽しく親しみやすく、多くの人と交流を図られております。近くには町営プールもあり、心身の総合的な鍛錬が身近に誰にもできるようになっております。町民の健康と体力づくりの場所を提供しております。また、図書館では町民のニーズに先取りした資料の収集を努めており、開かれた魅力ある図書館づくりを目指しております。そこでじき補修が必要な時期を迎えております。施設の維持管理について、定期検査は屋外施設も含めてお伺いいたすものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） ハピネス・ヒルにつきましては、築後２０年がそろそろやってまいります。いろんなところの傷みもございます。早期に直して、長寿命化を図りたいというふうに思っております。多くの皆さんが利用いただけるハピネス・ヒル、幸せの丘につきましては、今後とも重点的に力を入れてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 理事者に申し上げます。

答弁時間が残り２分ですので、簡単明瞭にお願いします。

７番、池田君。

○７番（池田久男君） それでは将来的なことで、もし町の財政が豊かになれば、先ほど町長も大型事業と申されました箱物行政、町立の体育館、歴史館、子どもの居場所づくりの総合的な施設、そのような箱物行政についてお考えがあるかないか、お伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 財政基盤が安定してまいります。その段階におきましては、次の第６次総合計画も含めて、その前に次の計画を策定してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） ７番、池田君。

○７番（池田久男君） 前向きに取り組むということで理解しております。

それでは、最後の質問でございます。持続可能なまちづくりを実施していくには、安定した町政が必要不可欠であります。課題は山積しているが、卓越した指導力と行政手腕に期待するところでございます。町長は引き続き町政運営を担当され、ぜひ出馬され、幸田町を日本一安全・安心で暮らせていける住みよい町にしていきたいと思います。決意は、お伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私の次期町長選についてのお尋ねでございます。これまでの実績に対しましていろいろ評価をいただきまして、大変ありがとうございます。身に余る光栄でございます。１期４年につきましては、当初から箱物行政につきましては我慢をするということでまいりました。起債の返済、財政運営の健全化に努めてまいりましたけれども、まだまだ私自身、行政運営につきましては道半ばだということでございます。町民の皆様に御理解いただけるようであるならば、大型事業を初め、先ほど池田議員がおっしゃったような体育館だとか郷土歴史館、子育て支援のための子どもセンターの建設等々、そういう箱物も順次取り組んでいきたいというふうに思います。新たなその他諸事業に積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。それは、財政の基盤が安定したということを顧みて進んでいきたいと思っております。安心して生活できるまちづくりに向けまして、４年前の初心にかえりまして引き続き町政を担当し、町民の皆様とともに持続可能なまちづくりをしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） ７番、池田君。

○７番（池田久男君） 大須賀町長の力強い決意で、次期も町政運営を担当していくというお言葉をいただきました。体には十分御留意いただきまして、頑張っていたきたいと思えます。

質問を終わります。

○議長（大嶽 弘君） ７番、池田久男君の質問は終わりました。

ここで、１０分間の休憩とします。

休憩 午前１０時０１分

再開 午前１０時１１分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、５番、中根久治君の質問を許します。

５番、中根君。

○５番（中根久治君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問してまいります。きょうの私の質問は、幸田町のごみ処理の問題であります。

御承知のように、幸田町の指定ごみ袋の価格、正しくは手数料ですが、これは愛知県で一、二を争う高さで、高いです。平成１７年に愛知県下で１位になりまして、それから２４年まで、常滑市に抜かれるまで首位を独走しておりました。同じ岡崎の焼却炉を使うのに、岡崎では１０枚が先日買いましたが１３８円。幸田町は４５０円。この差について納得するために、質問をさせていただきます。

もちろん幸田町と岡崎では指定ごみ袋のもつ意味が違いますので、販売とか売上額という言葉は適切ではないかと思いますが、町民の目線という表現で使わせていただきます。まずは、平成２４年度の指定ごみ袋の年間販売枚数と販売総額についてお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） ２４年度の指定ごみ袋の販売枚数でございますけども、大

が63万9,000枚、小が41万9,000枚、特小が15万6,000枚、計121万4,000枚となっております。

○5番（中根久治君） 販売総額。金額はどうか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 総額について言いますと、聞き逃しましたので、作成業務につきましては、580万2,000円の作成費用となっております。失礼しました。販売については4,199万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 通告がしてありますので、なるべく早く答えていただきたいですが、出庫枚数をもう金額で掛ければ出てくる話でございますから、私のほうも実は試算してみましたら、4,444万5,000円という金額が出るんじゃないかというふうに思っておりますが、ちょっと違いましたか、確認をお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 今からちょっと手計算で計算してみますけども、大変申しわけございません。しばらくお待ちください。

大変申しわけございませんでした。4,444万5,000円でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 24年度は4,444万5,000円という売り上げがあったということであります。統計を見ますと、生産枚数は平成21年度で110万枚です。町民1人当たり、1,030リットル分のごみ袋を生産しております。平成24年度になると、116万4,000枚、町民1人当たり1,113リットル分です。要するに83リットル分の増加というふうになっております。これは、ごみ袋の有料化による減量化、抑制の効果はとまったというふうに見てよいのかどうかお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 先ほどのまずごみ袋の売却の関係でございますけども、売却したうち、町民運動会等の景品で町が持っておったものがございましたので、一般の方に売却中のは4,199万5,000円ということになります。

次に、ただいま申されたごみの減量化はとまったかという御質問でございますけども、ごみ袋の利用枚数は増加しております。また、燃やすごみの総排出量も平成21年の4,646トンから24年の5,010トンと増加はしておりますけれども、総排出量、1人1日当たりのごみ排出量につきましては、平成21年721グラム、平成24年712グラムと減少傾向でございます。その結果、減量化はとまったと考えてはおりません。また組成分析からも、厨芥類、台所のごみでございますけれども、水分が75%と高くなっております。こちらの水分を減らすことがまたごみの減量化として有効となっておりますので、そうすればまたごみは減量していくこととなっていきますので、この水分を減らすごみ減量化をPRしていきたいとは考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 1枚45円、10枚で450円でございますが、その価格の450

円の内訳なんですけど、生産、流通、販売、税金、処理手数料などに分けて、４５０円の内訳はどうなってるか教えてください。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 価格の内訳でございますけども、１０枚４５０円ということでございますけども、１枚当たりでございますと、作成費が１枚当たり６円ということになります。売り払い手数料４円ですので、１０枚４５０円では３５０円が処理手数料に当たる、そのような計算になります。

○議長（大嶽 弘君） ５番、中根君。

○５番（中根久治君） この１０枚４５０円のごみ袋をスーパーなどで買くと、内税２１円という表示がされております。この３月に配られたごみの出し方パンフレットを読んでも、ごみ袋の値段には手数料だから消費税には影響されないというふうに明記しております。この２１円の内税とは一体何かについて伺います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） ごみ袋につきましては税金はかからないということでございますので、そちらの買われた店のほうの入力ミスというのか、設定ミスではないかと考えております。

○議長（大嶽 弘君） ５番、中根君。

○５番（中根久治君） 実は、私、このごみ袋の問題を始めていろんなところでごみ袋を買いました。もういっぱいありますよ。どこの店に行っても内税２１円は載っかります。それ、ミスじゃないと思うんですよね。どこでも書いてある。この内税２１円というのは一体どこへいったのか、この問題ですよ。町はごみ袋には消費税はかけないと言っております。町との取引業者の農協との間に税金の意識があるかどうかについてはお聞きしますが、この問題、２１円というのはミスなのかどうなのか、もう一度お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 全国でごみ袋の有料化はされておるわけでございますけども、ごみ袋を売る場合でございますけども、それにつきましてはどういう目的で売ってるかというようなことでございます。袋自体を売って、それを処理手数料に当てれば当然税金がかかってくるわけでございますけども、幸田町としては一般廃棄物の排出規制、再生利用の促進、住民の意識改革、そういうことにおいて町の一般廃棄物処理事業の循環型社会に向けて展開していくための施策の手段ということで、その金額を１０枚４５０円をかけさせていただいておりますので、施策の手段として減量化の位置づけで消費税は非課税取引と考えております。

○議長（大嶽 弘君） ５番、中根君。

○５番（中根久治君） そうしますと、今一般のスーパー、コンビニで内税２１円と表記されているのは、これは町には関係ないという解釈でよろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 町の施策としてその辺を考えておりますので、それは非課税ですよということでございますので、その辺について販売店等に今後指導していき

いと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） この問題は、非課税であると言っておりながらもずっとこういうふうな 21 円、450 円についてもらっておるわけですよ。このお金ってどこへ行ったんですかね。21 円と書いてある、スーパーなどが内税と書いとる。どう計算しても先ほどの 4,400 何万ですから、その内税でざっと計算しても約 200 万なんですよ。約 200 万円の消費税が毎年内税として発生しとる。これはどこに行っておりますか。お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） こちらにつきましては、町が 450 円で売っておりますので幸田町に入ってくるということになります。なお幸田町につきましては、一般会計に消費税は非課税ですのでその消費税分が入ってくるということはちょっと考えにくいかなと思います。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） もうちょっとわかりやすく説明いただきたいんですが、町民は 450 円で袋を買います。そこに内税 21 円と書いたレシートをもらいますよね。じゃあ、この 21 円という意味は何だと。この説明を今求めているわけですが、幸田町はそれは知りません。じゃあ、このごみ袋を扱っている一番の責任者はどこなんですか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 幸田町が販売しているということで、販売店につきましてはそれを代行していただいているということになります。ですから、袋自体は 450 円で売っていると。内税ではなくてその価格 450 円で売っておりますので、幸田町に 450 円が入ってくるということでございます。内税というのはその店舗が表示したのであって、税金はそこに含まれておりません。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） ちょっと税金に弱いもんですからわからんですが、そういうものなんですか。450 円で物を買って、中は内税ですよ。幸田町は 21 円の内税知りませんと、それで済むわけですか、この問題は。ほかの市、町のごみ袋を考えますと、例えば岡崎でいいますと、さっき言いました 138 円ですよ。内税がたしか 6 円ぐらいになってますよね。これは生産、流通、販売、コストにかかる消費税です。6 円です。幸田町は 21 円。この差額、要するに手数料まで入っているから 450 円の手数料ですよ。手数料まで入っているから 21 円という税金がかかっているわけですから、この 21 円というのを、これが業者の全部ミスだと、間違いだと。これ、業者の間違いじゃないでしょう。幸田町の問題ですよ。幸田町がちゃんとそのように町民に説明しなきゃいかんですよ。これから指導しますじゃありませんよ。その辺の解釈お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 先ほど申したとおり、ごみ袋を有料化してごみの減量化を図るという施策の一環として位置づけてございますので、消費税は非課税取引と考えております。なお、岡崎市のごみ袋はごみ袋自体を商品として売っておりますので、それ

の価格につきましては消費税は当然かかってくるという解釈でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） その話も私もよく理解しておりますから、問題はこの 21 円というものをレシート上に表記している、このことについて幸田町は何ら責任も説明もないのかという部分についてお伺いしとるわけです。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 消費税 21 円と書いてあるものにつきましては、当然そこに非課税と書いていただくのが適切でございますので、その旨につきましては販売店のほうに非課税ですということで説明をさせていただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） じゃあ、今までずっとこういう状態でやってきたと。ずっとこういう状態でやってきた、それで町民は一体どういうふうに理解すればいいのか、その問題ですよ。町民は当然 21 円消費税がかかるものだと思ってる。ところが 8% になるからどうなるのかなあとみんな不安でしたんだけど、そうしたら、あのごみのパンフレットを見たら値上がりしないんだということがわかった。じゃあ、町民にどういうふうに説明されるかお願いします。今までの件についても。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 今までも税金はかかりませんということでございましたので、その旨は今までどおりと変わりはありません。ただ、店舗のほうにつきまして指導はさせていただくということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） ちょっと、これ、とまっちゃいかんですけども、ですからその 21 円をレシートを見ると書いてあるわけですので、これは町民は 21 円の消費税がかかっておるなあとずっと思い込んで買ってきましたよね。じゃあ、これが実はこの 21 円はうそだよということを誰が説明するのか、町民に。それを説明していただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 町としてはうそをついてきたわけでもございませんので、その 21 円について町民に説明するということはできかねますので、販売店のほうで消費税と表示しましたけれどもこれは非課税でしたということで袋のほうに説明されるかどうか、その辺ちょっとまたうちのほうで検討させていただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） この問題をやっとなにかんですけども、ずっと今まで消費税がかかっておるようなレシートを町民はもらっとるわけですよ。これ、現実です。ですから、そのことでそれは違うんだと、これはレシート上の間違いだと、消費税なんてものは存在しなかったということをどこかできちっと言わないと、これから 8% に上がろうとしてるこの時期にどういう説明がされるのかなということで気にしとるわけですので、これは例えば明日どこかのコンビニに行ったらあれ買ったら内税が書いてなかったよとか、そういうことが今から起きてくるわけですよ。これ、おかしいなとみんな思うでしょ、

途端に消えれば、あれ、何だろう。その部分をどういうふうにするか。これはやはり町民のほうにもきちっとした説明がいるし、販売店のほうにもきちっとした説明がいることだというふうに私は思っておるんですよ。4,400万枚も売ってるわけですから、その説明がないというのはおかしいでしょ、町の商品を。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 総価でいってはなんですけど、450円ということで内税であろう、私の説明だと幸田町の場合は非課税なんですけども総価450円でございますので、今後8%になっても450円ですよという説明はさせていただきたいと思っておりますけども、そこに表示された21円については、今後レシートのほうで非課税というような格好の指導にさせていただきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ですから、今後レシート上にそういうふうに業者を指導することはわかりました。だから、町民にも今までこうだったと、こういうことでしたということの説明していただきたい、私は思っております。そうしなかったら、急にそんな新しいレシートが出てきたら、そりゃあみんな困るじゃないですか。今まで実は21円なんてこれはうそでしたよ、そんなの町は関与してませんよと、町は消費税はかけていませんから。これでは納得しないと思いますので、なぜそれは21円か。レシートも業者によって違うんですが、ただ21円と書いてあるのと、幸田町指定ごみ袋とちゃんと書いてある業者もありますので、その辺のところをきちっと町民にわかるように、やっぱり町は素直にその辺の説明を町民にすべきだと思っておりますので、再度答弁をお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） こちらにつきましては、またごみ袋を買われるときにそういう確認をしていただくということで、ごみ袋のほうに表示するか、ホームページとか広報等がございますので、そちらのほうでごみ袋は値上がりしませんということの中でうたうような方策等を考えていきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ですから、広報やホームページでも結構ですが、今までこういうような表示でごみ袋を、幸田町のものを売ってましたと。内税入ってましたが、実はこれはうそですと。うそと言うと叱られちゃいますから、これは違いますと。ですので、その辺についてはちゃんとおわびと訂正を入れて、今後こうですよと、8%になってもこうですよというようなことをきちっと町民に説明する義務があると思っておりますが、いかがでしょうか、もう一度。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） そちらにつきましては、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ぜひ、そんないいかげんなごみ袋の消費税扱い、わずか21円といっても年間で200万円ぐらいですよ。それはうそなんだと、それは大きな問題だと私は思っておりますので、よろしくお願いします。今どこまで質問したか忘れちゃいまし

た。ここですね。

次、いきますよ。県の統計を見ますと、この価格に上乗せしてある手数料の中に、10枚450円の場合、平成20年度は上乗せ手数料という名前で324円です。それから21年度は330円、ずっといきまして平成24年度が390円というふうにお聞きしております。要するに、これがいわゆる手数料ですね。450円中の販売手数料、精算のところには消費税かかっていますからその部分を除くと390円分が手数料としてもらえると、そういうことですね。これ、何でこんなに幅があるんですか。年度によって。全体幅で見ると、66円の上下があるんですね。この辺について説明をお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 愛知県の一般廃棄物処理事業実態調査のごみ袋の欄につきましては、市場価格と上乗せの2通りの表示がされております。上乗せ分につきましては、販売価格からその年度のごみ袋の作成費用を引いたものが表示されております。毎年度、ごみ袋の作成をするわけでございますけども、枚数が少ないと落札価格等で単価が上がってきますので、そのときににつきましては、上乗せ価格につきまして少なくなるという、販売価格を引きますのでそのような格好になるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 上乗せ手数料が66円も高くなっております。平成20年では324円ですが、それが今は390円ですね。ということは、逆に言うと、それだけこの生産販売流通コストが減ってるわけですよ。安くなってる。安くできてるということです。やっぱり、これ、安くできてるんだったら値下げしたらどうですか。岡崎と一緒にしたらどうですか、やっぱり安くできてる。条例上450円になってるんだったら、条例をちょっとそこをいじればいい話ですので。高い高いと言って、県下のトップだって頑張るんじゃないくて、そのぐらいの努力したらどうですか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） ごみ袋の落札価格につきましては毎年また変動するものでございますので、ことしについては安かった、来年についてはまた上がったということになってきますので、その辺は考えておりません。また岡崎につきましては、岡崎のごみ袋の基準に基いて各業者が製造して販売しておりますので、各店舗等によって販売価格が違ってまいりますので、物だけのものと、うちのように減量化の啓発を合わせた450円とはものが違いますので、岡崎と合わせるということとはできません。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 生産コストが安くなってるということは、今はこの5年間を見ても安くなってるわけですから、今後のこともありますので、でもやはり安くなってるなあという感じは持っております。このごみ袋を有料化してる市、町もたくさんあるわけですが、幸田町のように一律450円、10枚ですよ。じゃなくて、市、町によっては、要するに高齢者とか、または小さい子どものいるおむつがいっぱい出る家庭とか、そういうところには安く出してる。または一定量無料で出すと、そういう高齢者対策とか乳児対策というのをやってるわけですよ。そういう部分が幸田町にないもんですから、年

寄りの人のごみ袋がたくさんいることというのはどの家庭でもわかると思いますし、そういう部分があって、そういったところに対する対策というのが必要じゃないかなと。一定量はもちろん450円でいきましょう。でも、それ以上は高いよとか、そういうふうにしたほうがいいなあ。ですから、そういった一定量無料型、または一定量はもっと低料金型とかですね。それを超すと高いぞというふうな形にしたほうが、ごみ袋の設定としては、ごみの抑制に役立つのではないかなと思いますよ。現在の幸田町のごみ袋に関する、手数料に関する減免制度というのがありますよね、これは果たして生きてるのかどうか。誰がどこでどうやって減免してもらってるんだらうと。ごみ袋の手数料は、簡単に言えば農協が町と契約をしてやってるわけですから、途中にコンビニ行って、うち減免してくださいというわけにいかないですよ。ですから、この減免制度というのはごみ袋については生きてるかどうかについて質問します。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 今後高齢化社会が進むということで、ごみの組成分析、紙おむつ等が多くなるというのは予想されるところでございます。これにつきましては、当然そのような補助金等の関係も考えられますので、福祉部局と助成補助などの方向の検討を行うとともに、先ほど申された一定量無料化など、近隣の市、町の状況を把握しながら検討をしていくことが必要だと考えております。

次に手数料の減免でございます。廃棄物処理及び清掃に関する条例の9条で手数料の減免がございますけれども、今までに減免の事例はございません。ただ、平成20年8月末ごろですかね、そちらにつきましては災害ごみということで、ごみ袋に入れることなく収集処理を実施させていただいております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 手数料の減免がなぜないかと、それはもう当然わかりますよね。ごみ袋はどこで買うかによって決まるわけですから、買ってるところで減免してくれというわけにいかないもんですからそういう制度がないわけですので、そこで町のほうで先に申されたように、いろんなきめ細やかな対策が欲しいではないかというふうに思っておりますので、高齢化社会、乳児がふえております。予想されるんじゃないです、もう既にふえておりますので、その辺のところ早急な対策が欲しいというふうに私は思っております。

次に、ごみ袋の有料化の成果と問題点ということについてお伺いするわけですが、その前提となる資料、幸田の統計というのが平成22年と24年に出しております。この中に、ごみ収集処理状況というのがあるんですよ、統計資料に。統計資料のこの2年分を比べてみると、違うんですよ、データが。平成22年のときのごみ収集のデータと24年とはデータが違うんですよ。始めと終わりが違うんならいいけど、真ん中が違うんですよ。そこの部分がおかしいとも思うんですよ、その数値の違いについての説明をいただきたいというふうに思います。同じように平成24年度の清掃事業概要というのが出ておりますが、これと岡崎市の環境白書、この数値を比べてみると、これまた違うんですよ。じゃあ、このごみ収集処理状況のデータというのはどこが正しいんだと。今正しても何年後かにはまた変わっちゃうのかと、その部分について説明をいただきたい

いと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） こちらの幸田の統計のごみ収集処理状況の数値が違うという、前に御指摘いただき調査しましたところ、平成22年度版の清掃事業概要との違いがございました。ただし、こちらにつきましては原因が不明でございました。なぜこの数値が出てきたのかというのが、どれを足しても引いてもちょっとわかりませんでしたので、これにつきましては環境課が出してる清掃事業概要が正しいということでございます。なお平成24年度版の幸田の統計の作成時には環境課が作成しております清掃事業概要の数値との整合は図っております。

次に、平成24年度の岡崎市の環境白書と幸田町の清掃事業概要でございますけれども、こちらにつきましては集計方法や区分の方法により違いがございましたけれども、内容を分析したところ整合性は保たれていると理解しております。こちらにごみの関係統計ということで、岡崎市の白書に幸田町分ということがございます。その総排出量につきましては、可燃ごみと不燃ごみと資源ごみ及び集団回収を合わせた数量となっております。また岡崎市への排出量6,679トン可燃ごみというのがあるんですけども、こちらにつきましては、生活系可燃ごみと粗大可燃ごみと事業系可燃ごみ及び公共可燃ごみを足した数量となっております。なお、今後数量の提供、資料の作成につきましてはその数値の根拠等を明確にしまして、このようなことがないように細心の注意をはらっていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 幸田の統計、データが途中で変わっていると、原因わかりません、今そういう答弁をいただきました。そのことを24年度の幸田統計を出しながら、なぜそのことについて触れてないのか、公表してないのかですね。当然22年度のデータを見ながらみんな考えますよね。調査します。私もそれを見ながら調査をしたわけですが、そうすると24年を見たら違っていると、これはおかしいですね。こんな、データが途中で改ざんされるというんで、これは大きな信用問題だと思っておりますので、このばらばら事件ですね。データばらばら事件は、誰がどういう責任をとるのか、どこでどういう説明をするのか、統計の資料の責任者の答弁をいただきたいと、私は思います。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今話をいろいろ聞いておりまして、大変お粗末な状況でございます。全て私に責任があるというふうに思っておりますので、これにつきましては十分精査いたしまして、訂正をいたして、しっかりと今後そういうことのないようにしたいというふうに思っております。申しわけございません。よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） いや、幸田の統計という資料は各年ごとに出てるわけですから、絶対みんなが集めてつくってますよね。そうでしょ、どっかが集めてつくってるはずですよ。つくってところが寄せ集めでつくって精査もしてないもんですから、途中で改ざんされようが何しようが、そんなの新しいものが正しいということになって、また2年後には違ってるかもしれないと。そうなれば、幸田町のデータはどこが正しいんだと。

岡崎の環境白書へ持っていっても、あれ、また違うわと、どこだと。そういういいかげんなデータをつくっちゃいかんというふうに私は思いますので、その点については十分に、これ本当は責任者と言えるはずだと思うんですが、どなたですかね、ちょっと参考までにお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） こちらのほうの幸田の統計につきましては、企画政策課のほうで出しております。当然各課へ照会をかけまして、その中で数字等が間違っていないかどうかの校正等は実施しておりますけれども、今現時点で数字のほうが間違っておるということですので、今後そのようなことがないように十分関係課とも調整をとりながら進めてまいりたいと思います。どうも大変申しわけございませんでした。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

平成25年度循環型社会形成地域計画目標達成状況報告書という長い報告書がございまして、その中に幸田町はどれだけこのごみ減量化に努めてきたかということを報告書にまとめて出しておられますね。この中を大ざっぱに計算すると、18の施策があるというふうに思いますね。ごみを出さないための施策です。幸田町がやってるのはそのうちの何をやってるかなあというのを見てみますと、幸田町が取り組んでる18の中の何に取り組んでおるかなとよく見ると、ごみの有料化をやり、レジ袋の有料化をやり、資源回収団体への補助金をたくさん出しております、要はお金ばかりなんですよ。お金以外のところがこの報告書には書いてないですよ、幸田町が何をやったかということ。いいですか、有料化しないでいまだに頑張ってる市、町は何をやってるかというと、有料化しないからほかの施策をしっかりとやってるんですね。ほかの施策をしっかりとやってる。だから、有料化しないで頑張ってるんですよ。幸田町はそうじゃないです。ごみの施策は何か、お金だと。ここの違いですね。ごみはお金で解決するものだというふうに考えちゃいけないと思うんですよ。やっぱり知恵と汗が必要です。この点を含めて現状の認識をお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） こちらの循環型社会形成につきましては私も見ておりますのでわかっておりますけれども、幸田町の1日当たりのごみ排出量につきましては今減少傾向にあるということで先ほど申したわけでございますけれども、23年度の県下の状況でございますけれども、54市町村のうちごみの排出量1人当たりでございますけれども1位でございます。一番少のうございます。これは住民の御理解、御協力のたまものでございますけれども、ごみ袋の有料化も成果の一つと考えております。ほかにも資源化、リサイクル等の取り組みは県下2位でございます。そのようなことから、減量化は十分図られていると認識しております。また引き続き、循環型社会形成に向けてのごみの減量化、資源化、リサイクルの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） ですから、1位になってるところ、2位になってるその原因は何かと。これはごみを有料化したから。2位はその資源回収のコストがほかの市、町よりも

1円高いと、そういうところが要するにお金の問題だと。そうじゃない知恵の問題がどこにあるかということをお聞きしたわけですので、こういう知恵を使ってるぞということをお話いただきたいと思います。と思っています。

もう一つ、ちょっと話題を、時間がありますので次にいきますが、今度ごみの回収の仕方にプラスチックごみが燃やすごみになりましたね。今度大々的に広報されております。ところが、これは平成23年2月にはもう岡崎はやっております。もう2年前からやってることですよ。幸田町は新しい施設になったから、岡崎に新しい施設ができたから今度プラスチック燃やしますよと。岡崎の人はもう2年前からやっておりますし、実は幸田町も、町民もこのことは知っておりまして、ごみ袋の中にプラスチックなんかどんどんみんな入れてました、今までも。それが現実です。この2年おくれた理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 岡崎市につきましても、プラスチック製品は以前埋め立て処分をしておりました。それで最終処分場の延命化と新施設、中央クリーンセンターの稼働に伴いプラスチックの焼却が可能となったということで、可燃ごみへの変更をしてきたわけでございます。新施設につきましては平成24年4月の本格稼働でございますけれども、その前段階からということでございます。本町でございますけれども、分別回収後、遠方のほうで処理してきましたけれども、環境面、コスト面を考慮する中、25年度、本年度から岡崎と本格的協議を行いまして12月6日に協議が整ったということでございまして、26年からプラスチック製品の燃やすごみへの変更をするということで進んできております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 時計を見ながらやっておりますが、ちょっと一部飛ばさせていただきますが、逆川にある不燃物処理場の問題でございますが、これは幸田町が昭和53年に不燃物処理場というのをつくったんですが、平成18年には老朽化による休止。21年の8月でしたかね、廃止と、こういうふうになっておりますね。だから逆川の不燃物処理場は今使っていないんです。建物は残ってます。それで、それをほかったんですね。このことについて、どういう経緯で立ち上げて、どういう経緯で廃止したかということについて伺いしたいと思います。条例をつくって、これは不燃物処理場というのを立ち上げたんですね。ですから廃止する場合は、これ、条例で廃止せないかんですね。ごめんなさい、議会の議決が必要だと思うんですが、その辺のところも含めてお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 不燃物処理場につきましては、町内で発生するガラス及び陶器等、あと金属、缶、その缶の関係を処理するということで53年5月に稼働を開始しております。この缶はガラスの破碎機、金属プレスでした物を売却等してきたわけがありますけれども、平成18年4月をもって施設の休止届ということで休止したわけでございます。こちらにつきましては、施設、機械の老朽化及び廃棄物の民間処理への移

行等の関係で休止させていただいております。また休止してる間に、平成21年8月に廃止届ということで、こちらについては、将来的に稼働させないような施設であれば廃止届をということで県のほうからの指導があり、廃止届を出したものでございます。この段階で、本来、管理を含めた形の条例を廃止すべきであったことは十分反省しなければならないと考えております。また、今後この施設の活用方法につきましては、財政部局等を含めて検討はしていかなければならないと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 地方自治法をちょっと読ませてもらいまして、その中に書いてあったことなんですが、要するにこういった大事な施設、条例で決めたような重要な施設は議会で廃止をちゃんと決めないかんよと書いてあるわけですが、3分の2の承認ですか。そのことはいつやられたんですかね。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 当然条例の中で廃止して、条例も廃止するということがございますので、議会の御意見を伺って、承認を得て廃止ということになっていくことになります。

○5番（中根久治君） いつかね。時期。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 26年度早々というんですか、26年度の早い時期の議会には諮っていきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 平成21年8月に廃止しましたというふうに言っております。だから、その段階で地方自治法244号の適用によって議会の同意があるんですよ。同意をされたのか、その議会同意はいつだったかということを今お聞きしてるのが1点です。まずその点についてお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） こちらにつきましては議会の同意は得ておりません。県のほうから休止届のままではということでの指導のもと、廃止届という格好を出させていただいております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 県の言うことじゃなくて地方自治法の問題ですから、これは議会に同意を得なさいと書いてありますよね。それをちゃんと手続通りしましたかという話で、やってないと、議会承認なし。これではちょっとあれだけの施設をつくりながら勝手に廃止しちゃっていいですか。そこはちょっともめると私は思ってるんですよ。なおかつ、先ほどこっと先走りしましたけども、要するにまだ条例は生きてるんです、現在。条例そのものが廃止されてないですよ。実態はないんですよ、もう廃止しちゃったと。でも条例は生きておりまして、ちゃんと条例から規則までそっくりそのまま幸田町条例の中に載っかってるんです。あの条例いつまでやっつくんですか、あれは。あのゾンビみたいな条例ですけど。はい。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 21年のときに議会のほうにお話しすればよかったものでございます。議員の御指摘のもと、これがされてないということでわかりましたものですから、早急に廃止のほうの進めを進めていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） やっぱり条例に基いて、町は町政をやってるわけですからその中の問題ですので、県の言うことを聞いたからいいというものではないというふうに私は思っておりますから、その辺をきちっとやっていただきたい。ぜひ今年度中には、あそこを正式に廃止したと、正式に。それで、しかも条例もなくします。自治体によっては、条例廃止条例という条例をもって自治体がありますよね。今までたまっちゃって要らない条例をどんどんどんどんその箱の中に入れちゃおうという、条例のごみ箱条例みたいなものをもってのもあります。幸田町はごみに関しては実にだらしがない、もうほったらかし、どんなものも。建物もずっとあのままほったらかしでありまして、条例そのものもほったらかしですよ。ごみに関しては本当にもう他力本願ですから、よそに任せればいいと、自分のところでは何もやらない、条例さえも廃止しない。そういう状態ではごみ問題が解決するとは思いませんので、その辺のところをきちっともう一度見解をお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） これにつきましては、早い段階で条例廃止を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ぜひ早目に、ちゃんと自分のところのごみぐらい自分で処理しなさいよという、ごみだけじゃなくて条例も含めて建物も、いっぱいありますよ、幸田町の。これとは話違いますが遊休資産と言われるやつですか、つくってあるけど何も使っていないで終わったりしたやつがいっぱいありますから、そういうのも含めてちゃんと町内の幸田町がつくったものについては自分たちで処理するように、処分するようにしないといかんでしょ。町民から450円わけのわからんお金をとっておいて、消費税があるかないかという意味ですよ、それはまずいなあと思う。

次が幸田町のごみは例えば海谷とか逆川から枯枝1枚出たと、枝の葉が1枚。これ、どこへ行くかというとな18キロ離れた岡崎まで行って燃やすんです。そうでしょ、今はわざわざ運んでいくんですよ、えらい金で。距離をはかったら18キロ。そんなことをしないで、幸田町内でそういったものをちゃんと処分する。自分のところでできたものぐらい自分のところで処分すると、そういう姿勢が大事じゃないですか。今は何を処分してますか、自分のところで。わずかな燃物一般何とか処理場というのがあって、年間に70トンですよ、わずかな70トン。パーセントを計算しましたけど忘れちゃいましたが、ありました、町内ごみの0.74パーセントのものしか幸田町には残さない。あとのものは全てよその市、町にお任せ。幸田町で出たごみが前もどこかに載っていましたが、この庁舎2杯分、平成15年の段階でこの庁舎2杯分のごみが出ると。今はそれよりふえてますから2杯半分ぐらいごみが出てるんですね。そのごみは一体どこへ行

くかという、全部岡崎です。町内に残るのは74トン、ガラスと陶器類だけ。汚いものまで全て岡崎です。幸田町はお金を払って岡崎をごみ捨て場にしております。何とかこの、せめて草木ぐらいは何とかしてほしいなと思っておりますので、その点についてお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） ごみ処理でございますけれども、焼却場につきましては、愛知県のごみ焼却処理広域化計画の中で広域処理するように方針が打ち出されております。幸田町は、この中で岡崎西を広域ブロックに位置づけられております。この区域は岡崎市、西尾市、幸田町でございます、ごみ焼却施設の検討、協議を行っておりますので、今後その協議会の中で焼却場の位置等、処理の仕方について協議がなされていくものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 残り、質問1分ですので、簡潔にお願いします。

5番、中根君。

○5番（中根久治君） 残り1分でございますから、中間処理施設としてぜひお願いしたいのは、やっぱり幸田町の中にもリサイクルプラザみたいなものを用意して、それでもうちちょっと町内にもこういう施設があるぞと、民間じゃなくて町がちゃんと用意するという、そういう姿勢が欲しいなと。安城がつくりましたエコランドというのを見にいかけたかどうかわかりませんが、もうとにかくどの市、町もごみに関しては真剣にやっておりますので、幸田町はちょっとその辺が他力本願じゃないかなあというふうなイメージがありましてお聞きしてることでございますので、その点の見解についてお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 安城のエコランドにつきましては報道もされまして、内容把握のために現地を伺っております。エコランドでは資源ごみのワンストップ、持ち込みリサイクル拠点といううたい文句で、本年、平成26年1月25日に開業されたものでございます。本町につきましては、エコランドとほぼ同じものでございますけれども、持ち込みができる拠点として平日資源拠点回収を実施しております。こちらにつきましては坂崎の中部保全エコプラザで実施しております。また、月1回の日曜日でございます。12月につきましては2回ございますけれども、資源拠点回収ということで3カ所、坂崎小学校の北駐車場、保健センター駐車場、粗大ごみ集積処理場で実施しております。品目につきましては、古紙、ミックスペーパー、アルミ缶、スチール缶、小型家電でございます。また、本町では全町的に子ども会、PTAなどで資源回収もしておりますので、リサイクルプラザの建設につきましては今後の検討課題と考えるということで、早速つくるといようなものではないと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 21円の消費税問題でちょっと時間をとってしまいまして申しわけありませんでしたが、とにかく町の姿勢として、自分のところで出たものは何とか自分のところで処理すると、そういう姿勢が欲しいと思いますので、その辺のところをお願いして本日の質問とします。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） ごみ処理につきましては、先ほど申しました岡崎西を広域ブロックに位置づけられて、それより協議をしていきますし、またし尿、下水につきましては蒲郡幸田町衛生組合で決められていくものでございますので、その中で協議をしながら適切な処理をしていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根久治君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、杉浦 あきら君の質問を許します。

2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問してまいります。

まずは健康寿命について述べさせていただきます。

厚生労働省によると、2010年の健康寿命の平均は、男性が70.42歳、女性が73.62歳であった。厚生労働省が具体的な推計値を公表したのは、これが初めてである。2013年度より開始された健康日本21において、その目標の中に健康寿命の延伸が盛り込まれている。さらに健康寿命の伸び幅が平均寿命の伸び幅を上回ることを目指している。厚生労働省では、2011年より国民の生活習慣病を改善し、健康寿命を延ばすためスマートライフプロジェクトを実施している。健康寿命という言葉は、まだ十分に国民に周知されていないのが現状である。健康寿命の言葉の意味や概念を浸透させ、国民の健康づくりに対する関心をこれまで以上に高めることが重要である。今後は、厚生労働省等、国を始め自治体、企業、地域全体を含めた啓発活動が必要であろうと言われております。そこで、まず健康寿命の定義を述べてください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 健康寿命につきましては、本町につきましてもさまざまな箇所でもその言葉を使わせていただいております。健康寿命につきましては、これは定義ということですが書いたものを読ませていただきますと、健康上の問題で病気で寝たきりになったりせず、日常的に介護を必要としないで自立して健康に生活ができる期間のこと、いわゆる、一般的に言う他の人がお世話することなく、自立した生活ができる期間だよということでございます。WHOが2000年にこの言葉を公表して以来ということであるというふうに承知をしております。統計上の不健康な期間の取り扱いとしては、今言う要介護2以上の状態になったという期間だということとして計算をされておることとございますので、よろしくお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 一般の人はまだ知らない人が多いと思いますので、ぜひ周知していただください。特に今言われたように、健康寿命というのは自立して健康な生活がで

きる期間のことということでございますので、今後は平均寿命とともに健康寿命を延ばすことが重要になってきているのではないかと思います。都道府県別で健康寿命が最も長いのが、男性が愛知県で71.74歳、女性が静岡県で75.32歳でした。愛知県の女性は第3位で74.93歳でした。

本町の健康こうた21計画第2次の概要に、「平均寿命が延伸し少子高齢化が進む中、全ての人が生きがいと活力のある生活を送られる期間を可能な限り長くし、健康寿命を延ばすことはますます重要となっています。健康づくりの取り組みは個人の努力だけでは難しい面もあり、地域のつながりの中でいろいろな関係者、関係団体などと連携し、健康づくりを総合的に支援する環境をつくります。」と述べておられます。そこで本町の平均寿命、健康寿命がわかれば教えてください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） まず周知につきましては先ほど申し上げましたとおり、さまざまところでこれからもその言葉につきましてはお知らせをしていきたいというふうに考えております。

それから平均寿命、健康寿命でございます。本町の平均寿命ですが平成22年度の国勢調査をもとに24年度に発表されたもので、男性が80.85歳、女性が86.22歳であります。ちなみに全国、愛知県で79.56歳、女性で86.34歳の値ですので、幸田町につきましてはかなり高くなっておるのではないかなというふうに考えております。

それから健康寿命の関係でございます。これも22年度の国勢調査をもとに24年度に発表されたものでありますけれども、幸田町では男性が80.16歳、女性が84.94歳ということで、これも県の、先ほども話がありましたように男性で71.74歳、全国1位でございますが、これよりもかなり高い、女性におきましても愛知県は74.93歳、これも3位という話ですが、これよりも高いということで、幸田町におきましては県平均よりもかなり高いところの健康寿命、平均寿命を持っておるということで理解をしております。

○議長（大嶽 弘君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 健康寿命、平均寿命ともに愛知県の平均より高くなっておりますので、このままますます延ばしていただきたいと思います。

2010年時点の世界187カ国の健康寿命は、男女とも日本が世界一でした。今後、健康寿命を延ばしていくためには、栄養、食生活、身体活動、運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康等の生活習慣病の改善に加え、がん、脳卒中、心臓病等の生活習慣病予防対策が必要となってきます。実際に公共の場での喫煙、禁煙推進、一般向けの高血圧対策、循環器リスク集団への積極的な介入が健康寿命の延伸に有効であるとの報告もされています。そこで今回、本町での健康寿命を延ばすために、一番目にメタボリックシンドローム対策、通称メタボ対策、2番目に大腸がん対策、3番目に認知症について質問してまいります。

まずメタボリック対策として行っている施策、特定保健指導についてお聞きいたします。特定保健指導を始めて5年目ということで、利用する方の一定の改善が見られます

が、基準値を達成することは難しく、半数以上が翌年も特定保健指導を受ける傾向にあります。特にメタボ対策には内臓脂肪を減少させることが重要であり、減少させられれば代謝異常を改善でき、ひいては高血糖、高血圧、脂質異常を改善できると言われております。まずはメタボ予備軍、内臓脂肪型肥満の予防を啓発することが重要ではないかと思われまゝす。今後は受診率を上げることと生活習慣病予防の重要性をどのように啓発していきますか。お答え願ひまゝす。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 特定保健指導の受診といひまゝすか、指導につきまゝしてはなかなか私どもも苦慮しておるところでござひまゝす。特定保健指導につきまゝしては基本的に特定健診であるとか、人間ドックの中である一定の数値以上の方に対しまゝして、その改善について御指導をさせていただいておるところであります。啓発につきまゝしては、もちろん今までもそれぞれ個々に勧奨をさせていただきながら、その指導をさせていただいておるのはもちろんでござひまゝすが、今年度作成をしております21計画の中でも、特に生活習慣の見直しという視点を設けて新たにつくり、その活動をしていくというところで栄養であつたりとか食生活であつたりとか身体活動であつたりとか、さらには運動、こういった事業の推進を目指していきたくいふところで、その啓発をしていきたくいふうに考えております。ちなみに受診率につきまゝしては幸田町は、平成24年度の数値で対象者が382名お見えになつたわけですが、その中で終了させていただいたのが179名という46.9%の終了者であつたといううに承知をしております。この数値は県下で2位に位置をしまゝして、県下平均では16.6%ということですので、幸田町は随分そういった指導については積極的にやらさせていただいてゐる、しかしまだまだ足りないなといううな実感をしておりますので、今後も引き続き啓発をしていきたくいふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 受診率は県下でも高いほうということでござひまゝすので、ますます改善して1位になつていただきたくいふと思ひまゝす。特にメタボの発症進行の予防は、不摂生な生活習慣の是正が重要であり、健康な生活習慣、バランスのとれた食事、適度な運動などが重要です。特に内臓脂肪型肥満の予防を啓発していただきたくいふと思ひまゝす。そのために保健事業の中の受診勧奨教室、元気会、料理教室などに参加してもらひ、バランスのとれた食事、適度な運動を行い、メタボにならないように指導していく方法もあるのではないでしようか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 議員おっしゃられるとおり、さまざまな形、さまざまな方法を用いて指導していくというのは、私どもも必要であると思つております。先ほどもちょっと触れましたけれども、現在策定、もうじき完了しまゝすけれども21計画の中で、ある一つの指針を設けてさらにその予防といひまゝすか、観点も含めまゝした推進をしていきたくいふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたしまゝす。

○議長（大嶽 弘君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 健康こうた21計画を推進し、メタボ講座を行い、栄養、食生活、

身体活動、運動等の分野を積極的に啓発していただきたいと思います。

次に、大腸がんについてお聞きします。日本において大腸がんの罹患率は増加傾向にあります。大腸がんは早期に発見して治療を受ければ、ほぼ完治と言われております。日本での大腸がんの罹患率、死亡者数はどのようなになっておりますか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） メタボにならない取り組みにつきましては、先ほどから申しておりますようにさまざまな教室等で引き続き、その指導については行っていききたいというふうに考えております。

それから次の日本の大腸がんの関係でございますけれども、大腸がんの罹患率でございますが、ちょっとデータが古くて申しわけございませんけれども、2007年の厚生省データでがん患者の罹患率の数が約70万人程度であります。そのうちの大腸がん罹患された方が10万人程度、約15.5%であります。胃がんに次いで高い罹患率ということであります。ちなみに幸田町の罹患率でございますが、平成22年の数値でございますが、がんの罹患率151人に対しまして大腸がんの罹患率が34人、22.5%であります。死亡者につきましてはまず2011年の、これは厚労省のデータでございますが、全国で4万5,744名であります。この全死亡者に対しましてがんの死亡者は第1位、約3人に1人ががんで死亡しておるといふふうに言われております。ちなみに幸田町の死亡者もちょっとデータがありまして、これは平成23年のデータでございますが、町内の死亡者の方が259名おられました。このうちがんの死亡者が67名、その中で大腸がんによる死亡者ということで、7名の方というふうに承知をしております。

○議長（大嶽 弘君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 本町においてはがんの罹患率、死亡率もちょっと高いようでございますので、その辺を改善していただきたいと思います。特に日本の大腸がんの罹患率は、女性では2位、男性では3位、部位別死亡数では女性で1位、男性で3位になっており、全体で胃がんを追い越して肺がんに次いで2番目に多くなっているというのが現状です。

続きまして本町での大腸がん検診はどのような検査を行っているのかお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） まず罹患率は高いと、これは分母が、この数が非常に小さいものですから、もう1人なられてもそういう率になってしまうということで、御理解をいただければというふうに思います。もちろん、その対応については考えていかなきゃいけないということですが、ちなみに大腸がん検診の検査でございますが、本町につきましては平成23年度からがんの検診の推進事業の中で、40歳から60歳までの5歳間隔の節目の方に対しまして、検診の無料クーポン券を発行しましてその検診を受けていただいておりますということで、人間ドックであつたり住民健診、保健センターでのがん検診のときに受診ができるように受診勧奨をしながら取り組んでおるところでございます。方法につきましては、1次スクリーニングとしまして一般の検査でも一番多く使

われておる検査でありますけれども、潜血反応検査として2日間の便を採取して行う検査でございますが、この検査を対応として取り組んでおるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 今は便潜血検査は大腸がんのスクリーニング検査としては、便潜血検査が広く用いられております。連続2日間ほど検査すれば、進行がんでは90%、早期がんでは50%が発見できるという報告もあります。しかも大腸がん検査、便潜血検査は安全で安く簡単に行えます。便潜血検査を毎年行うことで、大腸がん死亡が60%減るということが報告されております。便潜血検査の感度は、対象とした病変の進行度や算出方法によってかなりの差があり、30から92.9%です。便潜血検査の回数を多くすれば、発現率が高まると言われております。40歳以上の人は年2回検査を行い、早期発見を心がけ、それと同時にがんの危険性を広報、健康講座、講演会等で啓発していく方法を検討してみてはいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 大腸がん検診につきましては、先ほど申し上げましたクーポン券を発行しましてその事業推進に努めておるところでございますけれども、参考までに平成24年度のこのがんクーポンの関係で受診をされた方につきましては、21%の方しか実は御利用していただいていたということでございます。そのことを踏まえて、2回の検診がどうだというお話でございます。2回の検診につきましては、やればやるほど実は効果があるというのは私も理解はしておるところでございますけれども、まずその住民検診であったりとか人間ドックであったりとかの、そういったいわゆる健康診断を受けていただく、実は受診率も低いということの現状がございますので、当然がんに対する周知というのはやっていかなければならないと思っておりますけれども、まずはその検診の受診率を上げる、がん検診も含めた受診率を上げるということも合わせて、一つそのことについては取り組んでいかなければならないかなというふうに考えております。周知についても、当然今後ホームページであるとか広報、さらにはさまざまな講座、教室等の機会あるごとに住民の方々には周知をしていきながら、がん検診の必要性についても当然周知をしていきたいというふうな対応を考えておりますので、よろしく願います。

○議長（大嶽 弘君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） まず、そういうクーポンとか検診、いろんなケースを利用し、なるべく検査回数を多くしていただきたいと思います。特に先ほど述べましたように、大腸がんは早期に発見して治療をすれば、ほぼ完治するというふうに言われておりますので、いろいろな情報ツールを使用して周知していただきたいと思います。

続きまして、高齢化社会に伴い最近増加している認知症についてお伺いいたします。2月4日の新聞にて、認知症でもできるだけ地域で暮らし続けられるよう、厚生労働省は2015年度以降、認知症の疑いの段階から本人と家族をきめ細かく支援する、認知症初期集中支援チームの設置を市町村に義務づけることを検討しております。現在、全国14の市町村、自治体でモデル事業が実施されており、駿河市の取り組みでは自治体の啓発もあり重症化して入院する患者は大幅に減る効果も出ていると述べられておりま

す。まずは昨年度の本町における尋ね人、行方不明者の年度ごとの人数をお聞かせください。そのうち認知症の方は何人おられたんでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先ほど情報ツールを使つての周知ということでございますので、今後も引き続きそういった周知には取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 尋ね人の件数につきましての御質問でございます。過去５年間で申しますと、合わせて１５件でございます。その内訳でありますけれども、平成２１年、２２年、２３年度いずれも２件ということでございます。平成２４年度が４件、平成２５年度、まだ途中でございますが、５件ということで、近年になってふえてきている状況でございます。それからそのうち認知症の方が何人お見えになったかという御質問でございますけれども、お尋ねを受ける、情報をいただく中の内容といたしましては、住所、氏名、性別、年齢のほかに身長、特徴、あるいは服装の状況などは確認をさせていただいておりますが、認知症の有無についてまでは聞き取りをしておりませんので、その中の件数、何人おられたかというところまでは把握ができていないのが実情でございます。

○議長（大嶽 弘君） ２番、杉浦君。

○２番（杉浦あきら君） 尋ね人はやはり、最近年々多くなっていると思いますので、確かに個人情報保護法の関係で詳しい人数、認知症の人数はわからないとは思いますが、今後高齢化社会が進みますと、ますます行方不明者が多くなるというふうに思いますので、地域の目が重要になってくるのではないかと思います。

昨年１１月の行方不明者の防災無線放送を聞いて、近所の人が捜索に出ました。無事発見されましたが、２０時を過ぎているということで防災無線で朗報が連絡できませんでした。連絡しなければいつまでも捜索を続ける人が出る可能性がありますので、緊急の場合は多少の時間オーバーは認めてもよいのではないのでしょうか。防災無線の運用方法をお尋ねいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 尋ね人に関します防災行政無線による放送につきましては、尋ね人が発生をしましてその御家族から放送依頼があった場合にさせていただいておるわけでありますけれども、午後の８時から次の朝の７時までの時間を除いた間に、情報提供をさせていただく現状となっております。これにつきましては、近年の勤務時間等のいろいろな状況と、それからまた小さなお子さんなどがお見えになるような家庭などに対しての夜間の放送に対して、支障が出る方々もお見えになるという配慮の中からそうした運用を現在させていただいておるところであります。見つかったけれどもその結果が聞きたかったということは十分理解できます。尋ね人が情報として私どもに入りました際には、地元の区長さんにもおつなぎをし、そうしたことの解決の際にもまた、見つかりましたよというような御連絡はさせていただいておる状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） ２番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 確かに夜間は難しい面もあると思いますけれども、朗報、特にそういう認知症の方の行方不明でございますと、結局命にかかわる問題も出てくるケースもあると思いますので、その辺を考慮して今後検討していただきたいと思います。それと認知症の搜索は、家族また見回り隊、近所の人、サポーター等の人が積極的に参加していただきますので、町としては組織づくりに協力していただきたいと思います。現在町内に認知症サポーターは何人いますか。それに町主催で認知症サポーターを要請してみたいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 防災行政無線の活用の中で、そうした尋ね人に関します朗報につきましてもということでございます。いろいろな配慮をする部分、たくさんあるわけでございます。今の現状を御理解いただきたいのが一つ、それから今後新たにタウンメールにて、そうした見つかりましたというようなことの情報提供も一つ、考えさせていただく内容の一つだというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 認知症サポーターの件でございますけれども、認知症サポーターにつきましては、認知症につきまして正しい知識を持っていたいて、認知症の方々や家族を応援し、地域で見守っていただくということで、ボランティアをやっているということでございます。サポーターの方につきましては、町の主催をします研修会であったりとか、各種団体、例えば女性の会であったりとか老人クラブ、町内事業所の依頼によりまして、サポーター養成講座を実施しまして、その養成を図っておるところであります。平成26年の2月末現在で586名の方がこの講座を受講していただいているということでございますので、その方たちがサポーターだよと、ただサポーターを養成します講座につきましては、もう一つ養成講座の講師資格を取得しなければならないということでもありますので、幸田町の職員にももちろん持っておる者がおるわけですが、この者の講座等の参加をしまして、いわゆるそういった資格取得者をふやしながらサポーターをさらにふやしていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） サポーターは大変大勢の方が見えると思いますので、町主催でサポーターをどんどんふやすような形をとっていただきたいと思ひます。最近では医学が進歩し、治る認知症もあります。しかも早期に発見すればおくらせることができますので、家族、地域、町が一体となって、認知症対策を実施していかなければならないのではないのでしょうか。個人情報保護法の問題もあると思ひますが、今後認知症患者の行動を地域で見守るということで、認知症サポーターの増員、GPS対応、また町、区長、近所の人などへの情報を公開するなどして、地域での見守り方法を検討してみたいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） サポーターの方の養成につきましては、町でも実はその教室を開催しておりまして、25年度では碧海信用金庫の幸田支店の職員の方たちにもや

っていただいておりますし、教室も開催をしておると、今後も続けていきたいなというふうに考えております。それから地域で見守るという方法でございますけれども、現在認知症に限らず高齢者の方々のひとり暮らしの方たちの見守りにつきましては、民生児童委員の方さらに在宅介護支援センターの方による見守り訪問であったりとか、その実態の調査をさせていただいておるところであります。なかなか認知症とわかってからではもう既に実は遅いという、いわゆる予備軍をどうしていくかというのも必要であろうかと思っておりますけれども、なかなかその正確な認知症の方の把握ができていないということで、先ほど申し上げました実態調査であるとか、見守りの訪問の中でそういった方たちについて対応できる方についてはしていきたいということでございます。また、広く認知症に対する今後も理解者をふやしながら、頑張っていきたいなというふうには思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） いろいろな施策をとって、周知していただきたいと思います。

最後に、健康寿命を延伸させるためには、今まで述べましたメタボ対策、大腸がん、認知症の3疾患の予防、早期発見、早期治療ができるように、町民に徹底していただきたいと思います。また、健康こうた21計画の中で今までに述べました事柄を町民に推進するに当たり、その運動の意味をわかりやすく伝えるため、ロゴマーク、キャッチコピー、ボランティア団体、講演会等を活用するなど、周知方法に工夫を図り、健康寿命を延ばしていただきたいと思います。

続きまして、2番目のふれあい給食サービスについてお伺いします。現在ひとり暮らし高齢者が健康で自立した生活を送れるよう支援することを目的とし、最大週5回夕食のお弁当の宅配と安否の確認を行うサービスです。今後、高齢化社会が進みますと、このサービスは利用者がますます多くなると考えられます。そこでこのサービスの運用基準はどのようなになっているかをお問い合わせいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 認知症の方に対します町民の徹底ということでございますが、さまざまな形でいろんな方たちに先ほどのサポーター養成講座も含めまして周知をさせていただいておりますし、21計画の中でもそういった事柄につきましては当然盛り込みながら、その対応についてはしていきたい、さらには周知をしていきたいということを考えております。キャッチコピーとかキャラクターというか、幸田町の保健センターにはスコッピーというキャラクターがおるわけですが、そういったものも含めて周知をしていきたいなというふうに考えております。

それからふれあい給食の関係でございますが、運用基準ということでございます。運用基準につきましては、対象者と言ったほうがいいのかもかもしれませんけれども、要介護の1から5の方、身体障害者手帳の1、2級であるとか、療育手帳A、B、精神障害者福祉手帳で1、2級の方、それから要支援の1、2の方、75歳以上の高齢者等々が入っております。ふれあい給食サービスにつきましては、基本的には食事の提供はもちろんでございますがまず見守りもあわせてやるということで、平成7年からたしかやっておると思いますが、JA愛知のふれあいサークルが主体になっているものと合わせて、

最初は週２回でございましたけれども、平成１８年度から３回に拡大をしながらやっておると、さらには平成２４年から週５日に拡大をしながら、民間業者の方２日間の対応も含めまして、実施をしてきているところでございます。

○議長（大嶽 弘君） ２番、杉浦君。

○２番（杉浦あきら君） 要介護者とかあと高齢者等は、広報こうたとかいろんな回覧板などを見ていない方も多くいると思いますので、該当者には宅配サービスを徹底していただきたいと思います。現在このサービスの該当者は何名で、実際にサービスを受けている方は何名いますか。未実施の方への周知は徹底しているものでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） まず該当者でございますが、これ非常に難しいことですが、必要な方というのはそれぞれの方たちの例えば家族状況であったりとか、身体的な状況であったりとか、さまざまであります。どなたが必要であるかというのはなかなか正確に、実は把握をすることが難しいということで、先ほども言いましたようにそれぞれの方たちのいろんな状況に応じまして、さらには相談等も受けまして、必要かどうかを判断をしてそのサービス提供に努めておるということでございます。現在実際にサービスを受けてみえる方につきましては、平成２５年度１月末の数値でございますけれども、利用者につきましては実数で１０９名、延べで１，１１０人ということで、配食数につきましては１万１，０１７食というふうになっております。ちなみに利用者の内訳では、ひとり暮らしの高齢者の方が５４名、高齢者が４２名、障害者世帯で４名、その他の方が４名ということで、これ１０４名ですか、ちょっと時点が違いますので数値が違っておりますが、そういったような状況で対応させていただいておるということです。それから未実施者の周知につきましては、基本的には全戸配布をしております社会福祉協議会の季刊誌「ともに生きる」というのが実はあるわけですが、それを定期的にそこに掲載をして周知を図っておりますし、先ほど申し上げた在宅介護支援センターの方たちの家庭訪問であるとかそういった時々の場合に情報を提供し、さらには必要な方には対応させていただいておるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） ２番、杉浦君。

○２番（杉浦あきら君） なかなか高齢者の場合ですので把握するのは難しいとは思いますが、特に高齢者の場合は家に閉じこもり他人と面会しないような人もいますので、宅配サービスを行っていることすら知らない人も多いと思います。そのあたりも考慮して、宅配サービスを受けていない高齢者一人一人に説明してもらいたいと思います。今後も高齢者の必要者には徹底していただきたいと思います。

それと続きまして、近隣の市町村では毎日実施している市町村も多くありますが、現状はどのようになっているかお答えください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 知らない人にも徹底をとということでございます。先ほど申し上げましたさまざまな方、さらにはさまざまな場所、季刊誌も含めましてできる限り周知をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと近隣の状況ということでございます。まず岡崎市さんでは、実施日は週7日間です。利用者は591人ということでございます。それから西尾が週5日で47人、蒲郡では週3日の107人、ちなみに県内で54市町村あるわけですが、週7日間実施をしております市町村につきましては、20市町で37%の市町で7日間ということとであります。

○議長（大嶽 弘君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 近隣の市町村と比べて、本町は利用者は多いとは思いますが。ただ最近では、部落内の雑貨店が閉店し、高齢者が買い物できる店が減少して、食料品を調達しづらくなっています。それを改善するために毎日の宅配サービスを検討していただけないでしょうか。毎日実施していくよう改善していく計画はありますか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 配食サービスにつきましては、JAのふれあいサークルの方たちのお弁当が好評なのかと私は思っておりますが、非常に多い方たちから利用されておるわけですが、基本的に平成24年度から先ほど申し上げました週3日から5日に拡大してきたと、その2日間については業者の方による配食サービスだということで、この週5日の拡大をさせていただいた中身につきまして、現実に使っていただける数でいきますと、民間業者の方が実際に実施をする日につきましては10名程度の方が実は利用をさせていただいておると。あと残りににつきましては、90名前後の方たちが利用させていただいておるということで、では残りの日は何をしているのかということ、自炊をしてみえるのか、買っているのか、家族の方たちがたまたまその日にやっていたかということになりますけれども、現実にはできる限りやれるところについてはお願いをしたいというのは、これは自助の精神も含めてお願いをしたいと、できない部分については当然公助だということになりますので、地域に出ていただくことも必要です。買い物を楽しんでいただくことも私は必要だと思いますので、現実今、その5日間を7日間に延ばそうという考えは実は持っておりません。今後の研究課題として今までも多分回答をさせていただいてきておると思いますけれども、現状はそういうふうによりしくお願いをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 食事は毎日規則的にとることが必要であり、土曜日、日曜日についても必要な方は個人的に業者に依頼や弁当を購入、または自炊しているかを確認していただきたいと思います。

給食サービスにおいて、ボランティア団体で行っている給食はジョイプラザの調理室で調理していますが、今後ジョイプラザが撤退しますとどこでどのように調理していきますか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） JAのふれあいサークルの活動場所の話だと思いますけれども、現在、農協のジョイプラザクオーターの2階の一室を借りてやっておるということで、5月にはその契約期間が、JAさんの契約期間が切れるというところで承知をしております。町にしましてもその活動につきましては、先ほどから申し上げております

ように、その方たちのお弁当が大変好評だということで、この活動につきましては当然支援をしてまいりたいと思いますし、J AについてもJ Aのふれあいサークルの活動のそのすばらしさというのは認識をしていただいているということを理解しております。

J Aとあわせて、その選定場所も含めまして活動が継続できるように、我々はJ Aにも期待をしておるところでありますし、幸田町が支援をしなければならないところについてはしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 2 番、杉浦君。

○2 番（杉浦あきら君） いまだにはっきりしたことが決まっていないということで、利用者は不安に思っている方もいると思いますので、早急に利用者に安心していただけるようにしていただきたいと思います。

それと最後に、ふれあい給食サービスを受けている高齢者等は自宅から出ることが少なく、他人との会話も少ないようなので、宅配ボランティアの方としか会話をしない方も出てくるのではないのでしょうか。ますます宅配サービス利用者が多くなると考えられます。宅配サービスのボランティアの人による見守りと、安否確認さらに町の情報の伝達と幅広くサービスを含め、毎日の宅配サービスを実施していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） ふれあいサークルの活動場所の選定につきましては、現在J Aと町と協力しながら、その対応については必ずしていきたいということで取り組んでおるところでございます。5 月末までという期限がございますので、そこまでには何とかしたいなというふうに考えておりますが、状況によってその対応については変わってくるかなというふうに思います。なるべく早いうちに選定をしていきたいなというふうに考えております。

それと最後の関係で、毎日をということでございます。当然ふれあい給食も先ほど言った見守りの一環であります。さまざまな形のさまざまな方たちが見守りをさせていただいておることでもあります。家から出るに出れない方については、当然そういったことも必要でしょうが、当然今後につきましては出ていただいて元気になっていただかなければならない、さらには進行を遅くすることも含めて必要なのかもしれません。毎日の宅配サービスの実現について、先ほど申し上げましたように現在としては自助で何とかお願いをしたいなというところで御理解をいただきたいということですので、よろしくお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 2 番、杉浦あきら君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩とします。

午後は1 時より会議を開きます。

休憩 午後 0 時 0 4 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9 番、水野千代子君の質問を許します。

9 番、水野君。

○9 番（水野千代子君） 議長のお許しをいただき、通告順に質問してまいります。

地域の防災力である消防団について伺いをいたします。6 日後には2011 年3 月11 日に起きた、東日本大震災から3 年を迎えます。お亡くなりになられた方々の御冥福と、早期の復旧、復興を御祈念申し上げます。東日本大震災では、消防団員みずからが被災者であるにもかかわらず、救援活動に身を投じ大きな役割を發揮しました。その一方で、住民の避難誘導や水門の閉鎖などで254 人が殉職し、消防団員は命がけの職務であることが全国的に知らされました。近年でも局地的な豪雨や台風など、自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目されています。幸田町においても2000 年9 月の東海豪雨、2008 年の8 月末豪雨などの災害時、また火災や放火が起きないように夜の巡回、昨年の製材工場の火災など消防職員と消防団の活動が大きな地域の力となっていました。その中で2013 年12 月に消防団を支援する消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、地域防災力充実強化法また消防団支援法が成立、施行され、消防団の処遇改善と装備の拡充が図られることになりました。

全国の消防団員は、1965 年に130 万人以上いましたが、2012 年には約87 万人と減少となっております。その背景には、高齢化に加えサラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい事情が団員の減の要因と言われてきております。本町の分団ごとの人数、職種をお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 消防団の分団ごとの人数、職種ということでございますが、幸田町内には4 地域に分けて4 つの分団がございます。特に大字菱池、芦谷、横落、荻、ここに八つの区がございますが、この第2 分団につきましては40 名、ほかの第1 分団、第3 分団、第4 分団におきましては、それぞれ35 名、4 分団合わせて145 名となっております。またそれに加え、正副団長含めて総勢147 名となっております。団員147 名の職種でございますが、会社員が101 名、公務員が25 名、農協が4 名、農業または自営が17 名となっており、会社員、公務員、農協、いわゆるサラリーマン団員が130 人、全体の88 %を占めてございます。

○議長（大嶽 弘君） 9 番、水野君。

○9 番（水野千代子君） ありがとうございます。分団には各それぞれの人数が、適正なおられるのかなというふうに思います。また職種におきましては、全国と同じような、やはりサラリーマン化が本当にふえているなということが一目瞭然でわかるわけでございます。これまでは市町村職員の消防団入団は各自治体の裁量に委ねられておりました。しかし今法律で、職務に支障がない限り認めるよう義務づけてもおります。本町では何人が入団しておられるのか、この公務員25 名がそれに当たるのかどうかということを、もう一度お聞かせを願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 先ほど少し触れましたが、公務員25 人のうち、役場職員が22 人ございます。全団員の17 %となっております。また残りの3 人でございますが、他

の市の職員が1名、県の職員が1名、それから教師が1名となっております。現在におきましても、役場の若い職員の多くは入団していただいている状況であり、ことしに限りましては分団長と副分団長をやっていただいております役場職員もございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 本町におきましては、今言われたように幸田町の職員が22名、分団に所属をされているということで、いざとなったときには指導が可能である、これは自分が勤務している時間内でも、もし何か緊急のことがあればすぐ対応ができる、出動できるというふうで理解をさせていただきます。

それから消防団は消防署とともに火災や災害への対応等を行う消防組織法に基づいた組織であります。消防団員は、非常勤の特別職の地方公務員として条例によって年額報酬や出動手当てなどが支給をされております。本町の年額報酬額、また出動手当て額と、県内でその位置がどのぐらいにあるのかということを、比較がわかればお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 本町の年俸報酬額、出動手当て額でございますが、消防団員は六つの階級に分かれております。まず団員ですが、団員は6万5,000円、班長7万4,000円、部長7万7,000円、副分団長9万5,000円、分団長12万5,000円、副団長につきましては16万1,000円、団長につきましては19万3,000円となっております。出動手当ては幸田町では設けておりませんが、これにかわるものとして、特別訓練手当てを1回につき3,500円、また消防車両の整備手当てとしまして八つの部ごとに月額9,500円となっております。

近隣の報酬との比較でございますが、団員の報酬では先ほど申しました、幸田町は6万5,000円でございますが、岡崎市は2万4,250円、西尾市は5万4,500円、蒲郡市は4万7,000円となっております。また団長につきましては、幸田町は19万3,000円でございますが、岡崎市は8万2,500円、西尾市は14万1,000円、蒲郡市につきましては26万円となっております。訓練手当てにつきましては、幸田町は3,500円、岡崎市は2,300円、西尾市につきましてはございません。蒲郡市につきましては900円となっております。団員報酬の目安となっている交付税単価、例えば団員でございますと3万6,500円ですが、幸田町では先ほど申し上げましたとおり6万5,000円となっており、おおよそ各階級で交付税単価の約2倍、団員、班長、部長の3階級では137人おりますが、この階級では県下で最も高い報酬となっております。このように、幸田町におきましては現状においても他の市町村以上に、消防団の重要性を十分認識していただいておりますものと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、本当に詳しく御説明を願いました。この年額報酬でございますが、やはりそれぞれの市町によっては高いところ、低いところ、また団長だけが飛び抜けて高く、また下の階級ですね、団員の方たちが低いとか、それぞれその市町によってあります。しかし消防長が言われましたように、本町におきましては六つの団長以下、それぞれ班長、団員に至るまでそんなに差はなく、報酬を払ってみえるのかなというふ

うに、これは理解をさせていただきます。

また一度、名古屋のほうでしたか、出動手当てを一銭ももらっていなかったとか、報酬等が消防団員に対して何もなかったということが報道で大きく出ておりましたが、本町ではこのように、今お伺いしたようにある程度、払ってみえるのかなというふうに推測するわけでございます。そしてまた、出動手当てでございますが、これもそれぞれの市町を調べさせていただいても本当に格差があります。低いところ、多いところ、また出動手当てというのは何かあったときにやはり出動するわけですので、そうすると年間でも数回という場合もあります。これは少なければいいわけでございますが、そうしたときに出動した回数によって本町では払うのではなくて訓練という形で払っていただく、これは本当に消防団に対して厚く手当て等を考えていらっしゃるのかなということは、これは本当に評価をしたいというふうに思っております。

それからこの法律では具体的に、階級や在籍年数に応じて設けられている退職報償金は全階級で一律5万円上乘せと、また報酬、出動手当ての引き上げについて各自治体に強く求めているのが特徴でございます。本町におきましても、当然改正までは条例改正ということも必要かというふうに思いますが、そのお考えはどのように考えておられるかということをお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 退職報償金の条例の改正につきましてですが、平成25年の12月25日付で、総務省消防庁から消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正についての通知がございました。退職報償金を一律5万円、最低支給額20万円に改めることになりました。現在この政令の成立は、3月中旬になる見込みであると連絡を県から受けております。当然、条例改正の必要がありますので、国の改正政令の成立を受けて、事務作業を進めていきたいと考えております。現時点では間に合えば3月議会に議案上程するなど、早急に対応してまいりたいと考えております。報酬、出動手当てにつきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、幸田町は県下でもトップクラスの金額となっておりますことから、現在のところ引き上げる予定はございません。しかし今回、この法律の施行を契機として、他の市町村におきまして引き上げることも予想されますので、今後につきましては他の市町村の動向を見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 報酬ですが、退職の報奨金を一律の5万円引き上げ、5万円は必ず引き上げていくよということで、間に合えば3月議会にということでお伺いしたわけですが、本町の場合は出動手当ては今のところは引き上げないということで今言われました。しかし全国的に退職報償金とあわせて、この出動手当ても上げていくという流れができております。ということでありますので、本町の場合は訓練ということの費用だというふうに思いますが、やはり私、これは同じように上げていただきたい。確かに県下でも上の方の金額かというふうには思いますが、しかし退職報償金とあわせてですので、やはりこれは私は少しでもいいですのでやはり上げていただいて、消防団の勤務を評価をしていただきたいというふうに思うわけですが、その辺につ

いて他市町を参考にするのではなくて、私は同じ時期に上げていただきたいというふうに思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 訓練手当て以外の出動手当てにつきましてですが、県下一覧の中で見ましても、訓練手当て等を出していないところは数は少ないと思っておりますので、訓練手当て以外の出動手当てにつきまして、今後検討をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9 番、水野君。

○9 番（水野千代子君） ぜひとも考えていっていただきたいというふうに思います。

それから次に、町の消防団の協力事業所についてお伺いをいたします。本町の消防団、協力事務所は何件で、またこの事務所はどのような協力をする事務所であるかをお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 消防団協力事業所制度につきましては、消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じ地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度でございます。幸田町におきましても平成20年の4月1日、幸田町消防団協力事業所表示制度実施要項を定め、制度の運用を開始しております。平成20年度から今年度の1事業所を含め、現在8事業所に交付をしております。事業所の協力の内容ですが、従業員が消防団に入団しているとか、消防団活動について従業員に対して積極的に配慮をしている、そういったところの事業所となっております。

○議長（大嶽 弘君） 9 番、水野君。

○9 番（水野千代子君） 今、8事業所ということでお伺いをいたしました。実は私、この質問をする前に幸田町のホームページを見ておりましたら、たしか3事業所であったというふうに思います。それが一気に8事業所にふえたわけですが、やはり本当にこの辺のホームページの更新も、きちんとその都度その都度、消防団の協力事業所が事業所として認めたときには、必ず一つ一つ丁寧にその事業所をホームページ等で紹介をしていっていただきたいというふうに思っております。

それから今のところ8事業所ではありますが、今後この事業所の拡大とかPR、この辺はどのようにお考えかをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） ホームページに掲載されていなかったという件でございますが、今年度2月19日に8つ目の事業所のほうの交付式を行いました。それにつきまして、今までのホームページ等の見直しをさせていただきまして、その中に現在の8事業所等の事業所名等も公表をさせていただいております。

ただいま質問がありました拡大PRにつきましてでございますが、今後も継続して協力事業所をふやしていきたいと考えております。また、現在も町ホームページや広報こうたにおいてPR等を行っておりますが、これらについても継続し実施していきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9 番、水野君。

○ 9 番（水野千代子君） ぜひと協力事業所のほうは、広く町民の目に見える形で広報、またPRをしていていただきたいというふうに思っております。本当に初めに言いましたとおり、消防団の入団がなかなか厳しい現状が続いております。またこの分団も年度が変わるごとに、次の卒業した人たちの人数はどこでどなたにお願いするのかという、本当に苦労していることも事実でございます。そこで全国では、各市町村で消防団員をふやすために、消防団をバックアップするための地域消防団応援事業が行われています。これは各市町内の事業所や販売店などが消防団の応援事業所として、団員に各種サービスや割引などの提供を行ったり、団員の募集のポスターを事業所内に掲示するなど、さまざまな形で消防団を応援していただく事業でございます。この事業は先ほどの協力事業所とはまた違った意味で、町民の皆様に直接触れていただけるような、そういう場所にポスターだとかを張っていただく、また消防団にも恩恵があるという、このような事業でございますが、この事業を取り入れるお考えをお聞かせを願いたいと思います。

そしてまた、県内ではこの事業を行っている市町がどのくらいあるのかということ、あわせてお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 県内で初めて、瀬戸市消防団が平成22年10月1日から、この応援事業所を開始しております。近隣では岡崎市が平成24年4月から行っていることを承知しております。愛知県消防協会に問い合わせをしましたところ、現在県内ではこの制度を導入しているのは、名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、津島市、蒲郡市、田原市、長久手市、東郷町の9市町ということでございます。こういった中で、県下の中でも順次こうした制度を取り入れておりますので、今後さらに検討をしていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○ 9 番（水野千代子君） 県内では9市町ということでございます。本当に私たちのこの三河地域にも、隣の岡崎もございます。また東三河であります田原のほうもございます。ぜひとこの消防団の応援事業の制度を、本町も取り入れていていただきたいというふうに思います。そして地域全体で消防団を応援していく、私たちもこうやって事業所として消防団を応援しているよ、また消防団員を募集しているよということをPRできるような、そういう制度をつくっていただきたいというふうに思います。今言われた県内でございますが、私も調べさせていただきました。例えば岡崎では岡崎市消防団員応援事業所制度ということで、応援業者には「頑張れ消防団」という大きなステッカーがただけて、そのステッカーを店内に貼っております。また店ではそれぞれ、自分のところの割引券、またこれも使ってもらえるポイントだとか、そういうものをやっておられました。瀬戸市では自分たちの町は自分たちで守る、私たちは消防団を応援していますよという、やはり独自のステッカーもございました。豊橋では「ええじゃないか消防団」消防応援事業所ということでやっておりました。田原なんかでは、すし屋さんで飲食が10%オフだとか、証明写真では20%オフ、また接骨院では3,000円以上かかったものが500円オフになりますとか、本当にさまざまございます。豊橋ではホテ

ルの宿泊も１０％オフだとか、温泉プールでは入場が無料になるとか、また結婚式もオフになるとか、美容院もなるとか、さまざまな事業所が手を挙げて、消防団を応援をされております。岡崎市でおもしろいのは、食堂であります但ライスの大盛りが無料だとか、こういうものもございました。ぜひともこういう制度を導入をしていただいて、町全体で消防団を応援していったほしいというふうに思います。そうすれば、毎年度毎年度、消防団員自身が消防団員の確保のために努力をしなくても、しなくてもではないです、お互いにしながら、地域全体で消防団を応援するという、消防団員を募集していくという、これはすごいことかなというふうに思います。また事業所には大きくステッカーが貼られますので、そうしたときに私たちも応援しているということを町民の皆様へアピールすることもできるというふうに思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それから消防団員のサラリーマン化が緊急時に駆けつけられないこともあります。本町も先ほど申しましたように、そのような傾向でございます。内閣府の２０１２年の世論調査では消防団に入団しない理由として、体力に自信がないが４７％、高齢であるが約３９％、職業等両立しそうでないが３０％に上っております。このような変化に、団員のＯＢの方たちのお力を借りて、地域の防災力アップを図っている自治体もありますが、本町の考えはどのようなのですか、お聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 消防団応援事業所でございますが、消防団を応援するためには消防団の活動を、少しでも町民の皆様へ知っていただくことが重要なことであると思っております。そうした中で、消防団としましては消防出初め式につきましては、回覧で御案内を差し上げたり、一般住民席を設けたり、豚汁を振る舞ったりだとか、そういった町民と触れ合う場というものにつきまして、現在も取り組んでおります。さらなる取り組みとして、こうした消防団応援事業所制度の導入につきましては現在検討中であり、消防団役員会においても説明を行っております。来年度の導入に向け、さらに協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次の質問でございますが、消防団のＯＢたちの協力体制ということでございますが、消防団のＯＢ等で組織する機能別消防団がございますが、これは消防団員数の減少という大きな課題に直面していることから、団員を確保し地域防災体制を充実・強化するために、住民の幅広い層から団員を確保することが望ましく、地域住民が参加しやすい消防団を補完する制度として設けられております。幸田町におきましても、毎年新入団の確保には非常に苦慮している状況ですが、団員と区長様など地元の方々の協力により、定数１４７人を保つことができております。現在定数が確保されておりますので、現状の組織体制で消防団活動を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） ９番、水野君。

○９番（水野千代子君） 応援事業所の制度でございますが、来年度に向けて検討に入っているということでお伺いいたしました。ぜひとも成功していただきたいと思ひますし、制度の導入をお願いを申し上げます。

それからOBの方々の応援でございますが、今消防長が言われましたように、本当に限定的な活動をする機能別消防団員というのがございます。しかし消防長が言われたように、147名の団員は今のところ何とかなっているということでございますので、今後先ほどの応援事業所、そういうものを取り入れながら、また消防活動の皆様の活動を広く住民に知らせていっていただきながら、ぜひとも147名が喜んで入ってもらえるような、そういう消防団になっていただけるといいなというふうに思っております。

それから、やはり消防団は若い力が必要でございます。ということで、高校生への1日体験入団を行って、消防団の方々の活動をまた広く若い人たちの世代にもPRしていくべきではないかなというふうに思いますが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 高校生の1日体験入団というようなことでございますが、高校生も含めまして現在こういったことなどは消防本部、消防団を通して行っておりません。しかし消防署では、中学校の職場体験の体験先として受け入れております。また各小学校の消防署の見学も例年受け入れを行っております。また消防団はそれぞれの仕事を持ちながらの団活動に参加しており、こうしたことから現在としましては訓練日数を減らすなど、消防団員の負担を軽減することを図っているということで、これ以上消防団員の応援を求めることも難しいかと思っております。しかしながら今後も年齢的には低くなりますが、中学校の職場体験や小学校の消防施設見学、あるいは地域防災訓練など、さまざまな機会を捉え、消防団活動につきましても周知・御理解を求めるよう図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひとも若い世代、若い世代といってもやはり小学校というところと、見ることは確かに大切でございますので、また中学校の職場体験等も必要でございます。時間もございます、高校生の時間もございます。しかしこういうことも検討をしていただきたいというふうに、私は思っております。

それから総務省の消防庁は、ことしの2月15日に団員に報酬を支払っていない消防団を公表し、待遇改善を促すこと、また団員確保の取り組みを促すため団員が前年より一定の割合でふえた消防団を、ことしから総務省が表彰する方針が報道されておりました。消防団支援法は消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くのできない、代がえのない存在と定義づけてもおります。今後とも地域防災の要として、消防団員の待遇改善と、訓練支援、また団員の募集など積極的に行っていただきたいというふうに思っております。

次に図書等の整備充実についてお伺いをいたします。最近活字離れが進んでいると言われております。全国では多くの人に来館してもらおうと、工夫を凝らしている図書館がございまして。例えばコンビニと連携し24時間いつでも図書の受け取り、返却ができるサービスを実施したり、カフェを併設してカフェでコーヒーなどを飲みながら本を読むことができたりなど、独自のアイデアで図書館の魅力を増す取り組みが実施されております。

そのアイデアの一つに雑誌スポンサー制度がございます。導入する自治体が全国に広まりつつあります。具体的には雑誌の購入費をスポンサーに負担してもらい、かわりに雑誌最新号のカバー表面にそのスポンサー名、裏面に広告を載せたりする仕組みが一般的であります。図書購入費の新たな財源の確保をしつつ、地元企業等のPRや市民サービスの向上にもつながる、有効的な策と注目をされております。本図書館は指定管理として運営されておりますが、まずこの雑誌スポンサー制度の見解についてお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 今回の法律の制定もでございます。消防団を取り巻く環境は、国が大きく動き出すなど変わりつつあります。消防団員の皆様を身近で見ていると、ほかに制御を持ちながらの活動であり、本当に大変だと思っております。しかしながら消防団の皆さんは、消防団に誇りを持ちながら活動されている現状でございます。消防本部といたしましても、処遇の改善やより安全な活動装備の充実につきまして、今後も努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 雑誌スポンサー制度の見解ということですので、議員が一般論で申されたとおりだと思います。図書館の雑誌の購入経費を企業等によりましてスポンサー負担を、そのかわりに雑誌の表紙などに企業名のPRだとか広告を掲載するということでありまして、まず関係する図書館においてもそういった導入がまだ検討中でございますが、当面カバーをつけながらというようなことで、他の市町村で取り組みができておるということをお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 本町の図書館は町内のみならず町外からも評判はよくて、多くの方たちが来館してみえます。平成24年度の貸出数は10万8,090人となっております。前年度から若干はふえておりますが、この25年度ではどのぐらいの貸出数となるのかということをお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 貸出者数の状況でございますが、本年度の貸出者数はこの12月まで、9カ月間ですがこれは前年度の実績に基づき推計をさせて答えさせていただきます。若干の減少傾向であります、98.2%でありました。これをこのまま推移すると仮定をし積算をいたしますと、年間10万6,000人程度が想定されるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 本当に本町の図書館は、借りられた人数を見ても幸田町の人口の約2.5倍ぐらいもあるということは、本当にすばらしい図書館だというふうに思っております。それでは貸し出しでは一般図書だとか児童書、雑誌などが種目がありますが、現在図書館の雑誌の種類別の冊数をお聞かせを願います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 種類別の冊数でございますが、図書館の購入雑誌の種類は全

てで7ジャンルに分かれておりまして、トータルで183誌でございます。内訳は児童学生用が19、女性誌が25、家庭誌が26、大衆誌が10、総合文芸誌が26、趣味が56、専門誌が21の合計183誌でございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） これらの7種類の183誌ということで、これの年間の雑誌の購入費もお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから雑誌カバーは、多くの来館者の目にとまりますし、広告効果は高いものというふうに考えております。雑誌スポンサー制度というのは、民間の協力を得て図書の購入費などの助けになるというふうに思いますので、ぜひとも雑誌スポンサー制度の提案をしたいというふうに思っております。いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 年間の雑誌購入費でございますが、24年度の実績で報告させていただきます。購入実績は183万4,000円でございます。全2,700冊ほどございました。

次にスポンサー制度の関係で、図書の購入費の助けになるというような御見解でございますが、確かに先ほど申しましたように、雑誌スポンサー制度につきましては議員の御指摘のとおり、雑誌購入費の節減、また他の図書資料の購入費充当により、図書館のサービスの向上につながることから近隣でも導入されておるということで、その助けになっておるという状況には間違いないと思います。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 図書館の指定管理者制度に基づく協定等もございますので、この提案だけはさせていただきたいというふうに思っております。

次に読書通帳について伺いをいたします。借りた本の履歴を目で見える形で残すことによって、子どもを中心に町民の読書への意欲を高める効果が期待されているものでございます。例えば富山県の立山町では、自動貸出機で借りた本のデータが、併設する図書通帳機に送られて、通帳を入れると借りた本のタイトル、著名者、貸出日が記録される仕組みになっております。読書通帳機は地元団体からの寄附を活用して購入し、通帳政策は地元人口に費用を負担してもらうなど、地元の理解と協力を得て取り組んでおりますが、またこの読書通帳の見解をお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 読書通帳につきましては近年、自身の読書活動、こういったものをやはり振り返るといようなことで、導入効果はあると。また読書履歴の可視化と、見える化といいますか、これを児童生徒が読書の活動の一助となるといようなこと、また読書、そういったものを通じてコミュニケーションも図れるといようなことで、友達同士の意見交換といったことも図れるのではないかなといようなことで、読書通帳についてはそういった理解をしておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 読書活動の一助となるし、また見える化、友達同士のコミュニケーションにもなるということで、本当にそのとおりだといふふうに思っております。本

町では各小・中学校でボランティアなどの協力を得て、読み聞かせ読書隊員などを設けて、積極的に読書活動に力を入れていることは評価をしたいというふうに思います。

子どもたちは年間どのぐらいの本を読んでいるかということをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 読書活動について、小・中学校の学校図書館での状況についてお答えをさせていただきます。各小・中学校では、24年度で年間で13万8,000冊の図書を借りたという実績がございます。これを一人当たりの貸出者を割り出しますと、小学校では一人当たり年間50.4冊、中学校では一人当たり9.1冊となっております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 本当に本町の小学校の子たちは、年間50冊読んでいるということで、素晴らしいことだというふうに思います。中学校はどうしても部活等がございますので、若干というか、かなり減る形でございます。

文科省が事業委託をしましたICT、情報通信技術を活用した読書通帳による読書大好き日本一推進事業がございました。これの実績報告が平成24年3月にされております。その中で、調査対象の中学校で読書通帳プリンターを設置し導入したところ、学校図書館への来館者が約3倍にふえ、読書通帳の効果は大きいとの報告がされております。また、公共図書館では既存の図書館システムを活用して、プライバシーの保護を踏まえて読書通帳が報告され、期待をされております。読書通帳の導入を提案したいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず小・中学校の読書活動の状況であります。自分の読書記録を振り返り、みずからの読書活動を考察するというようなことで、読書の記録を残すことは大変有益なことだと考えております。よって小学校では、現在でも図書館ノートという副教材を活用いたしまして、読書の記録を残すとともに図書館利用の方法を学んだり、読書の学習で自分の考えを書いたり、学習のポイントを記録するなどの活用をいたしております。また各小・中学校では御承知のように、学校図書館で整備されたパソコンの端末で蔵書のデータベース化、これをしておりますので、学校図書システムによって児童生徒は読書量や本のタイトル、自分の読書歴、こういったものを確認できることとなっております。児童生徒がより楽しく積極的に学校図書館を利用できるように、既存のシステムを活用しているところであります。

次に、公共図書館での取り組みであります。これは機械を導入した事例は全国でも5例ほどということを知っております。導入に当たりましては、システム導入費用がかなり高額となることなどまだ課題も多いということを知っておりますので、全国的にはまだまだ導入事例は少ないということでもあります。今後、図書館を運営する文化振興協会と調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 読書のノートだとかそれぞれあるかというふうに思いますが、やはり通帳というそのものが、今までのノートとは違った形でやはり自分の記録に残って

いく、要するに貯金ですね、自分の読書をした本を貯金していくというような、そういう私は意味合いもあるのではないかなというふうに思いますので、ぜひともそういう形で子どもたちに楽しく読書活動を推進していただけるような、そういう形をさらにとっていただきたいというふうに思っております。

それから図書館等のシステム改修をするには、確かに高額がかかります。しかしできましたら学校図書館と合わせまして、学校図書館で借りても公共図書館で借りても全部残っていくというような、そういう形もやはり一つは必要ではないかなというふうに思っております。4月23日は読書の日でもございます。合併60周年の記念事業も含めまして、やはり私は読書通帳というのも一つの提案だというふうに思いますので、今後検討していただきたいというふうに思っております。

それから次に本の修理でございますが、本町はどのような体制で本の修理を行っているのか、またそれがどのぐらい、年間か月でもよろしいですが、どのぐらいあるかということをお聞かせを願います。図書館、学校図書館合わせてそれぞれお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 読書通帳につきましては、そのような御意見をいただきましたので、今後文化振興協会とも研究を重ねてまいりたいと思います。また、学校図書館におきましては、既存の制度、これをしっかりと活用しながら、楽しい読書になるように努めてまいりたいと考えております。

それから本の修理の関係でございますが、修理冊数ということでよろしいかと思いますが、まず町立図書館の本の修理の現状でございますが、全てこれは職員が対応しております。おおむね9割が子どもの絵本でありますので、その冊数1冊当たりは3分から4分程度の修理時間がかかるというふうに伺っております。年間といたしましては、2,000から2,400冊ということを推計であります。受けております。まず学校図書館であります。本町では御承知のように3名の図書館の指導嘱託職員がおりまして、その者が図書館にかかる事務を行っております。当然、学校図書の本の補修も行っております。年間600冊ほどの本を修繕しておるところでございます。トータルすれば、公共図書館を含めて、年間3,000冊ほどの修理を行っている状況となります。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） かなりの修繕をされているということでございます。図書館の場合は本が主なもので、2,000から2,400冊、学校の場合は3名の嘱託職員が600ぐらいの修理を行っていくということでございます。それぞれの職員、また嘱託職員の方々は、本の修理以外にも本当の自分がしなければいけない職務が私はあるというふうに思いますし、やはりこの修理には時間がかかると思います。本来の仕事の時間がこのためにとられてしまっているのではないかなというふうに思うわけですので、やはりボランティアの力を借りてこういうことの修理もお願いしたらどうでしょうか。町のボランティアの方たちはたくさん、本当に福祉の面からもすごくたくさんボランティアがおります。この本に関してもボランティアの力をお借りをいたしまして、当然修理の講座等も受けていかなければいけないというふうに思いますが、この力を借り

ていく必要があるのではないかなというふうに思いますが、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず町立図書館のほうですが、現状１２名の職員でその修理に当たっております。ボランティアとしてやっていただける方がいるなら、文化振興といたしましても一度検討したいという意向でした。これにつきましては自主事業というものもございますので、そういった関係から取り組みも検討していきたいということでもあります。それから、小・中学校におきましては、特に小学校になるわけですが、家庭教育学級で本の修理を研修されて、取り組んでいるということも事例を伺っているところでございます。

○議長（大嶽 弘君） ９番、水野君。

○９番（水野千代子君） 公立図書館の場合は、今後そのことも検討したいというふうでございました。小学校の場合は、家庭教育学級が行っているところもあるということでお伺いをしたわけですが、実は私の地元の中央小学校であります、新年度から地域の力を借りて家庭・地域・学校が一体となって子どもたちを育てていきたいとの思いで、さまざまな活動内容の学校支援ボランティアの募集をしました。その中には、本の修理も含まれております。現在では今、部長が言われたように、家庭教育学級の保護者がある方に教えていただいて、それで家庭教育学級の事業の一つとしてそれをやっているということも、私はこの中央小学校でお聞かせを願いました。しかしそれも、限界があるのではないかなというふうに思っております。地域の力をお借りして、要するに中央小学校ではこの方々だけでお願いをしていくのはやはり恐縮だという思いもあったのかなというふうに私は思っておりますし、それでは足りないというふうに、限界があるというふうにお考えられたのか、そのような学校図書の本の修理も募集しますというこの一項目がございましたので、ぜひとも私はボランティアを募集をいたしまして、学校図書の本の充実と整備を図っていく必要があるのではないかなというふうに思っております。今は本当にスマホでも読書ができる時代でございます。それを否定するものではございませんが、やはり地域と学校とが密着をして、何らかの活動で子どもたちを見守っていく、また学校図書を大切にしていくという、こういう取り組みが私は必要ではないかなというふうに思っておりますが、その点について再度お伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） ボランティアの関係で学校図書館の充実ということでございます。議員のお示しされた中央小学校におきましては、３、４年生の保護者が講師の指導のもと奉仕作業で図書室の本の修理に取り組みされました。この活動はことしの２月に、学校支援ボランティア募集、図書館のボランティアとして活動いただきましたものでございます。このような学校支援のボランティア活動を活発に展開していただくことは、学校図書館の整備・充実はもとより、地域で子どもたちを育てるという開かれた学校づくりからの観点からも大変ありがたいことであります。ぜひこうした地域の輪を広げていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） ９番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、私は地元の中央小学校だけをお聞かせを願ったわけですが、他の小学校はどのようなになっているのかということを再度お伺いをしたいと思います。そしてもし家庭教育学級でやっていればそれはそれで結構でございますが、やはり私は中央小学校のこのような取り組みで、地域とのかかわりを持っていくということはすばらしいことではないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも全小学校に私は本の修理のボランティアを募集をしていってかかわりを持っていただいて、子どもたちを守っていただく、また読書に興味を持っていただく、そういう協力をしていただくことを提案をし、最後の質問といたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 先日、読書活動の推進協議会というものを開催をいたしたところでございます。そこで各小学校ごとには集まって見えなかったものですから一部の学校でありましたけれども、そのような家庭教育学級で取り組んだというような実例もいただきました。今後、議員が申されたように、これが町内全域に広がっていくことを期待をしておりますし、またそういった支援もしていきたいなというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野千代子君の質問は終わりました。
ここで、10分間休憩とします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時03分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に3番、志賀恒男君の質問を許します。

3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告した順に質問をまいります。

私は、1年近くの防災対策特別委員会の活動を通じまして、今後予想されます東南海、南海地震だけでなく、近年ますます巨大化してきました台風やゲリラ豪雨に対して、いかに安全・安心なまちづくりが大切かということを認識を深めてまいりました。幸田町内では災害が発生し、または発生するおそれのある場合には、幸田町災害対策本部を設置し、応急対策活動などを実施することになっております。災害対策本部で思い出されますのが、昨年10月の台風26号による伊豆大島の大島町の土石流災害発生時に、本部長である町長と代行役の副町長が島内に不在で、避難勧告を出すタイミングを失ってしまい、多数の死者を出してしまったニュースが思い起こされるところであります。幸田町においてはこのようなことはないと思っておりますが、私はハード面で防災施設の整備状況について、若干確認したい点、心配な点がありますので質問をまいります。

災害対策本部が的確な判断・決断・指示を出すためには、正確な情報を絶えず収集し、災害対策本部1カ所に集約をする必要があります。幸田町では災害対策本部は役場庁舎4階に設置をされ、消防本部は約750メートル北にあります。最初に災害対策本部と消防本部の通信手段の信頼性はどのように確保されているのか、お聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 災害発生時におきます災害対策本部と消防本部との通信手段の確保ということの御質問でございます。災害が発生をいたしますと、一般加入電話あるいは携帯電話は通信が混み合っただけの状態ということになります。通信会社は一定の規制を行う、つながらなくわざとするというような形になります。そのようなことを受けまして、私どもは電気通信事業法に基づく災害時優先電話として、災害対策本部及び消防本部の回線が登録をしておりますので、通信制限を受けずに優先的につながる通信回線を持っておることが1点、しかしその通信回線におきましても断線によって遮断をされることも考えられますので、この災害時優先電話のみに頼るのではなくて、防災行政無線のMCA無線、衛星携帯電話、消防用無線によって、複数の通信手段を確保して非常時に備えている状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 有線による通信、これは大変込み合いますということで、防災行政無線を初め、無線通信で確保しておりますということで、通信手段の信頼性という観点ではほぼ十分かなという確認がとれました。

総務省は、無線設備の停電、耐震対策のための指針というものを公表をしております。そしてそれぞれの防災機関において、この指針を原則として、設備ごとに最もふさわしい具体的基準を整備し、対策を講じていくことが望まれるとしております。この指針によりますと、非常用発電機の燃料などの保持時間目安というものを標準時間として定めております。都市部では24時間、都市部以外の地域では48時間、というふうになっております。

幸田町の消防本部では、非常用発電機の燃料保持時間をどのように設定をしているのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 消防本部におきましては、燃料保持時間でございますが、この時間につきましては無線局の目的、重要性、無線局の設置場所、あるいは有人か無人かなど運用体制などにより異なりますが、指針の目安として示されている都市部の24時間を消防本部として設定しております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 都市部の24時間ということで考えてみえるということになりますが、幸田町を都市部であるというふうに考えている、その根拠といいますか、考え方について説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 先ほどの無線局の目的等によって異なるということでございますが、消防本部におきましては24時間消防職員がおり、山間部と異なり燃料の供給が可能な地域であると考えております。こうしたことから、都市部の24時間とさせていただいております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 幸田町の場合は山間部と異なるということで、この見解で私もよろ

しいかというふうに思います。

それでは、消防本部に設置をされました非常用発電機の電力供給範囲についてはどのようなになっているか、お聞きをいたします。無線設備は当然のことですけれども、夜間でありますと室内照明灯とかあるいは夏場ですと空調設備とか、具体的なほかの施設にも電力を供給することになるかと思しますので、お答えください。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 消防本部に設置しております非常用発電機の電力供給範囲につきましては、通信指令室内の無線設備、通信指令台、気象観測装置など全ての機器と、室内照明灯及びコンセントに電力が供給されております。また通信指令室以外の部屋や倉庫におきましては、室内照明灯が39カ所、コンセントが47カ所、およそ全体の3分の1が使用可能となっております。ただ空調設備におきましては、供給範囲に入っておりません。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 司令室並びに全体の3分の1の機能が供給可能であるということで、ほぼ妥当かなというような判断をいたしました。総務省の指針によりますと、無線局すなわち行政防災無線の非常用発電設備が、庁舎と共通の場合には当該非常用発電設備に障害が生じますと、直接無線設備、防災行政無線に影響が及ぶため、防災行政無線専用の非常用発電設備を設置するように求めています。本庁舎内の防災行政無線はこの総務省の指針に基づいたシステム構成になっているのかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） この本庁舎によります防災行政無線につきましては、総務省の指針に基づきまして、単独で直流電源装置、無停電電源装置及び非常用発電機を備えたシステムとなっております。非常用発電機につきましては、指針に基づいて連続運転時間を24時間以上確保されるような仕様となっております。軽油燃料50リットルのタンクを備え持つものであります。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 無線機用の単独の非常用発電機を持っておるということで、24時間以上ありますということが確認をできました。これでよろしいかというふうに思います。

次に災害対策本部の非常用発電機について質問を続けてまいります。幸田町地域防災計画には、災害対策本部事務局の設置及び運営に関し、事務局開設の準備として本部事務局の標識、幸田町地図版、情報版、電話機4台、テレビ、無線機、これは防災行政無線と消防無線、コピー機、ファクス、自家発電機屋外用、各種災害対策記録簿、その他必要と認めるものを配置するというふうにあります。ここで言うところの、自家発電機屋外用というのは具体的には何を示しているのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 非常用発電機の屋外用についてはということでございます。想定といたしましては、庁舎の倒壊によりまして、庁舎が使用できなくなったような場合、

屋外、現地に対策本部を設置するような場合を想定をし、無線、電子機器などの電源として、屋外で使える発電機を備えるということの備えになっておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3 番（志賀恒男君） 屋外用という意味がこれではっきりいたしました。役場庁舎が倒壊をした、あるいは機能を果たさなくなった、または現地対策本部を立ち上げるというようなときに必要であるということで、確認がとれました。そうしますと、本庁舎に設置をされております非常用発電機は、既に昭和あるいは平成何年に設置をされたのかということで随分時間が経過をしておるというふうに思いますが、お答えいただきたいというふうに思います。

また、設置してからこの間に、定期部品の交換や補償の履歴の有無についてもお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） この本庁舎に設置をされております非常用電源につきましては、昭和60年、この庁舎を建設いたしました折からつけておるものでございます。設置以来28年余りが経過をしております。特段故障につきましては、大きなものはこれまでございませんでした。また部品の交換につきましても、これまで特に大きなものは実施をしておりませんけれども、消耗品等の交換につきましては定期的に実施をしております。直近で申しますと、平成23年度に蓄電池やベルトなどの交換をいたしておるところであります。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3 番（志賀恒男君） 消耗品の交換を実施をしておりますということで、大きな稼働実績というのはないというふうに思いますのでこれでよろしいかと思いますが、非常用発電機は定期的に試運転を行い、正常にエンジンがかかり、発電するか機能確認をすることになっております。幸田町ではどのような確認を行っているのか、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 電気設備の点検の中に含めて、起動確認も含めまして、隔月、ひと月置いてという隔月でありますけれども、年6回の定期点検を実施をしております。また、庁舎の諸設備の点検といたしまして、別に年2回の運転確認を実施しております。加えて昨年の9月には、幸田町の総合防災訓練に合わせまして、役場庁舎の停電訓練を実施をいたしました。そこにおきましても、非常時用発電機を起動をさせまして、さまざまな点検や確認を行ったところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3 番（志賀恒男君） 定期的に確認をしてみえるということでよろしいかというふうに思いますが、続いて災害対策本部のあります本庁舎に設置されました、非常用発電機の燃料保持時間は何時間になっておりますでしょうか、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 庁舎の非常用発電機につきましては、発電機自体が持ちますタ

ンクに91リットルと、別に予備のタンクに72リットル、合わせまして合計163リットルの燃料を常備をしております。災害本部が設置されました場合の庁舎内に必要とされる電力量につきましては、誘導灯、非常用照明用に必要な電力、それから対策本部で活動に必要と思われます電力量を合わせますと、約25キロワットほどになるものと想定をいたしております。よって計算をいたしますと、約20時間の運転が可能であるというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 25キロワット、20時間ということで回答いただきました。災害対策本部の機能維持のためには、室内照明やテレビ、電話、ファクシミリ、コピー機などの情報機器などへの電力供給が必要であります。本庁舎にあります非常用発電機の電力供給範囲は、先ほど25キロワットで非常誘導灯等説明がありましたが、具体的にそのほかに非常用発電機の電力供給範囲がどのようになっているのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 供給範囲につきましては、最も先に必要となります誘導灯、それから非常用照明、そのほかに庁舎内に非常用コンセントが設置をしてありまして、最低限必要な電源を確保する場所ということとなるわけでありすけれども、災害対策本部につきましては、議員おっしゃっていただきましたように、庁舎4階の第3、第4委員会室に設けることとなっております。この全ての照明に電力が供給をされ、先ほど申しました非常用コンセント全10カ所、このうちの4カ所がこの対策本部用というふうになっております。また、合わせてインターネット関連機器への供給も行われておりますので、災害本部の活動に伴う必要な情報の収集、発信ができるような形になっております。その他の供給先といたしましては、消火用のポンプ、浄水の揚水ポンプ、水を揚げるポンプ、エレベーターなど臨時的に使用する機器が含まれておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） きちっと、非常用発電機の供給先は必要かつ十分といたしますか、限定された範囲できちっと大切に使うというコンセプトが生かされておるなというふうに認識をいたしました。

平成24年に庁舎内の電算システムの停電時のバックアップ電源ということで、非常用発電機と接続を行う工事を実施をいたしましたというふうに認識をしておりますが、燃料保持時間への影響を与える懸念があります。どのように判断をしてみえるか、確認をされたのか、お答え願います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 庁舎の停電によりまして、ホームページ用のサーバーがインターネットの関連の機器に供給される電力、この容量のことですけれども、サーバーが五つ、これが約2.5キロ、接続が予定をされるパソコン7台分が約0.6キロ、その他ハブなどの物等を含めまして、約3.5キロ程度あると見ております。このシステム接続によりまして、燃料の保持時間は約2時間ほど減少をする、計算上約20時間相

当という形に考えておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3 番（志賀恒男君） 20 時間の中に含まれておることでございます。しかしながら、防災行政無線設備の燃料保持時間は 24 時間ありますということでありますが、災害対策本部の非常用発電機の燃料保持時間は 20 時間ということで、4 時間ほどの差がございます。この差についてどのように認識をしてみえるのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 無線設備、指針によりまして約 24 時間相当分の燃料を確保すべきだということでございまして、私どもの災害対策本部用の燃料につきましては、現在のところ予備も含めて想定で約 20 時間相当ということでございます。ほぼ無線設備と同等の運転量に相当するものと考えております。今後予備タンクを追加をするなどをいたしまして、保持時間を少しでも延ばすことを考えさせていただきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3 番（志賀恒男君） 別の予備タンク 72 リットルが現在あるわけでございますので、これの容量を若干ふやすだけで対応できるかというふうに思いますので、検討をしていただければというふうに思います。

続きまして、消防本部及び災害対策本部のそれぞれの非常用発電機の燃料補給ということにつきましては、どのような手段で行うことを想定しているのか、確認をしたいというふうに思います。電力はきていないわけでございますので、通信手段も含めてお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 災害対策本部につきましては、電話用の電力の供給がありまして、こちらから電話をできるわけでありますけれども、ガソリンスタンドのほうにつきましては普通の状態となっていることも、当然ながら想定をされます。災害役場近隣にガソリンスタンドが数店舗ありますので、徒歩にて携帯タンクを持参し、直接調達することも想定の中にいれております。また最悪のケースといたしましては、庁用バス、軽油を使用しておりますバスから一定数量を抜き取るなどの、大災害時にはそうした臨機な対応についても、想定の中に入れて考えておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 消防本部におきましても、燃料補給につきましては同様の考えを持っております。特に給油取扱所の計量器には、手回しのポンプで給油ができるような設備があります。そして J A の給油取り扱いにおきましては非常発電機を持っておりまして、それで給油設備の電源をいれポンプを稼働することもできますので、そういった消防本部、役場に近いガソリンスタンドを活用いたしまして、補給をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3 番（志賀恒男君） 最悪は携帯タンクを持参して補給をするということで、幸いなことに近くにガソリンスタンドが何カ所かありますので、その対応でよろしいかというふ

うに確認をいたしました。

次に、災害対策本部のあります本庁舎の、特に地震対策について質問をさせていただきます。まず窓ガラスについてであります。役場庁舎の窓ガラスはどのようなタイプの窓ガラスを使用しているのかについて、お聞きをいたします。普通ガラスなのか、強化ガラスなのか、合わせガラスなのか、お答えください。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 役場庁舎の窓ガラスにつきましては、全て普通ガラスでございます。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3 番（志賀恒男君） 普通ガラスということでありまして、地震によりまして窓枠が変形をし鋭利な破断面が出てくる、あるいはガラスが窓枠から外れて飛散をするというような事態が容易に想定をできます。そうしますと、役場本来の機能という面では大変心配になってまいります。保育園、小・中学校の窓ガラスの飛散防止につきましては、フィルム張りを進めてまいりました、ということは承知をしております。町民優先、あるいは弱いもの優先ということで、今後は公民館とか老人憩の家とかというところにも展開をしていくという話は承知をしておりますが、本庁舎の窓ガラス飛散防止フィルムにつきましては、役場の機能維持のためにも、また災害対策本部の機能の維持のためにも早急に対策をすべきというふうに思いますが、どのように判断をしてみえるのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 役場の庁舎のガラス窓につきましては、正直に申し上げまして飛散防止のための措置は施してございません。やはりこの役場庁舎が防災活動の拠点となることは言うまでもございません。そのための方策としては、飛散防止対策につきましては必要と認識をしております。しかしながら当面、一般住民の方の避難所となる地域の公共施設を優先的に整備をさせていただき、その後順次対応を検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3 番（志賀恒男君） 順次対応をしていくということで、ぜひ確実に計画を立てて推進をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、幸田町地域水道ビジョンについて質問をしてみたいです。水道につきましては言うまでもなく、大災害、特に地震災害が起きたときにはライフラインということで、大変重要なインフラでございます。現在の幸田町地域水道ビジョンは、平成20年3月に策定をされました。東日本大震災は、平成23年3月11日に発生をしました。したがって、町の地域水道ビジョンは東日本大震災発生の3年前に策定をされたものでありますが、現状課題の抽出の中で、施設の危機管理の項目として3点を既に指摘をビジョンの中でしております。1点目が坂崎ポンプ場受水池の耐震性が中と判定されており、早急な対策が必要と考えられます、というふうに指摘をしております。この点については既に対策済みであるということで承知をしておりますが、2点目が管路の耐震化はほとんど進んでおらず、重要管路を重点的に整備するなどの対策が必要です、と

いうふうに指摘をしております。また３点目として、地震時の確保水量は十分ですが、給水拠点密度が低く応急給水が受けにくい状況にあると考えられます。また給水拠点は、消費者がその場所を知っているかが重要であるため、給水拠点の整備とともに周知を図ることが必要となります、というふうに指摘をしております。

また一方、厚生労働省は平成２５年１２月に、全国の水道事業における耐震化の状況というものを公表をいたしました。公表された資料によりますと、愛知県の基幹管路の耐震化率は、総延長３,６３６キロのうち、耐震適合性のある管の延長は１,９２５キロメートルで、耐震適合率は５３％というふうになっております。また愛知県の浄水施設の耐震化状況については、供給する水の全施設能力に対する耐震化能力は、率にして３４％というふうになっております。御承知のとおり、幸田町は自前の浄水施設を持っておりません。県営幸田浄水場から、県が設置した送水管によって町内の坂崎、永野、深溝の各受水点に送水をされております。

ということで最初の質問は、県営幸田浄水場の耐震化について、町として現状どのように把握をしてみえるのか、お聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 県営の幸田の浄水場の耐震化でございますけれども、県につきましては昨年、平成２４年度に愛知県水道用水供給事業の進め方に関する研究会という中で、今後１０年程度の事業の進め方を策定し、幸田浄水場につきましては設備更新を平成２５年度から３０年度、これにつきましては薬品、活性炭の注入設備、監視・制御設備でございます。これを平成２５年から３０年度に、あと構造物耐震補強を平成３０年度から３４年度に、こちらにつきましては混和池、ブロック成形池、沈殿池、ろ過池、浄水池等でございます。こちらにつきましては水をきれいにするところでございます。あと排水設備を平成３６年から平成３７年度、これは排水池、排水ですから汚い水を出すという排水ですけれども、そちらの排水池、排泥池の予定になっております。なお、水道の安定供給確保のためには不可欠な事業ですから、計画的に実施していきますということでございますけれども、なおこの財源の多くを必要とするということでございますので、このように長い期間になってきてしまったということでございます。なお、現時点で直ちにこれを料金改定につなげる状況ではないという県の見解は出ております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） ３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君） 耐震化の工事が最終的には平成３４年までかかりますということになりますと、８年先でございます。別の対策もあわせて進めていく必要があるというふうに認識をいたしました。県のほうには引き続きプッシュのほうをお願いをしたいというふうに思いますが、幸田町の水道事業に関係する愛知県の送水管基幹管路の耐震化の現状はどうなっているか、お答えを願います。具体的には県営幸田浄水場までの県の基幹管路の耐震化の状況と、県営幸田浄水場から幸田町内３カ所、坂崎、永野、深溝の受水点までの耐震化の状況について、確認をしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 県の送水管の耐震化でございますけれども、幸田町の浄水場から企業庁の送水管につきましては、直径1,100の幡豆線、これは西尾に行っている管ですけれども、これと700の幸田線でございます。こちらにつきましては本管ということで、両方とも溶接鋼管で坂崎と深溝の受水点まで耐震性を有しております。しかし幡豆線から分岐された永野受水点までの直径450、45センチの500メートルが耐震性のない管です。こちらは西尾の羽角から永野に入ってくる路線でございます。それにつきましては、愛知県は管路更新を4段階に分けまして、更新順位2位ということにしております。1位につきましては緊急輸送路等の下に入っている本管ということになりまして、その次ということになっておりますけれども、幸田町としては永野受水点に入れる重要な路線でございますので、早期整備を県のほうに要望しておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 県の基幹管路につきましては、ぜひともプッシュを継続していただきたいというふうに思います。

幸田町内3カ所、坂崎、永野、深溝の受水点から各家庭までの送水管、水道管は、幸田町の水道事業になります。町の水道管路のうち、重要管路の現在の耐震化の状況並びに耐震化率はどのようになっているのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 基幹管路の耐震化率でございますけれども、直径35センチ以上のもので、14キロのうち耐震管路につきましては、平成24年度末現在で1.5キロ、耐震化率につきましては10.8%、幸田町の全管路308キロのうち耐震管路につきましては33.6キロで10.9%の状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 耐震化率が10%強ということで、全国の平均の耐震化率、たしか30%ぐらいあったというふうに認識をしておりますが、それに比べても随分低い数字だなというふうに思います。となりますと、今後の耐震化の整備計画はどのようになっているのか、あるいは考えておるのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 耐震化継続でございますけれども、既にPCタンクにつきましては、永野排水池を始め、全て耐震化は終わっております。送水・配水ポンプにつきましては、老朽施設の更新とあわせ坂崎ポンプ場を第3受水点と坂崎低区配水場として平成24年度までに更新しました。また第1受水点の永野送水ポンプ場を平成27年度までにポンプ制御設備等の施設を更新してまいります。管路の耐震につきましては、災害時に応急給水拠点となり得る学校等への配水管を重要管路とみなし、国庫補助により平成21年度から北部中学、幸田高校、幸田小学校、坂崎小学校までの整備を完了しております。また、平成26年度から27年度で、幸田中学校、荻谷小学校、中央小学校までの整備を、平成28年度から30年度で南部中学校、深溝小学校までの整備を予定しております。

また、現在愛知県で地域防災計画の見直しが行われております。その中で地震等被害

予測調査の結果、最新の液状マップが公開されるということを聞いております。こちらが公開され次第、施設配水管のうち耐震管となり得る管と非耐震管に分け、整備計画を作成していきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3 番（志賀恒男君） 水道管の基幹管路の耐震化という工事は大変時間もかかりお金もかかりということでございます。それは承知をしております。しかしながら、お金がかかるからといって先延ばしすることはできません。きちっとした整備計画を実行していただきたいというふうに思います。

続きまして、東日本大震災に伴いまして、長期間の停電が発生をいたしました。そして非常用電源がなかったために、ポンプを稼働させることができず、水道水を供給できなかった事例が数多く報告をされております。停電が長期にわたって発生した場合に、幸田町における水道への影響について、お答えを願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 幸田につきましては全て、全量県水を買っているということでございます。また幸田町の90%につきましては海拔70メートルの永野、深溝、坂崎の低水位、低区の排水池から、また坂崎、大草、深溝の高台地域につきましては100メートルの、坂崎、大草、深溝の高区排水池から自然流下で供給しております。通常タンクには半分以上の水位で運用しておりますので、16時間ほどは断水はいたしません。深溝、坂崎配水池には、幸田浄水場から直接配水池に入ります。ポンプで常時加圧している地域につきましては幸田町内、逆川地区だけでございます。こちらにつきましては自家発電装置がございまして、燃料満タンですので約15時間の対応ができる状態となっております。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3 番（志賀恒男君） 停電が発生しても十数時間は大丈夫だと、こういうことでございます。そうなりますと次に、それが長引いた場合にはどうなるのかということで、幸田町地域防災計画によりますと、応急給水用資機材の備蓄として、積載用給水タンク1トン、これが5個、0.5トンが6個、0.3トンが3個、ポリエチレン容器18リットルが200個というふうに記載をされております。これらの容器の運搬手段及び使い方について、具体的にはどのように考えてみえるのか、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 車に積載して運ぶということになりますけれども、積載用給水タンクを役場の親切ダンプや上下水道の指定工事店の組合等の所有車両を利用して、給水活動を行うということになります。またポリ容器タンク18リットルが200個ございますけれども、これには水道水を入れ、同じように避難所へ運び応急給水に使用するということになります。その運んでいったポリ容器につきましては避難所で御利用いただいて、使い終わったらまた近くの給水拠点で給水をいただくなり、またこちらから行く給水タンクで御利用いただくという方法となろうかと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） いずれにしても、給水拠点から給水をしてタンクに入れ、その繰り返しを行うということでございますが、地域水道ビジョンでは断水時の給水活動については給水拠点を整備し、周知を促進するというふうにしております。給水拠点の整備状況につきまして、どのような状況になっているのかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 給水拠点の整備状況でございますけれども、地震時、災害時には応急給水水源が必要となります。水源につきましては、当然配水場のP Cタンクでございますけれども、こちらのほうで緊急遮断弁が設置されているのが永野の排水機場の5,000トンと2,400トン、深溝排水場の5,000トン、坂崎低区排水場1,500トンでございます。通常、半分以上で運用しておりますので、まず人口4万人で一人当たり173リットルとなります。通常1日、災害時一人3リットルと言われておりますので、地震発生時から3日までを一人3リットル、4日から10日まで20リットルとしまして、震災から10日前の給水累計は149リットルでございますので、それ以上はタンクに確保ができていますということでございます。

また県の施設の坂崎にあります、幸田の広域調整池につきましても、8,500立米にも町民一人当たり180リットルをめどに、緊急遮断面で確保されるようになっております。ここから応急給水拠点となる避難所等へ1,000リットルの給水タンク等に積載して、または消防タンク車等で応急給水車で給水することになります。避難所の受水槽が使用できれば、これもタンクとして利用、補給、給水します。また応急給水水源は、復旧状況により配水池から最寄りの消火栓の河川の給水栓に移行していくということになります。管路が復旧するたびに動いていくわけでございますけれども、愛知県の目標として遅くとも1週間で応急復旧、2週間で平常給水としています。幸田町でも4週間以内で平常給水を目指しております。県の幸田浄水場から送水管には、避難所に近い空気弁に11カ所、応急給水支援設備として消火栓が設置されております。また、支援連絡管として幸田浄水場からの送水管と、町の配水管を直接接続できるようになっております。給水拠点につきましては、配水管の被害の大きい地区に下位配管、共同水栓を設置してまいります。早く被害の大きい地域までは配水管を復旧し消火栓を利用して、仮給水栓を設置してまいります。

以上、このように整備し、1日も早い平常給水を目指すということ考えております。以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） わかりました。そうしますと、次の質問に移りますが、幸田町の地域水道ビジョンでは、給水拠点の整備計画、整備状況については、ホームページを活用して周知・促進に努めるというふうにあります。今までにどのような情報を提供されたのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 給水拠点の整備計画と整備状況のホームページの掲載と周知でございますけれども、こちらにつきまして住民への情報提供は現在していないのが状況でございます。災害時の通水状況により、給水拠点が移動してまいりますので、避

難所等住民が集中する地域につきまして、仮設配管、共同水栓を設置して行い、給水拠点としてまいります。また県送水管の空気弁や被害の大きい地域前の配水管を復旧し、また消火栓を利用して仮配管を設置をしております。設置後、付近住民に広報車や防災無線、メール等では周知をしていくこととなろうかと思えます。給水拠点は消火栓を使用しますので、特定の場所を決めておりません。なお仮給水栓、消火栓から取って蛇口のついた給水栓でございますけれども、そちらについては27組現在でございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 給水拠点は、状況によって次々と移っていくということでありすけれども、日ごろから、災害が起きてからではなく日ごろから、給水拠点がどこにあるかということを町民にあらかじめ知らせておくということは、私は重要ではないかというふうに思います。

次に、ここに西尾市の水道事業地震防災施設整備計画というものの概要版がございます。被害想定に始まり、応急給水、応急復旧、4週間以内の復旧という具体的目標を定めた体制の構築、優先順位を明確にした施設整備年次計画までが、事細かく記載をされております。私は、幸田町も水道事業防災対策計画なるものを早急に策定し、あらかじめどこがどのように、送水管が浅いし、どこに行けば給水拠点から応急的に水を、生活用水を受けることができるかというような、具体的な対策計画を策定すべきじゃないかというふうに思いますが、町の考えをお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 幸田町におきましても、大規模地震対策特別措置法及び東南海、南海地震にかかる地震防災の推進に関する特別措置法に基づきます地震防災計画といたしまして、幸田町水道事業地震防災応急対策要綱を平成14年度に取りまとめております。こちらにつきましては平成17年度に、東南海南海地震防災対策推進計画の中の給水対策を具体化するために、改正もしております。平成20年に地域水道ビジョンを作成しましたので、幸田町水道事業として目標年次を平成30年、給水人口4万4000人、日最大給水量1万8,800立米で整備を進めているところでございます。

愛知県の県営水道につきましては平成26年、先ほど申しましたけれども、愛知県地域防災計画の会計に合わせ、地震防災対策実施計画の見直しが予定されております。地震防災対策と地震災害応急対策を含め、合わされたものとなっておりますので、それらを参考に、今後幸田町の水道事業の地震防災対策の計画を策定していきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 今、説明のありました対策内容については、私全て承知をしております。大変抽象的、概略的に書かれておって、残念ながら西尾市水道事業の地震防災施設整備計画、これと比較しますと大変見劣りのするものであると、私は思いました。ぜひとも水道事業の災害対策時におけるライフラインの確保のためにも、もう少しきちっとした計画を策定をしていただきたいなと、こういうふうに思うわけであります。

そして西尾市の水道事業の施設整備の中で、私、特筆すべき項目が一つあるなというふうに思いました。具体的には市内20の小・中学校に防災井戸というものが設置をさ

れまして、生活用水として使えるようにしてあることであります。また、京都市では災害時協力井戸登録制度というのがあります。ほかの市町ではたくさんあるわけですが、京都市の場合では阪神淡路大震災で、水道復旧に3カ月を要したということがきっかけということでもあります。平成16年12月にこの制度を京都市ではスタートして、既に584件が登録をされております、ということでございますが、幸田町でも井戸を活用した生活用水確保のための制度として、検討されてもよろしいのではないかなというふうに思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 西尾市を始めといたしまして近隣におきましては、蒲郡、刈谷、知立、碧南などで災害時協力井戸制度を行っているということは承知をしております。本町におきましては、平成24年度に、町内にあります井戸の使用等状況調査を行いました。現在利用可能な状態の井戸が1,100本存在をし、汲み上げ方法につきましても手動あるいは電動、エンジンの区別なども確認をしておるところであります。こうした情報をもとに今後近隣事例を参考にいたしまして、非常時に備えましてトイレ、洗濯用水等の生活用水を確保するためにも、この災害井戸登録制度につきまして検討のほう始めさせていただきたいというふうに考えます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 既に幸田町においても調査を実施をしましたということで、1,100本も井戸があるということで、大変驚きました。私はこういう制度を新たに起こすことによって、町民の方々の防災意識の向上に大変役立つのではないかなというふうに思いますので、また登録をするに際しましては強制ではなく自主的な登録ということが重要かと思いますが、特にお金もそんなにかかるとも思えませんので、ぜひとも推進をしていただきたいということをお願いをして、質問を終わります。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） こうした今ある資源を有効に活用をするということの取り組みとして、先進的な事例だというふうに思っておりますので、いろんなところから学びを得まして、幸田町に合うような形を一度検討させていただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀恒男君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 通告してあります三つの項目について、順次質問をしてまいります。

まず第一番目に、介護の要支援外しについてであります。介護保険法を改訂し見直し案では、要支援者向けサービス費用の6割を占める訪問介護、訪問ヘルプサービスと通

所介護、デイサービスを、介護保険サービスから外して市町村の事業に移すという計画であります。市町村が実施する事業に丸投げをする、こういうことはサービスの内容や人員配置、運営、単価などの統一基準がなくなるため、市町村は柔軟に対応することになり、サービスがばらばらになるおそれもあります。また低下してしまうおそれがあるということも指摘をされており、市町村によっては格差が生じることになります。介護認定で要支援１、２となるのは、単身高齢者や高齢夫婦が自宅で辛うじて生活できる程度の方たちであります。それを支えているのが介護予防サービスであり、軽度の認知症の方も支えているわけであります。それを外してしまうのは、単にサービスが失われるだけでなく、配偶者や子世代の負担がふえることになりかねません。介護保険は介護の社会化であります。しかし要支援者の保険外しはこの社会化を崩すことであり、保険あってサービスなしを促進するものと言えます。

そこでまず第一番目にお聞きしたいことは、厚労省は介護保険制度見直しで要支援者を地域支援事業に移行させようとしているわけではありますが、丸投げされた場合地域の受け皿としてサービスが保障されるかどうかについて、まず伺うものであります。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 介護の要支援外しということでございますけれども、現在の介護予防サービスにつきましては、平成１８年度から介護の重度化を防ぐために、訪問介護であるとか通所介護、住宅改修、福祉用具の購入であるとか、そういった多様な予防サービスを受けるために始まった制度であります。今回、国は継続可能な社会保障制度の確立のために介護保険法を改正するために、この国会に医療介護総合推進法案を提出をしております。これによりまして２０１５年度から、その見直しの計画をしようということを進めているということであります。

議員質問のサービスが保障されるかということでございますけれども、国の今回の見直しの中で、今介護予防サービスの約６割を占めると言われておりますヘルパーの利用等の訪問介護、デイサービスの利用等の通所介護のこの二つを保険給付から外して、いわゆる地域資源であるボランティア、ＮＰＯなどが担います市町村の地域支援事業に移すというふうにしております。この地域資源がでは幸田町はどうかというところでございますので、極めて難しいという、我々としては実感をしております。が、国の案の中では、その地域資源を発掘し育成し組織化しという、地域で見守りながら地域の実情に合った対応をとということで、どうも計画をしておられるようです。この計画につきましては、当然、現在の第５期の計画の中では反映されておられませんので、平成２７年度からの第６期の介護保険事業計画の中で計画をしながら進めていく、国の目指しております平成２９年の４月から市町村全てに完全移行ということになっておりますので、その対応は当然計画の中では盛り込んでいかなければならないかなというふうに考えております。

実施につきましては、内容がいまいちまだ不透明なところが多い、さらに国ではガイドラインを作成をして、先ほど議員言われましたようにばらばらな対応がどうなのかというところも示されながら、進めていくということになります。何にしましても課題は多いかなというふうには認識をしておりますけれども、第６期の計画の中でさらに検討

していきたいということでもあります。よろしくお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国は2014年度の予算の中に市町村の発掘、育成のために予算化もしているわけであります。しかしながら今、極めて幸田町では難しいという実感があるということを言われました。平成29年の4月からの完全移行、この実施までに一体どれぐらいの受け皿ができるのかと、それをボランティアやNPOに請け負わせるわけでありますので、そうした場合、果たして今のサービスが保証されるのかと、この点について育成をしてきた場合保証されるのかということでもありますけれども、あと3年間でやらなければならないという課題もあるわけではございますが、そのようなことが果たして可能なのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 非常に難しい御質問でございますが、可能かどうかというのは非常に私も、今ここで可能ですよとか可能でないですというお話はできないと思いますが、国側のガイドラインの中で実際に施行された場合の、事業で対応する場合の工夫の例であるとかいろんな留意点、これらも実は示されるということもちょっと伺っております。当然先ほど申し上げました、これはボランティアさん、地域のいわゆる活力ある資源をどうやって育てていくか、組織化含めその方たちの活動から我々は期待をしていかなければならないところもあると思いますけれども、もう一つは例えば計画の中でもいろんな、書いてあるものを見ますと、地域の元気なお年寄りの支援を受け、いわゆるお年寄りがお年寄りを介護するというのは変な言い方でございますが、そういった地元の方たちのいろんな御協力いただける部分、この辺をどれだけ我々がいわゆる発掘をし、集約をし、その事業に生かせるか、ここが実は課題ではなかろうかなというふうに思います。保証ができるかどうかというのは、ちょっとお答えになっていないかもしれませんが、できる限り先ほど言った計画の中で、進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町が考えている、そうしたことは地域の元気なお年寄りをこれからの要支援、介護外しの方たちの介護を担わせていくと、こういう計画であるということではありますが、今、年金も減らされ、そして働かなければなかなか生活ができないというのが今の高齢者の現状であります。年金の足しに少しでも働いていく、そのためには元気なお年寄りの方たちがどれだけいるのかということでもありますけれども、その点についてこの元気なお年寄りの発掘、育成、集約で果たして可能なのかどうなのか、その点について真剣に答えはいただきたいと思います。

次に、高齢化が進む中でこの要支援者の数の見込みについて、2014年から2017年までの4年間の中で、まず2014年は来年度になるわけでありますけれども、4年間についてお答えをいただきたいと。この4年間について言えば、先ほど言われました第6期ですね、これから介護保険事業計画を立てなければならない、来年度は、そうした点でお尋ねするわけでありますけれども、この計画ではどれぐらい見込んでおられたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 私、高齢者のみに限らず行っていかなきゃいけないとは思っておりますが、基本的に先ほど言いました、現在の介護サービス事業の中でいわゆるガイドラインに示されてくるものがどれだけの中身のもので、その財源についてどうするかというところについても、実はまだ不透明な部分もあります。当然町のいわゆる一般事業の中でどういった対応ができるのか、さらには単独町費を使つての事業ということになることもあるかもしれません。その辺は第6期の計画の中で、しっかりと検討しながら計画をつくり、その対応については先ほどから議員御指摘のとおり、外されたことの低下にならないようなことができればと、いうふうなことで考えていきたいというふうに思っております。

それから次の、要支援者の見込みでございますが、現在の第5期の計画の中にこの要支援者の見込み数が実は記載がしてあるわけですが、平成26年の要支援1、2というのがあります。要支援1の方については158名、2については64名、合わせて222名。平成27年度については1が164、2が68、合わせて232。平成28年度、1が170、2が69、合わせて239ということで、第6期の計画についてまだ今後これらを考えながら計画をしていきますが、平成25年度では要支援1、2の方の合計が実は215名でした。実際に現在230名の方がその対応になっておるということで、これは当然増加傾向にあるということですので、先ほど申し上げた、平成26年から28年までですか、この数値についても見直ししながら第6期に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 現在、大体年間230人ほどの方たちが要支援1、2と言われる方たちであります。こういう人たちが孤立化しない、あるいは生き生きと老後を過ごす、また介護度が上がらない、そのための予防支援であります。そうした方たちが何を一番望んでいるかという、週2回のデイサービス、そして訪問ヘルパーによる生活援助、こういうものによって自立ができるわけでありまして、その生活援助が奪われてしまったら、これは今度は逆に介護度を上げてしまうことになりかねないか、またそういうことも危惧をされているわけでありまして、そういう観点からすれば国が進める要支援外しの中で、地域の体制づくりもこれは考えていかなければならないわけでありまして、ですから支援体制づくりも並行してやっていかなければなりません。今までは専門職のヘルパーさんが担ってきた生活援助、これをボランティアに任せる、NPOに任せる、また訪問介護ではヘルパーさんが調理や掃除をしていたものをボランティアやNPOに任せる、こういうことで果たして町の地域総合援助事業で保障できるかという問題でございますけれども、当面考えられているのはどのように体制づくりをしていくかということでありまして。一部に漏れ聞きますと、民生委員にもお願いをしたいということも国のほうでは出てきているようでございますけれども、こういう地域のあらゆる人材を使ってやっていくつもりなのか、それとも今までデイサービスに通ってきた方たちが、通う宅老所と言ってはおかしいですけれども、そういう施設を受け皿としてやっていくのかどうか、そういうことも合わせて計画の中に盛り込んでいく必要もあるのでは

なかろうかというふうに思うわけでありますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 議員おっしゃられるとおり、私ども同じことを考えているわけですが、当然今回の移行に当たってサービスが低下にならないようにする、これは私ども同意見であります。しかし実際には先ほどから申し上げていますように、課題としては地域資源がどうだ、実際に財源的にどうだというのが問題にはなろうかと思えます。しかし国の案でもさまざまなサービス提供を想定をしておみえになります。専門的なサービスを受ける必要がある方については従来どおりのサービスの提供もあるだろうとか、民間ボランティアも含めましたそういった方々の活力を協力をいただいて進めていくであろうかということ想定をしてみます。

何にしましても、現在国会で法案がどう通るのかわかりませんが、これらからさらにそのガイドライン、審議に始まりながら、私どもの平成26年度に策定をします第5期の計画づくり、この中にどう取り組んでいくかというところが、今後の進めていくことかなと、先ほど言われておりますいろんな御意見につきましては当然、その中で検討し方向性を出していきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 要支援の中には、認知症の症状を持つ方たちもたくさんおみえあります。こうした認知症の方たちにとって言えば、やはり今までの支援によって生活全体を把握をし、そしてサービスを提供するという形で認知度が進まずに生活ができていたわけでありましてけれども、これから考えられている細切れのサービス支援、いわゆる専門職でない方たちが担当するサービスになってくると、より認知症が進んでしまうということも言われており、また介護度が進む要因ともなると言われているわけでありましてけれども、このような要支援の中にはいろんな方たちがおられるわけでありまして。そうした専門知識に基づく支援がなされなくなった場合、この重症化になっていく、重度化していく、これを防ぐその手だてもこれから考えていかなければならないわけでありまして、そうした体制づくりというものは、盛んにガイドラインにということをおっしゃられるわけでありましてけれども、真剣に町としても考えていかなければならない時期にきているのではないかなというふうに思うわけでありまして、元気なお年寄りだけで支えていくのはなかなか難しい、今、老老介護も非常に問題になってきているこの時期に、こうした介護要支援外しが行われれば、これは町費の負担も上がってくることになりかねませんが、そうした今の国の介護保険制度が改悪されようとしているときに、やはり私は反対であります、しかしながら移行した場合はやっていかなければならない、この体制づくりを真剣に考えていく、その心構え、どうやっていくのか、再度答弁を求めるものであります。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 体制づくりにつきましては、これは議員が言われるとおり真剣に考えていかなければならないというふうには、私も思っております。ただ、先ほどから言うておりますように、国の示されるガイドラインも含めまして、まだまだ国の

動向、近隣の動向も実は不透明な部分がたくさんあります。そういった中で今、我々が考えているのは、県から示されているいろいろな案の中で、基本的には市町村が中心となっていわれる地域でまとまったサービス提供の充実であるとか、そういった介護予防の推進を地域で一体となって進めていくことが必要であると、これが多分基本にあると思いますので、そういった意識のもとにそれぞれがそれぞれで動く、ばらばらで動くことのないような方向性を含めた形の検討を進めていきたいということでもありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まだ3年間の月日があるわけでありまして。そうした点で、これからの介護保険の事業計画の中に盛り込む形の中でまた見守っていきたいというふうに思うわけでありまして。

次に、老人福祉センターの件でございます。元気なお年寄りの支援ということで、生き生きデイサービスが老人福祉センターで行われているわけでありまして。高齢者の引きこもり防止や介護認定を受けないお年寄りが利用をしておりますけれども、この老人福祉センターも非常に老朽化をし、また手狭でバリアフリー化が難しい施設であります。地域の老人クラブも月に1回利用をするということで、多方面から利用がされている施設であるわけでありまして。昨年、文教福祉委員会の管内視察に訪れた際に、ちょうど老人クラブの方たちから指摘も要望もされましたけれども、そうした中で階段の上り下りがつらいと、大変使いにくいと、バリアフリー化してほしいと。また施設も新しく利用しやすいものに議会で取り上げてほしいと、こういう切実な要望もあったわけでありまして。また元気な高齢者がいろんな活動で使えるものにしてほしいという声もありました。老人福祉センターの老朽化問題、元気な高齢者の支援を進めていく、要支援にならないためにも、元気な高齢者をどれだけ長く元気な生活を送れるようにしていくか。このためにも総合福祉会館、これは、仮称でありますけれども、この建設を求めるものでありますけれども、これは過去に何度も行ってきました。

しかしながら、財政は厳しい、また町長が箱物は当面つくらない、こういう中でずっと我慢をしてきた施設でもあります。

しかしながら、今、国の方向では、どんどん介護外しが行われ、そして、保険があっても介護が受けられないという状況が続いている、そういうときだからこそ、やはり元気な高齢者をどう維持していくか、こういう問題でありますので真剣に考えていかなければならないのではないかとこのように思います。

そのためにも、介護保険事業計画の中に盛り込んでいく、その計画についてお尋ねするものであります。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 老人福祉センターの老朽化に伴って、新たな総合福祉会館の建設ということでの丸山委員からの関係でございますけれども、老人福祉センターにつきましては、耐震化につきましては、非常にコンクリートも鉄筋もしっかり入っていて、耐震化は問題ないというような施設であります。

しかしながら、そのバリアフリー化の問題につきましては、以前、あそこにケーブル

カーといいますか、あれをつけたのですけれども、なかなか一人一人乗るもの、安全に1人誰かつかないといけないという、そんな問題がありまして、一応、撤去した経過もございます。

この老人福祉センターを総合福祉会館というようなことであるわけでありますけれども、将来にわたって第6次の総合計画の中に取り込んでいこうかなというふうには思っております。

しかしながら、その総合福祉会館というものは、通常に、昔はそこにシルバーだとか、社会福祉協議会だとか、いろんな団体が入っていたわけです。それを私は東北震災にいきまして、そういう施設というのは、震災で一発で全部やられてしまうというようなこともありますので、その面につきましては、今後、しっかり検証をしながら、この第6次の総合計画の中に取り込むような形で検討していきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いきいきデイサービスも十分とれるように、今の複合施設といってもなかなかいろんな年代に合った建物というふうにもなってくるわけでありますので、その時勢にあって、なおかつ将来にわたって十分機能が發揮される、そういうセンター的な要素があるものをつくっていく必要があるのではなかろうかというふうに思います。

そうした点で、やはり、元気なお年寄りにも夢の持てる会館づくりという点で、希望ができるものにしていただきたいなというふうに思います。

ぜひ、実現に向けてやっていただきたいというふうに思うわけであります。

次に、子育てしやすいまちづくりということで質問をしてみたいです。

これは、保育園の問題について取り上げていくものであります。

来年4月施行の子ども子育て支援新制度を議論している政府の子ども子育て会議は、公定価格などを除いて政府の概要を確認をいたしました。

この新制度は、保育に対する国や自治体の責任を後退させ、保育への企業参入の拡大、基準の緩和、保育格差の拡大など、公的保育制度の根幹を解体するもので、私ども日本共産党は、制度そのものに反対をするものであります。

新制度では、対象となる施設がふえ、施設型保育と地域型保育の二つに分類され、施設型保育となるのは、保育所、幼稚園、そして、新たに導入をする認定子ども園であります。

保育所以外は、利用者と施設が直接契約をするものであります。

地域型保育は、これまで公費補助の対象外であった事業や、施設を給付枠に入れたものであり、小規模保育、事業所内保育などがあり、基準は市町村がつくるものとなっております。

そこでお尋ねするわけでありますが、新制度によって幸田町内の保育所、幼稚園、事業所内保育など、どのような影響を受けるのか、その点について、詳しく説明をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） ただいま委員の口頭で、子ども子育て会議という言葉が

ございました。これについては、内閣府の設置する検討会議ということでございます。

この内容につきましては、詳細について、ただいま検討中ということで、細部について、まだ決定事項というのは、私ども末端にはおりてきておりません。

検討項目等の情報については、情報提供がございすけれども、決定事項としては、まだ届いておりません。

したがって、予定としては、平成26年度当初にそういった内容をお示しするというところでございます。

従いまして、今回の答弁については、私ども担当のイメージした部分で、答弁させていただく部分もございすのでよろしくお願いいたします。

この新制度による影響ということでございます。

まず、保護者側から考えますと、この平成26年10月から事前準備として、施設型給付、それから、地域型保育事業の給付の認定作業というのが始まります。

この認定というのは、従来、10月以降に入所申し込みをしていたわけですが、それに先駆けて、認定の申請をして、認定書の交付を受け入所申請という保護者に一つの事務がふえます。これは、入所と同時ということも可能でありますけれども、そういった部分が一つ影響が出るということでもあります。

それから、その保育の判断材料でございす就労時間が、48時間から64時間、月3時間の16日の48時間と、4時間の16日の64時間、そういった就労時間の検討がされております。

本町の場合、3歳以上児については、月60時間以上の就労、それから、未満児については、90時間の就労、そういった部分から考えますと、町立の保育所については、その入所への条件が一つ緩和されてくるのかなということが影響として出てまいります。

それから、もう一つ、これは大きな問題になってくるかと思ひますけれども、入所の特例であります私的契約児、この児童については、定員に余裕がある場合に受け入れる児童でございすけれども、この認定をする上で、保育にかけない子どもということで、第1号認定の枠にはまっております。

ただ、その1号認定をするに当たって、保育所でその子どもを受けることができるのか、そういった懸念がございす。それは、今後の検討課題かなということでございす。

それから、町側の影響としては、まず、給付の事務がふえるということでございす。幼稚園なり、小規模保育事業の給付を町がその施設に給付をする形になります。

したがって、補助金についても幸田町に入って各施設へ給付をするという流れになります。

その補助金の関係ですが、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということで、例えば、現在のあけぼの幼稚園、たつみ幼稚園、そういった幼稚園が施設型給付として対象となつてまいりますと、そこに給付するための財源、町の4分の1負担というのが新たに発生いたします。

町立の保育園については、今までどおり平成16年から一般財源化され交付税化されておりますけれども、その扱いについては、今までと同様ということで特定財源がござい

ません。

そういったイメージからの影響という部分があるかと思います。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、幸田町におきましては、この新制度によって、保育園の運営費は、今までどおりで国からは入らない。ところが、給付枠を入れたために、この幼稚園等に対しては4分の1を負担をしなければならないということで、持ち出しがふえる影響が受けるということで理解してよろしいかどうかであります。

次に、12月補正で子ども子育て支援新制度にかかる電子システムのスケジュールが示されておりますが、その後に進捗状況というのは、まだまだないわけでありましょうか。その点についていかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 財源の負担については、恐らくそういう形になるかと思っています。

それから、システムの関係でございます。昨年の平成25年の第4回の定例会で、繰越明許費を設定して補正のほうをお願いさせていただきました。

その時点では、年度内の契約が条件ということで、繰越明許費で12月にお願いをさせていただきました。

その後、翌年平成26年1月12日に通知がございまして、平成26年度でも予算措置をしたということで、平成25年度末までの契約にこだわらずに平成26年度の着手でも補助は対象になるということでございます。

それともう一つは、4月にそのシステムの関係のインターフェースが新たに示されるということで、余り急いで契約することも手戻りになってもいけませんので、そういった状況を見きわめながら、補正で認めていただいた以上、年度末までには契約を済ませたいなということでございまして、進捗としては、今のところ進んではございません。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほど、新制度の保育時間の必要量、これについて国の基準が示されて、国の基準より上回るということで、緩和されたためにどうかということであったわけですが、この利用時間にあつては、今までの8時間の保育時間、これが保障されるかということでもあります。

国が考えている内容で言えば、例えば、6時間、8時間という形の中で、保育時間が短い子、長い子が出てくるわけですが、それを幸田町としては、どう保障をしていくのかと、8時間保育の保障をしていくのかということでもあります。

児童福祉法の24条の1項に、市町村が入所から保育の実施まで責任を持ち、保育所において保育しなければならない、こういう実施責任は守られたわけであります。その点について、今までどおり保育に責任を負うかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 保育時間のお問い合わせでございます。

保育時間、8時、4時の8時間と、それから、開所時間の11時間、これについては、今までどおりという認識であります。

それと、少なくとも町立の保育所につきましては、現状の保育の内容については、制度がスタートしたといえども、今の現状と余り変わらないのかなという認識であります。

ただ、私立幼稚園が、今回、施設型給付を受けるということで、例えばのお話ですけれども、その幼稚園が認定こども園として許認可を受けて申請した場合には、保育の枠がふえてくるのかなという予測が立つわけですが、そのまま幼稚園のままで確認申請が出れば、町立保育園については、現状と余り変わりはないという認識であります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今、幸田町で問題になっているのが、人口急増地域での保育の必要性であります。

子どもの数が増加をしてきて、いわゆる社会増での人口増加ということに対応しなければならなくなっております。

来年度の入所申し込み状況でも、3歳児の保育希望が特に多く特徴的にあらわれているというふうに説明も受けました。

今後も続くというふうにこども課では予想をしているわけであります。

そして、待機児を出さない取り組みというものが求められるわけでありますが、今後の3歳児の見込み人数について何うものでありますが、こうした社会増による人口増がどれくらい続くのかお尋ねするものであります。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 3歳児の人口の推移でございます。

平成26年度見込みといたしましては514名、それから、平成27年度につきましては510名、平成28年度が496名、平成29年度484名ということで、この3歳児でいきますと、平成27年度がピークで下降線をたどっていくという推計でございますが、3歳以上児、3、4、5歳につきましては、平成28年度で1,543名ということで、この平成28年度が以上児のピークを迎えて、その後、減少傾向にいくのであろうという人口推計が出ております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 現在の住宅開発における人口予測でありまして、まだまだ幸田町としては、これからは、3つの区画整理事業も進めていく、そういう中で、まだ人口がふえていくという予測はあるわけです。

そうした点におきまして、希望する園に入れない、こういう事態が、今、出てきているわけでありまして、なおかつ、入所ができない、こういうふうになってきてからでは遅いわけであります。

そのためにも、現在ある8園での受け入れ態勢について、どのような計画をこれから立てていくのかお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 定員の関係で申し上げますと、この平成26年度では、

わしだ保育園の縦割り保育導入に伴いまして、15名の定員枠をふやしました。

それと、現在、工事が進んでおりますわしだ保育園、こちらで50名の定員増加ということで、65名、1,235人から1,300人の定員で、この平成26年度の入所申し込みにつきましては、待機児童がない状況で何とか受け入れができる状況であります。

平成27年度以降、平成28年と人口がふえていくわけでございます。平成27年度では、わしだ保育園が一部屋まだ空き室がございます。そういった関係で、1クラス25人程度を定員の増加をする予定でございます。

それと、未満児の関係でございますと、今後、小規模保育事業、いわゆる、ミニ保育所が、今、国のほうが補助を出して、積極的に利用していこうという考えで検討しております。職員のうち、2分の1の保育士を置けば補助がいただける、また、4分の3以上になれば加算がされるという、そういった補助制度を、今、検討しております。

そういった民間の小規模保育事業、それと認定こども園、そういった誘致、そういった部分についても務めてまいりたい。

それと、この制度が始まることによりまして、幼稚園、それから、現在、小規模保育所、事業系のたちっちハウスだとか、リトルラビット、そういった部分についても小規模保育事業、それから、事業所内保育事業、そういった部分で認定できれば、一つの枠が広がるということでございますので、そういった部分も含め待機児童が出ないように努力はしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 小規模保育におきましては、基準が緩和されておまして、保育士の資格がなくてもこれはいいというような、このようなことにもなってくるような報道もされているわけであります。

ですから、やはり安心して預けられる保育所、こういう保育所をふやしてほしいというのが願いであります。

そういう点からしますと、3歳未満児保育の要望にもどう答えていくか、また、小規模保育事業に対して否定をするわけではありませんけれども、しかしながら、これから幸田町の関与も出てくるわけであります。そうした点で、やはり、保育園の民間であろうと、町立の保育園であろうと、保育園の整備というものは、幸田町が責任を持ってやっていかなければならない事業としてなってくるわけありますので、そうした点からも、やはり、安心して預けられる保育所にしてほしいというのが願いでありますので、その点について、どうかかわっていくのかということと、それから、父母の願いにこたえられる保育園整備に取り組まれるかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 今、委員が言われるように、やはり保護者としては、公立の保育所は全員が保育士ということで安心感がある。それと、小規模保育事業については、やはり保育の資格のない方の経営というのもございます。そういった部分で、そういった懸念がある、それを少しでも払拭するがために国のほうは補助制度を出して、保育士を入れるようにしむけたいこうということでございます。そういった部分で、町

としてそういった各施設、これから、あっせん、利用調整、そういった部分を町は行っていく義務が発生いたします。そういった施設等を勧誘していく中で、少しでも保育の質の向上を目指すべく各施設への指導、そういった部分も務めてまいりながら、公立保育園の部分についても同じように保育の質を上げてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 子育てしやすいまちづくりというのは、やはり、人口増加につながってくるわけであります。そうした点で、そういう幸田町のよさを求めて引っ越してくる家族に対しても、やはり、住みやすい、安心して子育てができるまちづくり、こういう点からも安心して預けられる保育園整備というものは、欠かせないものであります。

そうした点で、新制度に移行してからも、やはり町としての責任を十分発揮していただきたいというふうに思います。

次に、毎日の宅配給食体制づくりについて伺います。

高齢者の配食サービスの毎日実施については、充実を求めてたびたび取り上げているものであります。言うまでもなく高齢者の食と健康を守り、安否確認を目的として行われているものであります。地域の福祉を豊かにするためには、行政責任で介護サービスや福祉を充実することはもとより、住民参加で支え合うネットワークづくりも欠かせないものとなっております。そうした政策の具体的なサービスとして、配食サービスがあり、食をとおして手づくりのお弁当を届け、高齢者の見守り活動をしているわけであります。この配食サービスの現状と課題、毎日実施への拡大を伺うものであります。この高齢者への宅配給食サービスは、現在、社会福祉協議会のふれあい給食サービス事業として週5日実施をしております。平成24年度からJAのふれあいサークルの配食事業で週3回に拡大をされ、また、同時に給食サービス事業者が2日を担当し、週5日実施であります。いずれも見守り活動を含めてボランティア的要素もある取り組みで、100人以上が利用をしているということであり、なくてはならない事業となっております。

午前中の杉浦委員の質問の中では、105人という数字が出ておりました。しかしながら、ことし5月まででJAのジョイプラザが閉店ということで、JAの2階の調理室が利用できないという事態になります。利用できなければ、JA婦人部のふれあいサークル配食事業が実施できないということで一般質問で昨年3月議会でも取り上げてきましたけれども、その後、町との話し合い、体制づくりはどうなったか、このことについてお聞きをするものであります。午前中の杉浦委員の質問の中では、まだ具体的にはなっていなかったということでありますが、しかしながら、もう後2カ月ちょっとという状況の中でこのままでいいのかどうなのか、保障されるのかということでありますが、具体的に候補地を挙げながら検討してきた経過があるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 宅配給食サービスにつきましては、午前中の杉浦委員のときにもお答えをさせていただきましたが、趣旨等につきましては、先ほど委員が申され

たとおりでございます。

以前から、このジョイプラザ幸田の2階で行っている場所、ここの閉鎖に伴う対応ということで御質問があるということは承知をしておりますし、この内容については、当然、J Aふれあいサークルともお話をさせていただきながら、福祉の面で当然、町としてもその支援は必要だと思いますし、必要不可欠なものだということは認識をしております。

さらにJ Aについてもその認識は当然しておるところでございます。場所につきましても、現在、実際に決まっているわけではないわけですが、仮にJ Aの中で選定をしていただく、町の中で選定をする、さまざまところでいろいろ検討をしながらその活動場所について選定はしてきたという経過はございます。最終的に、なかなか町の施設では難しいということで、現在、J Aのほうで何とか施設を探していただくということで、今のところはお願いをしておるところで、我々もそのJ Aの対応については、期待をしておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） J Aの方ともお話をしたわけでありましてけれども、なかなか決まらなと、そういうことが返ってきました。それは1月のことでありましてけれども、そういうじゃあどちらが責任を持って場所を確保するのかという問題であります。

このJ Aのふれあい給食は、J Aが責任を持ってやっているから、J Aが責任を持ってよといっても、これは、場所に限りがあるわけでありまして、そうした点でなかなか難しい部分もありますが、そうした点で、具体的に候補地はどう挙げてきたのかという問題であります、それをお聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先ほど申し上げましたように、町も当然必要性は認識をしておりますし、J AもJ Aふれあいサークルの活動としてそれぞれ必要だという認識はしております。

私どももJ Aにぶつけることなく、共同をしながら、その対応について検討をさせていただいている中で、町としては、町の公共施設の利用状況等を勘案しながら活用できる場所があるであろうか。例えば、集会施設も含めて、そういった検討をし、民間の方々と、空き家等の検討もさせていただきました。J Aについては、J Aが持つておみえになります施設の中の特定な1室を使ってどうかということの検討をさせていただいている。その中で、また最終的には決まっていない。これは、近々のうちに決めなければならないという両者の認識は当然しておりますので、一日も早いうちに決めていきたいというふうなことで考えているのが現在の状況であります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 昨年の3月議会にも同じ質問したわけですね。そういう中で、もう1年間以上もかけて検討してきたわけでありましてよ。それが、後2カ月ちょっとになったときにもなかなか候補地が決まらない、これでは、6月からの配食サービスの開始に向けてできるのかという問題であります、その点のところは、町としてはどう責任をとられるのかという問題であります、その点について、お聞きしたいと思います。

それから、例えば、もし間に合わなかったとした場合、今、週5日やっているわけですが、それはどう保障していくのかという問題であります。

また、同時に、毎日の宅配給食の実施ということは、これは、今、検討課題、どんどん拡大をしている中で、県下でも言われましたよね午前中に、20何カ所か7日実施をしているという問題でありまして、県下の状況は、このようになってきているわけがあります。

そうした点からも、せっかくの機会でありますので、この移転問題をきっかけに週7日拡大に向けて、拡大の方向でやっていくという、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 責任といいます。実際にジョイプラザ幸田の所有は、JAあいち三河であります。この建物の取り扱い、いわゆる閉鎖をした後の建物の取り扱い、これについて、実は町でも以前から一部ではそこでやらせていただけないかといういろんな経過の中で、その対応もしながらやっていきたいところですが、決して、その選定場所を考えておったわけでありまして、最近、いよいよ迫ってきた5月までということになりますので、その対応について、JAとは、至急、その辺の最終調整、詰めをしなければいけないというところで対応していきたいと。

例えば、5月に仮に間に合わないとしたときに保障についてということですが、実際には給食、いわゆる配食サービスをどうするかという問題でございます。JAふれあいサークルが活動できる場所が例えば、仮になれば、一旦はどこか違う所でやっていただくことになるのか、業者になるのか、その辺の違う方策でのそういった配食はやっていかなければならないかなというふうには考えております。

それから、週7日の関係につきましては、前にもお話をさせていただきましたけれども、実際には利用者の方のニーズ、この辺も含めまして、もう少しその御意見等も聞きながら、拡大必要であれば、一度検討はしてみたいというふうには思っておりますが、現状では、まだまだ5日でもいいのかなというふうには思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 食事は、毎日食べるものでありまして、この中の5日間というのは、その1日の3回食事する中の1回であります。これから、要支援の介護はずしが進めば、今度は要支援の方々の食事だって、今までヘルパーさんがやっていたものがやれなくなってしまう。そうすると、本当に今度は、深刻な事態になってくるわけです。ですからそうした点から言えば、やはり週7日の配食サービスの実施が求められてくるわけです。そうした点からも、やはり、これはきちんと幸田町として体制づくりをし、そして、週7日の保障をしていく、こういう方向に進んでいくべきではないかというふうに思うわけでありましていかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 週7日の件につきましては、JAふれあいサークルさんについては、今、限界3日だよと、実はこともお伺いをしている中で、7日ということになりますと、当然、業者のほうにお願いをして、そういった対応で、果たして今は配食

サービスを受けておられる方が御利用していただけるかどうか、この辺も実は不透明なところであります。そういったところのニーズも踏まえて、一度調査をさせていただきながら検討ということでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 毎日食べるものは毎日保障を、この観点で取り組んでいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 13番丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時19分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

本日の会議を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって本日の会議を延長することに決定いたしました。

次に、14番伊藤宗次の質問を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 予め通告がしてございます2件について、順次、質問をしてみたいです。

初めに、施政方針であります。

施政方針は、経済対策などの推進により、景気の回復が見込まれています。本町におきましても、町民税、固定資産税などの回復傾向にあります。リーマンショック前の平成19年度の93億円からは、10億円もの大幅な減収の状況にあると、このようにしておりますが、それでは、リーマンショック前の税収を基準にして、財政状況を語る町長の意図はどこにあるのか、まず説明答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） リーマンショックということの一つの大きな財政の一番大きな基準といいますか、今までの私がやってきた財政の上の中で一番起点となるところがこのリーマンショックだということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いわゆる一番機転になると、機転になるというのは、それが基準に出すよ。ここを中心にして物事を判断をして、リーマンショック前の93億円を上下するかどうかと、これがあなたの判断基準だと、こういうことですね。

そうしますと、93億円の税収の水準、この回復の時期は、町長自身、いつごろ見込んでおられますか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） それがいつになるかというのが、私もわかればそれが一番いいこ

とでありますけれども、今年度におきましても税収が徐々に回復をしてきているということでございますので、その時期は、現状のままでいけば、そう遠くないであろうというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、あなたの感覚でいきますと、いつかということは明言できないけれども、そう遠くないだろうと、こういうことであります。

そうしたときに、自民党のアベノミクス、政策があってもいいようなもの。人の財布の中をのぞいて、おまえ金持っているなど、そいじゃあこっちにちょっとよこせと、金のない市町村のほうへ回すわと、これは、政治ではないのです。右のものを左に持って来て、これがアベノミクスだと、そして農村と都市の連携だと、こんな形でやられるわけです。そうしたときに、午前中の質問にもありましたけれども、法人住民税の一部国税化という、一部国税化が推進をされれば、93億円というのは、はるかかなたの話ではないですか。あなたが相当金要るわということを言われるなら、私は法人住民税の一部国税化は、93億円というあなたの言った基準からすれば、遠いかなたの課題とこうなりますが、そこら辺のお見込みはまあ間違いないと、徐々に回復に近づいているわと。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 伊藤委員がおっしゃるとおり、いろいろな考え方があろうかと思っています。

私も、今、町内の企業というのが、いろんな面で活躍していただいております。徐々に上がってきているということを楽しみにしながら、しかしながら、法人町民税の国税化というハードルがございます。それには、2億、3億というのが必ずピンハネという言い方はよくないですけれども、国に召し上げられるというお金があるわけでございますから、それ以上に、もっと幸田町が活性化して企業が入ってやっていけば、その辺は先も見込める状況になるのではないかというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 入ればという仮定の話ですが、既に国税に法人住民税が一部国税化をされる、それは、もう鍋の中に入ってきているわけです。じゃあ、そうしたときに、町税への影響はどう具体的に出てくるのか、今年度はいいでしょうと、来年度までも、その月以降も含めて、幸田町は未来永劫ですと、そうしたときに、もう既に決定をしている法人住民税の一部国税化による町税への影響がどれだけであるのかということと、私が一番懸念をしているのは、そういうことを含めながら、あなた自身が93億円というものを基調にして、住民に何を語るのか。財政は引き続ききびしいですと、住民の要望に応えられるかと、箱物箱物って言って何か箱物を敵視しているような形の中で、何もやらないことを正当化するのがあなたの論法だ。

ですから、そういう点からいくならば、私は、93億円という基準のどういうふうにあなたが捉えているのか、先ほど申し上げたとおり、93億円というのは、かなり遠いかなたの課題になりつつあると、そうしたときに、あなたにとっては、使い勝手のいい93億円になると、違いますか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 93億円というのが、頭の中にずっとあるわけでありすけれども、要は、その歳入歳出のバランスが均衡とれた形になるような、形になればそれは一番いいことであろうというふうに思っております。

確かに歳入において、その90何億というのが、一番多い時期の90何億でありますけれども、その中で、今、町の借金、起債が140億円からだんだん少なくなってきた、実際に40億円ほど、今度の平成26年度以降においても少なくなってくると、そういうものも入れた段階で、先ほど申し上げた箱物についても、第6次総合計画等々に入れていきたいと。新たに早々やらなければいけないものについては、今度、その新しい取り組みもしていきたいと、そういうことを申し上げておるわけでありまして、全体の本当は入ってきたものに対してそれだけで使っていくというのが一番いいことであろうと思いますけれども、それだけでは町民の皆さんに十分理解いただけない。借金もしながらそれをうまく回していくというのも、これは経営上の才覚でもあろうというふうに思いますので、全体のそういうものを含めてしっかり考えながらやってまいりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結局、入ってきたものだけあるっていつているけれども、経済は変動していくわけ。経済が変動すれば、税収が大きく落ち込んだり、ずっと伸びたりする。そのたびに、一喜一憂することがいいかどうかということです。景気変動する、税収も変動する、そのたびに町の政治がばあっと揺れていく、そういうものを活用すればするほど、住民に萎縮をさせるわけです。幸田町の財政は厳しいよと言って、行財政運営厳しい、厳しいと言って、出てくるものは何なのか。それは、住民を萎縮させることだと、それともう一つは、経常経費の問題も出されました。幸田町の人口がふえることによって、少子化対策はさらに重要になると。高齢化が進めばさらに扶助費もふえてくる、これは当然ですよ。何か、扶助費や経常経費がふえることは大変だと言って、そしたらしょっちゅう分母となる税収が変わってきたときに、経常経費や扶助費がずっとふえてきたら、そんなものはいつでも変わってくる。それを、あなた方が、財政は厳しい、幸田町は経常経費が大変でございますよと言ったら、町は発展せん。高齢化の人は、誰かが国会にいったら、お年寄りの皆さんは早くあっちへ行っていただくと、まあ国の財政は大変助かるという感覚と、イコールの感覚なのです。そうではないのです。

幸田町という約4万人の中には、生まれて間もない人たちや、もう近いという人まで含めて、どうやって包含をしながら支えていくかと、それが扶助費なのです。扶助費がふえることを敵視するような形では、私はうまくいかないだろうなというふうに思うわけですが、私が申し上げたいのは、扶助費が財政を圧迫している、その危機の根源にあるという認識かどうかということをお尋ねしたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） まず、企業によって左右される税収というか、そういうものが幸田町においては、20数億の下がった状況があるわけでありす。これも、下がるのだけれども、幸田町として本当にありがたい企業さんの活躍だと思います。

近隣の市におきましては、そういうものを予算も組めない、入ってきたものを歳出と

して取り上げるだけだと、そのプラスアルファが何もないからうちは安泰だよという市もあるわけであります。

だけど、我幸田町は、そういう企業の皆さんが御活躍いただいた税収をいただく、それによって、箱物の大きな施設もでき上がってきたし、駅もでき上がってきたと、そういう経過もあるわけでありますから、それは大事に使っていかなくてはいけないだろうというふうに思っております。

先ほど申された件の扶助費の件を、私のほうで施政方針で余りいいことを言わなかったということかどうか知りませんが、扶助費につきましては、社会保障の一環として、生活保護だとか、児童福祉法、老人福祉法だとか、そういういろんな法律によって守られている国の法律に基づいて出すものが扶助費だというふうに思っております。

ですから、私自身は、扶助費が上がったからどうのこうのとかいうことは申し上げたことは何もないわけでありまして、この扶助費が国として出すものと、地方自治体特有な形で出す扶助費というのが両方あるかと思います。これにつきましては、今回でも9億円ぐらいの予算が歳入として上がってきたわけですが、それに充当するものというのが、民生費で約5億4,000万円ぐらい新たに追加されるわけであります。それから、総務費において1億6,000万円、それから、土木費等におきましても1億円等々、そういうもので今度の新規の新たな増税分、税収が上がったものについても、不交付団体でありますから、地方交付税でいただけない、幸田町の中で消化しなければいけないわけであります。そういうものが、ただ記憶になかったから今度何でもできるのではないかというふうにお考えになる向きもあると思いますけれども、そういう形の町は苦しさもあるわけであります。じゃあ、普通交付税がもらえる形になってしまえばいいのかっていったら、それはそれで、また今の、今までやってきて幸田町が頑張ってきた行政水準といいますか、福祉水準と申しますか、そういうものを下げなければいけないようなことも出てくるのではないかと、国の基準に基づいてやりなさいというようなことになっては、現状を下げることになってしまったと。ですから、今のまま、今の頑張りを今後とも続けていくというふうに思っておりますので、ひとつ伊藤委員、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 扶助費が財政を圧迫するかどうか、私は書いた覚えがないと言われるなら、6ページ、これは、方針の6ページ、この中で、本町におきましても年々増加する扶助費などの経常経費が財政を圧迫する一因となっております。私がでっち上げたのではないです。あなたが書いたやつを正直に申し上げて、こんなことは、私は記憶がないって反論ではないけど、責任逃れのようなことを言ってもらっては困る。

要は、そういう中で、扶助費を敵視をするような形の中でいったら、財政が厳しい、そのたびごとに住民の犠牲が押しつけられることを正当化していくということになります。そうしたときに、じゃあ、こういう町の状況にあったときに、法人がほかの市町よりもたくさんあって税収もあるというならば、それにかわる財源というのもきちんと足すべきだと。それは、全国の85%の都市が既に実施をしている法人課税の適正課税、超過課税ともいいます、それを実施すべきだと、安倍政権は人の財布の中を見てびっと

余分なものを持っていくと、持っていったらその分だけ取り返さないといけない。取り返すのは、今の地方税法の中で、適法的に実施ができる財源調達の施策というのがあるわけです。それも全国で85%の都市がいろんな知恵を出しながら、税源、税収確保で頑張っていると、我町は、左うちわでええって言ってそんなことをやっていたら企業の誘致ができないわって言いながら、85%の都市が企業誘致でみんな失敗しているのか、そうではないのですよ。要は、あなた自身にその気がないからなのです。いかがですか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほどの施政方針の中における扶助費の扱い方で、確かに財政を圧迫する一因となっておりますという書き方をしておりますけれども、財政計上を、予算を計上した段階で、そういう形に見えるといたしますか、予算の配分がそのようにされたということで御理解をいただきたい。決してこれを無理に扶助費はいけないというふうなことは思っておりません。これは、先ほど申し上げたように、社会保障の一つの環境であっての扶助費でございますから、これは、そのような形で使っていかななくてはならないというふうに思っております。

それから、先ほど申し上げております法人町民税の国税化の問題につきましても、私自身愛知県知事から東京都の副知事、神奈川県副知事、それから、大阪の副知事と愛知県の江南市長、市長会の会長、町村会の副会長として、総務大臣のところにまいりました。それで、こんな不合理なことがあってはまずいではないですかと、要するに、不交付団体というのは、愛知県と一番多いのは、東京都、神奈川であります。そこに愛知県の中で、たまたま役をやっている関係で総務大臣のところにいって、こういうことではまずいと、この見返りには何か、交付金でも何でもいい、考えてほしいというふうに申し上げたのです。結果はどうなるかわかりませんが、単なる幸田町みたいに一生懸命先人が企業を誘致して、そういう不交付団体になったようなまちが、だんだんさびれてしまうようなことであってはならない、今後、もっと援助してくれて、もっともうけさせてくれて、それで国のほうから少しこれは違う地方に回してほしいというような形がとれるならば、それはそれで我慢できると思いますか、いうことができますけれども、そういうことを私自身もしっかり総務大臣に申し上げてきた経過がございますので、ただ黙っているということではないわけでありまして、その辺も一つよろしく願いいたします。

以前から申し上げておりますけれども、幸田町は、今、企業立地ということで、あらゆるヘルスケアから、いろんなことで一生懸命やっております。町内に一社、本社を持ってきた形もありますし、今後、須美、桐山、それから、久保田だとか、いろんなところで11カ所の工業用地としての適地も考えております。

そういう中で、先ほど伊藤議員がおっしゃったようなことも足かせをするのではなくして、もう少しオープンにやってまいりたいと、そういうことで先人がやってこられたような形の企業誘致をして、安心して暮らせるようなまちづくりに寄与していきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど、財政圧迫論の関係でも、あなた自身が年々増加する扶助費

が財政を圧迫する、したがって、今後とも厳しい財政運営になることが想定されますよってここでなげいているわけです。あなた自身が言っておきながら、私が指摘するどんなことってというのは、それは手前みそっていうことだろうと。そういうことも含めて、じゃあ、幸田町として、法人住民税が一部国税化をされて国が勝手に召し上げていく、そのことによる財源補填といいますか、新たな財源の施策としては、超過課税は実施しないよということと言われる。

じゃあ、そうしたときに、住民が今どういう状況にあるかと言ったら、あなたは、法人の立地が少ない所の市町村は金持ちでない住民ばかりで大変ではないかと、こういう対比の仕方をされるわけです。

じゃあ、お聞きするけれども、幸田町がリーマンショックの１年間で、幸田町から人口何人転出しましたか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私は、ちょっとその辺までは頭の中にございません。大変恐縮ですけれども、教えていただければ大変ありがたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） １４番、伊藤君。

○１４番（伊藤宗次君） 約１年間で１，０００人を超える人たちが幸田町から転出をしていく。だから、一時期、幸田町の人口は減ったのです。リーマンショックのときに。何で減ったのか、幸田町は、４戸に１戸が共同住宅のまちなのです。転出ができるという点でいけば、一面選択肢が広がるということと同時に都合が悪くなれば、我町も一つの経過として住んだまちというふうになってくる、そうしたときに、我町の人口構成がどうなっているのか、４戸に１戸が共同住宅によって支えられている人口４万人のまちだということなのです。そういうときに、町の施策として定住化を進める政策なんてないではないですか、ありますか。我町は人口４万人、近い将来には人口５万人だと、下手すれば、東浦がやっているようなことを二の舞になるようなことをやってはいけないわけです。それは、やっぱりきちんとした定住する人口をいかにふやしていくかというポリシーがなかったら何もならん、どういうポリシーをお持ちですか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 東浦の二の舞はないと思っているわけですが、幸田町が、今、伊藤委員がおっしゃった４戸に１戸の共同住宅で、それだけ１，０００人減ったということについては、私もしっかり承知をしなくて申しわけないなと思っておりますけれども、この件を考えまして、幸田町に定住化していただく、今、区画整理で岩堀、それから六栗、それから深溝とやっているわけでありまして。それからまた相見駅でもやっているわけでありまして、幸田町のよさというものをさらに出していかなくてはいけないなということも考えます。

多くの若い方がお越しいただいて、持ち家で定住をしていただく、それを推進していかなくてはいけないなというふうに思っております。それには、やはり、子育てが本当にしやすい場所であるとか、高齢者の方が住みやすいだとか、自然がたくさんあるとか、そういう幸田町のロケーションを生かしたものを皆さんに来ていただくような形で、さらに進めていきたいというふうに思いますので、今後の区画整理の進展を見守りながら、

町としても支援をしていきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結局、区画整理頼みだと、その区画整理の相見の区画整理を初め、今後、岩堀、六栗、里、この3地区に区画整理があると、そうしたときに、区画整理というのは、住宅地の増設をどうするのか、造成していくのです。そこに住宅地がどういう形で誕生してくるかと言ったら、みんな幸田町ポリシーがないもので、この宅地をどう活用するかは地権者の問題だと、地権者の権利の問題まで幸田町が、区画整理を名のもとに関与はできないよといって、みんな共同住宅ぼんぼん建っている、それが幸田町が4戸に1戸の共同住宅のまちという基礎をつくり上げてきている。ほかの区画整理地区も全部そう。そして、今回、計画をされている3地区における区画整理事業も定住化、あなたの言われているように持ち家を中心とした定住化で、まちづくりではなくてつくられた宅地は、どう活用するかは地権者の権利の問題で幸田町は、この基盤を整備してあげるだけだよと、こういう感覚です。そこに政策はあるのですか、それをお聞きしているのです。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 住宅政策については、幸田町として新たに3カ所が区画整理を進めているわけでありますけれども、確かに、これは、町主導型ではなくて、地区の主導型の区画整理をやっているわけです。地権者の皆様方が、どういう考え方をして、そのまちを自分たちの要するに減歩を出しながらまちづくりをしていくわけでありますから、それが町が、これしかできないのだということを申し上げることも、なかなかそれは無理な面もあるだろうと、ですから、地域の皆さんが、区画整理をやられる組合でお話されながら区画整理をされるという、そのことについては、それが一番地元の土地を出した方たちの狙いでもあろうというふうに思います。

町としましても、いろんな相談に応じながら、この持ち家制度というものを、ぜひやっていただくような形でもお話もしていきたいなというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この施政方針で、短い時間で全部語ることはできません。先ほど申し上げたとおり、今回、私が申し上げたのは、大企業に対して適正な課税を実施をして、法人住民税が一部国税化されることによる幸田町の財政減というものに対してきちんと対処すべきだと、企業はアベノミクスの基でどんどん減税されていくわけです。企業の税負担は軽減される中で、幸田町も適法的に税制を改めて、条例一つでできるわけなので、それで財源確保するという点が欠けていることと、もう一つは、幸田町が安定して人口増がいく、それは、定住する人口をどうふやしていくか、それは、まちづくりの基本であり、そうしたときに、あなたが今言われた地権者が減歩という、土地のただ取りをする、そういう減歩を出してまちづくりをするときに、幸田町がまちづくり政策で地権者に、おいこれを何とかせ嫌なんていうのは、恩着せがましいと、それは言うてはいかんことだというような感覚で言われるなら、まちの補助金なんか出さなくていいのです。まちの補助金、いわゆる皆さんの納めた税金で、土地を造成し、宅地をつくり、そこに地権者の権利だと言って定住しないような、そういうまちづくりを進められるおつ

もりですよと、そういうことの確認をいたしました。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 町がまちづくりの補助金を出しているということに対して、今、お話があったわけでありますけれども、それは、町ではなくて、民間の皆様方がやられる中において、スムーズな円滑な区画整理ができるということに対して、一つ援助をしながら、それから道路の問題、消防の消火栓の問題、いろんな問題がそのまちづくり区画整理の中に入ってまいります。そういう中で、それが地域の皆さん方にスムーズに御理解いただけるような、そういうまちづくりの補助金だというふうに思っております。

それは一つ御理解いただいて、1戸建てのいいまちづくりができるように、町としても各組合に協力をお願いしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この問題は、後日予定がされております。予算特別委員会でさらに深めて、次にいきます。

次の公用車18号、親切ダンプの廃車の問題であります。18号車は、昨年3月5日、エンジントラブルなどで愛知自動車に持ち込まれ修理を依頼、3月7日に土木課が受理をした業者の修理見積額は118万5,000円余りの額であります。この額は、公用車更新基準を大きく超える額であり、修理せず廃車するとの結論を出されております。

廃車に係る書類などを業者に渡し、廃車処分をいたしました。この経過の中で、職員の判断、議会の答弁などに作為はなかったかどうか、まず答弁を求めます。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） ただいまの件につきましては、幸田町の親切行政2トンダンプカー18号廃車に係る調査結果ということで、私が、内部を横断的にそれぞれの所管課の立場から意見を調整しまして、既に議会の産業建設の委員協議会で報告させていただいたところでございます。

結果でございますけれども、そのときの申し上げましたとおり、職員の不作為というものはないと、不当に公用車を処分したということではなくて、職員におきましては、行動そのものは問題もないし、事務処理の進め方においては、落ち度があったとは言えない。ただ、反省すべきことは当然あります。先ほどお話がありましたように、今回、この18号車につきましては、BDF、バイオディーゼルの燃料を導入しているわけでございます。そういったところで、初めてのそういった18号車にBDFを導入したわけでございますので、そういった車のエンジンの機能に対する影響というような点で、注意不足というような点は、調査の中でもあります。また、書類の一部不備があったということも見受けられますけれども、やはり、先ほど言いましたように、通常の行動の中での信頼関係、これは愛知自動車さんですけれども、中での処理だという判断をしておりますので、職員の不作為というものはございませんという形で報告させていただいております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり不作為はございませんよということです。その不作為の反対語は作為があったと、作為的にやられたよとこういうことですよね。不作為はなかった。私流にいう不作為とは、無頓着で無感覚で、とんとんとんとやったというのが不作為というものの意味合いだろうと、作為というのは、ある目的をもって、まさに意図的に作為的にことを成したというのが作為、そういう経過ですよ、この経過は。そういう中で、今、副町長が言われた廃車に係る経過の中で、業者は、誠心誠意、まちに対して誠実な態度で対応したのかどうなのか答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 誠実に対応いたしましたという結果ではございますけれども、もう一度繰り返しますけれども、職員につきましても愛知自動車さんに廃車するに当たりまして、委任状、譲渡証明書等を発行するに当たりまして、通常の信頼関係の中で適正な判断であったということ、また、愛知自動車さんにおきましても、永久抹消を避けるために、悪意的、または不作為な取り扱いの背景の中で、ことを進めたということには至っておりませんので、業者の関係につきましても適正なものであると、また、その業者の廃車の車の処分の進め方につきましても、やはり、企業間の取引結果が結果的に伊藤委員言われますように、オークションにかけることによって損害が生じたというようなことには至っておりません。あくまでも民間同士の企業間の取引の結果は、損害を与えたものではないという判断をいたしておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど、副町長も言われましたが、18号車の廃車にかかわる調査会、1月20日に設置をされて、副町長が委員長に、そして、部課長9名で調査会が設けられた。その調査された結果が、2月14に開かれた産業建設委員協議会に報告書として提出がされました。

その報告書は、まさに今、あなたの言われるように、職員をかばいだてし、責任は一切ございません。業者は誠実で信頼できると、こういうことを書いているわけです。そこから、何も生まれてこないです。後ほど申し上げますけれども。

昨年の9月議会一般質問、あるいは、その後の決算特別委員会で、18号車は、愛知自動車から安城市の橋目にある解体業者イトクに売却をした。これは、会議録に載っているのです。その解体業者に、直接確認をしたと、確認はしてない。直接確認をし、エンジンは解体をし、車体は切り離した状態で貿易のほうに回したと、こういう回答を得ました。事実経過はあなたが答弁したとおりが進んでおりますか。そこに不作為ではなくて、作為的な、確信犯的な内容がある、ということではないですか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、私の答弁についてということでありますから、私のほうから回答をさせていただきますけれども、もともと、昨年の6月13日に補正予算の関係で質疑がございました。

その中で、どなたがこの車を保管しているのですかというふうな御質問もいただきました。そのときの私の答弁としては、名古屋に本社があります岡崎にも支店のある業者に引き渡せたということです。当時の写真とか、記録簿等がないか、追求しているとこ

ろですが、そこまで至っていないのが実情ですと、現状でございますというふうな答弁をいたしております。そのときの答弁が、実際、今回の報告書の14ページにございます三洋商店ということになるわけです。名古屋が本社でございます。結果的に、そういった部分でございました。

ただ、また、9月4日の一般質問、今、委員が申されましたような、町民の共有財産を処分したのはどこの業者かと、実際に具体名を言えというような御質問に対して、私の答弁としては、愛知自動車から安城市の橋目にありますイトクという会社でございます。エンジンは解体し、車体については、切り離した状態で貿易のほうへ回しましたという回答はいただいておりますけれども、実際にその中身が証明できるかというものに対しても、この段階ではわかりませんと、手に入っている状況ではございませんという答弁をさせていただいているところでございます。

以上のような不明確な答弁ということが、誤解を生じたという面ではございますけれども、また、結果的に、愛知自動車から私どもが聞き取りをした内容に虚偽があったのか、愛知自動車のほうの聞き取りが虚偽になったのかというと、必ずしもそういう状況ではございませんで、オークション規約に基づいて、これも報告書の25ページに記載してございますけれども、守秘義務の中から愛知自動車の取引業者、これがイトクもございまして、そういったものでの解体をしたということで、エンジンは少なくとも三洋商店、また、車体の取り扱いについて、これは、そのイトクかどうかというのは、はっきり言ってわかりません。ただ、その流通、出品ルートについては、この中での課題とはしておりません。司法取引の中のことでございますので、我々の問題視する部分、これについては、こういった状態でそのオークションに出されたのか、また、そういった報告書の中に5項目ほど問題点を挙げておりますけれども、例えば、60万円で出品されたのが、これはどういう意味なのかとか、また、エンジンは修理せずに出たのか、乗せかえはなかったのではないのかとか、また、10万円の妥当性、そういった面の議論を、この中の調査会で行っておりまして、その結果がこの報告書の中で示されているということでございます。いずれにしても、私の曖昧な答弁部分、不確かな部分というのは、産業建設委員会でもおわびを申し上げましたけれども、この場でもおわびさせていただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は、あなたの曖昧な答弁ではない。確信を持って言っているのです。だから、確信犯だと言っているのです。

あなたは、橋目にあるイトクという自動車会社に愛知自動車が転売しましたと、私も確認しましたと。エンジンは解体され、車体も分解されたでしょ、あれは貿易に回ってくじゃないかと言って、あなた自身が確認したよと言って、会議録にあるのを曖昧にしたものではないのです。

そういう経過の中で、6月議会の補正予算の関係云々と言われるけれども、もうこの時点ではオークションにかかっている、転売されているわけ。その後の関係からいけば、これは9月の一般質問に対するあなたの答弁、このオークションに関しては、私も実際にホームページを見て、それらしきものを見つけましたよと、それまではしゃあしゃあ

と言っておきながら、オークションで出されたホームページ、あなたにも渡しましたし、町長にもこれをお渡しをした。

その中には、車体のナンバーと車体の形式が全部載っている。それらしきではない。もう車検証から見ればこれが廃車した18号ダンプだということは明らか。明らかだからこそ、そこら辺はあなたは確信には触れていないけれども、オークションに関しては、私も実際にホームページを見ましたと、そういう答弁をしながら、その前では、いやあれは私が直接確認をしましたので、イトクにいております。これは、業者の確認だけの問題ではないです。言ってこういうごまかしをしている。だから不作為ではない。作為的に確信犯的に業者をかばいだてをした、つまり、愛知自動車をかばいだてをして、物事を隠蔽する、こういう経過の中で、事が進んできたのですよ。こういうことなのですが、いかがですか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今の私の答弁の中で、そのホームページを見ましたというものについては、一般的なものを見たということをこの時点でそのつもりで申し上げております。いわゆるダンプというのは、そういった出品、そういったものにあるのかどうかというようなことで、これは、例えば道路公社だとか、ほかの建設会社だとか、もちろん公共的な団体からも、こういった部分出ている場合もございます。黄色と白のトラックというようなダンプと、いうようなこともあります。私自身は、そういったものを実際にこの18号に匹敵するものをその時点で、もちろんホームページを含めて確認はとれておらない状態であります。そういった面では、何か私のほうの言い方が間違っていたのかもしれませんが、通常、後ほどの調査でもあるのですけれども、ホームページ上、この会員でない限りは、このオークションの情報は見れないということもありますので、私の見ている部分は、一般的なホームページで流通している部分のいわゆる中古車市場の中での情報でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ごまかしをすればするほどぼろが出てくる。こういうのが、今、あなたの答弁の内容だと。いやこれはって言っておきながら、ここではあなた言っている、答弁では。このオークションに関しては、私も実際にホームページを見ました。それらしき形式、あるいは、車両については、白く塗りかえられたもので、こういったものは、確認をしておりますが、それがこれに当たるかどうか分からないですと、私自身も確証がないものですからという形で、あなたはくそ道あけて逃げている。逃げているけれども、ホームページを見れば、バントラコーナーには、形式、それから、車体番号、全部書いているわけです。これは、あなたが今ホームページで見たというなら、これは見れるはずです。それを見ずしてどうのこうのなんていうことを、よく見たか、見んかということをやっていたら時間のロスになるということです。

そうしたときの中で、報告書は、この問題について、愛知自動車に聞き取りをすると、同時に、町内の同業者複数、どことどこということはおあなたが言いましたけど、私も聞こうとは思わない。町内の複数の同業者に聞き取り調査をしたと、その結論は何かと、どう書いているのです。愛知自動車は規模が大きくて信頼できると、ほかの町内の業者

は、規模が小さくてエンジンの乗せかえなど短時間でできないではないかと、そういうひがみ根性の中で、憶測でものを言っているから信頼できないと書いているのです。

あなた方自身が、愛知自動車は信頼できると、規模が大きいから、それだけなのです。一日で乗せかえられるからと、事の本質は乗せかえたか乗せかえるのではなくて、1日でやったかやらないかではない。しかし、町内に聞き取りをした2つの業者は、複数の業者は、規模が小さくて自分のところができないものだと、憶測でものを言っているのだと、だから、信頼できないのだと、こういう記述ではないですか、違いますか。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 信頼できぬといえますか、憶測であり、確かではないという考え方にたつものではございます。

確かに、今回の調査会の件につきましては、幸田町の自動車組合の方々に、やはりたくさんの方にいろんな意見を聞いて、客観的な視点で御見解をいただきたいという立場でございました。それぞれの方々ににつきましては、親身になって当事者の立場だったらこうなるだろうということではいろんな御指摘をいただいたものではございますけれども、やはり、たくさんケースがある中での一つの見解ということで、全てがそうだというふうにならないわけではございまして、やはり、土俵の中で戦っておられる愛知自動車さんと、やっぱり観客としての立場でものを言われた方々の判断もそれなりに妥当性、相当性はありますけれども、あくまでも確かではないだろうという判断で、今、委員御指摘のありましたように、町内業者については、信頼できるところに至ったというような判断になったものではございます。御理解いただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 先ほど、前半部分の伊藤委員から言われているホームページの情報、これにつきましては、私どもも資料の中で22ページ、23ページに載せておるわけですが、実際にこの情報につきましては、会員でない限りは見れないと、打ち出したものをいただくということはあるかもしれませんが、こういったものをページ上で見ることはできないということだけは、申し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 副町長がいろいろ言われた。言われたけれども、あなたが責任者となってまとめた報告書、これは、複数の組合員の情報はあくまで憶測であり、確かな情報ではないということや、信頼性に欠けるとのことなのです。そういうことを言っているわけです。

愛知自動車は、規模が大きく自社で乗せかえを行える。ほかの組合員では、ダンプ、トラック、ディーゼルエンジン、取扱業者、いすゞ自動車等との取引実例がなく、短時間で難しいと判断しているからと考えられる。これは、あなた方が勝手に憶測している。その憶測の上に、聞き取りをした複数の町内の同業者は、信頼性に欠けると、こういうことですね。そういった点でいくと、じゃあ、その信頼性とは何だという点で、業者から、業者というのは愛知自動車、愛知自動車から、10月31日にこの件についての顛末書出されております。この顛末書の中で、エンジンの関係でいけば、エンジンオイ

ルが空っぽだよと、さらにゲージがこびりついて抜けない、あなた方はこういう内容について、独自に検証したかどうか、答弁をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 報告書の10ページにございます顛末書の中で、エンジンの破損、著しく交換を要する状態ということで、いわゆる致命的な状況にあると、そういった中で、エンジンオイルがゲージがはりついてぬけずというふうな状況でございます。

これは、状況的には、こういった顛末がございましたので、これを持って実際に、これは事後検証になるわけですが、当時の整備士と、我々親切班が行っておりますので、そういったものの現場での事後検証としてこの報告書にございます写真がございましたけれども、そういった30ページ、31ページの部分で確認をしていると。

ただ、これが一般的に言われるエンジンの中のオイルが焼きつきがどれくらいの期間でなるのかというようなことも、これは産業建設の中でも話題となりましたので、その後、確認してみたわけですが、そういった中では、やはり、10日から2週間程度でこういった部分はある得るということでは言われました。

ただ、エンジンのオイルゲージに、レベルゲージがどの程度にあったかというのは、当然、これはその車それぞれの状況、エンジンが変形していたという部分も報告ではございますので、そういった部分での要因があったのかなということはあると思いますが、確かな情報ではないということだけは御回答させていただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 10日や2週間でこびりついてゲージが抜けんなんていうのは、誰が考えたってあらへん。そんなことを議会で提示されておいて、誰がそういう知恵を授けたか知らないけれども、世間の物笑いになる建設部長が。そんなことを言ったらどうするのかということと、もう一つは、この業者にかかわっては、幸田町の公用車4台、月1回、ちゃんと点検をすると、こういう契約で32万円から36万円ぐらい、その金額で契約をしておきながら、この車は検査をすり抜けておるわけです。いわゆる月例点検です。月例点検をせずに、お金だけはいただいております。

つまり、月例点検はやらず、幸田町と契約結んだ、金はいただいております。やらずぶったくりだと、やらずぶったくりでありながら顛末書の中では、自分のやらずを棚に上げて、エンジンオイルが空っぽだよと、ゲージがこびりついたよと、さらにその下には、フェラーキャップから内部を目視、そしたらコイルタール状になっていたと、そんな1週間から10日、あるいは、2週間でキャップがこびりついてコイルタール状になるなんてことはあり得る、それを最もらしく書いている。そこら辺については、検証されたのか。この内容について、あなた方は聞き取りをしたのだから、複数の町内の同業者に、こういうことも含めて、こういう状態になるのかと言って検証をされたのか、愛知自動車に、これはどうなっていると、そしたら泥棒におまえ泥棒かと聞くのと一緒。やらずぶったくりと一緒。そこら辺はどういうふうに検証されているのか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 10日から2週間というものも、これも特定の整備士の方、もちろん愛知自動車ではないですが、そういった方にお聞きした内容でございます。

実際に、このエンジンが壊れた背景には、何度も申し上げておりますけれども、そのエンジンの室内に、いわゆるバイオ燃料が入り込み、オイルが希釈されて、オイルの潤滑機能がなくなっていったと、ある程度の段階までは、エンジンオイルがふえている状況でございます。

もちろんその潤滑機能がないのですけれども、その中に水が入ったのと同じような状況になってくると。それが、ある一定の経過を過ぎてくると、一気に蒸発し始めた、燃焼し始めると、それが燃焼した部分で、これが白煙が出るわけですが、その白煙が出ている状態が、大体10日から2週間ぐらいではないかというふうな部分が、一般的に言われているということから、私もそういった理解をさせていただいているということでございまして、前半の部分の点検についてについては、これは建設部の所管ではないのですけれども、このダンプの関係につきましては、当時、現場の親切行政のほうを優先していたということから、点検については行わずに進めてきたと。それについては、この点検業者、月に1回の点検については、これは12回の指定される日にちにこれを幸田町の公用車を点検する、そういう面ではその成果はおおむねあったというようなことから、成果としては最終的に、その契約の不履行ではなく、契約どおり進めたというふうに判断されたというふうに理解しております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 49台の車が、そのうちの何台かが、月1回のエンジンすり抜けても、おおむね良好だと、まさに公務員の感覚だと。皆さんの納めた税金がどう使われているのか、やらずぶったくりで持っていかれても、いやおおむね良好でございますわ、トータル的にはそうですわと、トータルの問題ではない、49台、32万円で月に1回こういう契約をなさないと、エンジン関係については、エンジンオイルが入っているか入っていないか、適量かどうかということも点検項目の中に入っておりながら抜け落ちたと、自分は点検せずに、いやエンジンオイルがこびりついちゃったわ、タール状だわというのは、自分が何もやってこらずにやらずぶったくりをやっておりますよということを、その業者自身が認めているということなのです。

ということとあわせて、もう一つは、調査書の中で、14、15ページ、並びに21ページ、要はここは解体業者の三洋商会としていすず自動車東海北陸株式会社、この2社の資料が添付をされております。この資料の添付について、独自に検証されましたか。三洋商会やいすずに、あなた自身が、あなた方自身が、足を運んできちんと確認しましたか。信ぴょう性にかけますよ。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今の14ページ、15ページ、このエンジンの改修証明と、中古エンジン販売証明、これについては、直接町が出向いてという形ではなく、郵送でという形で送られてきているということでもあります。

それとオークション、オークションのいずれのいわゆるエンジンを乗せかえた場合の設定、インジェクターのIDコード入力と、こういったものも実際には電話での確認で、このいすず自動車東海北陸株式会社のほうから役場のほうへ送ってきているという状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結局、この三洋商会及びいすゞ自動車、電話だけでやって現物持っていったわけではない。現物、一回見せていただきたいと、どんなことが書いてあるのか、こういうのが実感です。こういう中で、今回、あなた方がとってこられた内容については、まさに職員の不作為どころか作為と、作為を持って行われたいうことに断じると、いうことと同時に、そうした事例の中で、職員をどうするのかと、これは町長答弁を。私は、職員の不作為だと思ったけれども、今の答弁を聞くと不作為ではないと、作為的に行われたということと、業者は、うそ八百並べているわけです。これはしかるべき処分をすべきだと。その上で、今回の教訓として、単体で廃車処分はしないと、新車購入の下取り車として、こういう提起をしますが、どういうふうにお答えいただきますか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） この18号のダンプの関係につきましては、副町長が委員長として庁内でしっかり精査をして、私に不作為はなかったという報告書をいただいております。私は、副町長の言ったことを信用いたしまして、そのような形で私は今思っております。

職員の処分がどうのこうのという話もちよっとあったわけでありすけれども、これについては、職員の不作為ないということではありますけれども、中に処理でもう少し慎重を期したらよかったなということもあろうと思います。それについては、しっかり精査しながら考えさせていただこうというふうに思います。

全体的に、先ほど申し上げたように、副町長からいただいた資料につきまして、業者に対しても、今、私がどうのこうのって処分するというようなあれは持っておりません。これは、一度、しっかり、私も考えたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今回の公用車の一連の関連を受けまして、私どもも公用車の更新という意味で更新基準の見直しにつきましては、経過年数をもう少し長く、それから、距離数もふやした形、それから、今ポイントになっております不用の決定の際の内容につきまして、その今までの状況調書的なものも添付をさせながら決裁をもって不用の決定をする。それから、更新をしていくというような中身として財政会議もしていきたいなど。

それから、今、新車購入時の下取りにつきましては、前提は下取りとして出していくという内部指針を持ちながら、しかしながら、ケースによって単体で売のようなバスを、例えば、入札にかけて売というような状況もありますので、そうした部分は残しながらも改正を含めて、今、案をつくっておるところでございますので、考え方としては、そういうものを持っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、先ほど申し上げたとおり、愛知自動車、三洋商会、いすゞ自動車、これについては、まだ曖昧なことをしております。私は、さらに調査を進めていく、実態を明らかにする、そういう中で、また、機会を見つけて、私はしかるべき業者

の処分というものをやるべきだと、それは確たるものを持った機会を見つけてやってまいります。

先ほど、総務部長が答弁されました更新基準の関係、廃車の関係、これはきちんと原則とするのかどうなのか、この関係の教訓をどういうふうに結びつけるのか、基本は下取りなのだと、下取りということは値引きにつながるのです、新車の。だから、そういう下取りをきちんとルール化することと、今の更新基準もきちんと見直しをするべきだということを提起して、私はやめる。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今、おっしゃっていただきました中身につきまして、4月1日から運用ができるような形で、再度、詰めをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

以上をもって本日の日程は終わります。

次回は、3月10日月曜日、午前9時から再開いたします。

本日、一般質問された方は、議会だよりの原稿を3月17日月曜日までに事務局へ提出をお願いします。

長時間、大変お疲れさまでした。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後 5時21分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

平成 2 6 年 3 月 5 日

議 長

議 員

議 員